

(午前 9時00分 開会)

○万里川議長 早朝からご出席いただきましてありがとうございます。

ただいまから、本会議から付託されました平成13年度斑鳩町一般会計、各特別会計及び水道事業会計予算についての審査を行っていただきますが、会議に先立ちまして正副委員長を互選するために、暫時休憩をいたします。

○万里川議長 再開いたします。

休憩中に互選をいただきました結果、委員長に森河委員、副委員長に中西委員が互選されましたので、お二人にはよろしく願いいたします。

ここで、委員長と交代のために、暫時休憩いたします。よろしく願いいたします。

○森河委員長 再開いたします。

皆さんの推挙によりまして、予算特別委員の委員長を務めさせていただきます。副委員長とともに、委員会の運営に当たらせていただきますので、皆さんよろしくお願い申し上げます。

理事者各位におかれましても、的確な説明、答弁をされるように努められるよう、スムーズな審査ができますようお願い申し上げます。

それでは、ここで私より署名委員を指名いたします。小野委員さん、山本委員さんの両委員を指名いたしますので、両委員にはよろしく願いいたします。

初めに町長のあいさつをお受けいたします。小城町長。

○小城町長 皆さんおはようございます。

1日の本会議から付託されました議案第11号 平成13年度斑鳩町一般会計予算でございますが、この予算についてはいろいろ厳しい財政事情の中で、80億円ということで予算を確定してまいりました。委員の皆さんには慎重審議いただきまして、また、議案第12号、第13号、第14号、第15号、第16号、第17号、第18号、特別会計、水道事業会計でございます。この関係等につきましても慎重審議をいただき、原案どおりよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○森河委員長 私よりお願い申し上げます。委員会の審査に入るまでに、理事者側の説明を短縮をお願いをしておきたいと思っております。各委員さんの方への答弁がありましたときには、手短、短縮に、それも的確にかみ合うようお願いをしておきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、本会議から付託を受けました議案第11号 平成13年度斑鳩町一般会計

予算について、議案第12号 平成13年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算について、議案第13号 平成13年度斑鳩町老人保健特別会計予算について、議案第14号 平成13年度斑鳩町観光自動車駐車場特別会計予算について、議案第15号 平成13年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算について、議案第16号 平成13年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算について、議案第17号 平成13年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算について、議案第18号 平成13年度斑鳩町水道事業会計予算について、以上8議案を一括上程し、議題といたします。

初めに審査の方法についてお諮りいたします。最初に一般会計について審査することとし、理事者側から一般会計の総括説明と歳入全般についての説明を受けた後、これに対する質疑を行い、次に、歳出について第1款から各款ごとに説明、質疑を順次行うとして、一般会計の審査を行い、次に、各特別会計審査については会計ごとに全体の説明を受けた後、それぞれの質疑を行うということで審査を進めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森河委員長 ありがとうございます。

それではそのように進めさせていただきます。

まず初めに、議案第11号 平成13年度斑鳩町一般会計予算についての審査に入ります。

それでは、総括質疑と歳入全般のについての説明を求めますが、本会議初日に町長から施政方針についての詳細な内容の説明を受けています。この説明を受けていることを前提に、これと重複しない内容での説明を受けます。

よろしく願いいたします。理事者の説明を求めます。植村部長。

○植村総務部長 それでは、議案第11号 斑鳩町一般会計予算の総括説明をさせていただきます。

まず、議案書の朗読をさせていただきます。

議案第11号

平成13年度斑鳩町一般会計予算について

標記の件について、地方自治法第211条第1項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成13年3月1日提出

斑鳩町長 小城利重

それでは、一般会計予算書に基づきましてご説明をさせていただきますが、その前に平成13年度の本町の財政事情についてご説明を申し上げます。

本町の財政事情は、歳入面では町税収入は微増となったものの、地方交付税がその原資となる国税収入の伸び悩みにより減額となり、平成13年度の一般財源は前年度と比較して4,847万円、0.7%の減となり、引き続き厳しい状況でございます。

一方、歳出面では、義務的経費のうち、人件費は前年度とほぼ同額となり、また公債費についても2,179万9,000円、1.3%の減となったものの、福祉・医療の充実、資源循環型社会の形成、生活基盤の整備、その他各分野において相当額の財政需要があり、予算編成上において大幅な収支不足が生じたところでございます。

このため、行財政改革を推進し、歳出については引き続き事務事業の見直しを行い、経費の全般にわたり徹底した節減合理化に努め、さらに優先順位の厳しい選択を行うことといたしました。

また、歳入にあつては、減税補てん債、臨時財政対策債などの特例的な町債を確保することにより、収支の均衡を図ることをいたしました。

このように、一段と厳しさが増してくる財政環境の中ではありますが、住民が主体的に参加するまちづくりの展開、少子・高齢化への対応、循環型社会形成の推進、さらには安心して快適な都市環境の整備など、「第3次斑鳩町総合計画」に掲げた主要施策の着実な推進を初めとして、各案の施策に重点的、効率的な財源配分を行い、町政の発展に最大限の努力を払うことといたしました。

以上、簡単ではありますが、本町の財政事情の説明とさせていただきます。

それでは、お手元にお配りいたしております一般会計予算書の1ページをごらんいただきたいと思っております。

1ページについて朗読なりご説明をさせていただきますと思っております。

平成13年度 斑鳩町一般会計予算

平成13年度斑鳩町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ80億円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

これにつきましては、9ページをごらんいただきたいと思います。

第2表で債務保証に係ります事項、期間、限度額、また債務負担行為に係ります事項、期間、限度額について定めております。

その内容については斑鳩町土地開発公社に対する債務保証と、斑鳩町土地開発公社に依頼しております都市計画道路、事業用地取得等に係ります債務負担行為となっております。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

これにつきましては、10ページをごらんいただきたいと思います。第3表で起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法等について定めております。

その内容につきましてご説明をさせていただきます。

予算書の43ページをお開き願います。

初めに、第1目の衛生債であります。水道事業会計出資債として第1浄水場の整備に対して出資する一般会計からの出資金に係ります町債6,180万円を計上いたしております。これについては交付税措置の算入率が50%、起債充当率が100%となっております。

次に、第2目の土木債でございます。治水対策事業債といたしまして、流域貯留浸透事業に係ります町債3,230万円を計上しております。これについては交付税措置の算入率が90%、起債充当率は95%となっております。

また、地方特定道路整備事業債といたしまして、法隆寺線整備事業に係ります町債6,750万円を計上いたしております。これにつきましては交付税措置の算入率が52.3%、起債充当率は通常分及び財源対策分を合わせまして90%となっております。

公営住宅建設事業債といたしまして、公営住宅整備事業に係ります町債850万円を計上いたしております。これにつきましては、起債充当率は85%となっております。

次に、第3目、消防債でございます。防災まちづくり事業債といたしまして、防災ま

ちづくり事業に係ります町債7,370万円を計上いたしております。これについては、交付税措置の算入率が52.3%、起債充当率は85%となっております。

次に、第4目の臨時財政対策債でございますが、平成13年度から平成15年までの間に限りまして、地方負担分の一般財源の不足に対処するため地方財政法第5条の特例として発行される臨時財政対策債1億3,000万円を計上いたしております。この臨時財政対策債の元金償還相当額については、その全額を当年度地方交付税の基準財政需要額に算入されることとなっております。

最後に第5目の減税補てん債でございますが、恒久的減税の実施に伴う減収の一部に対処するため、地方財政法第5条の特例として発行される減税補てん債3,410万円を計上いたしております。

以上、町債の合計は4億790万円となり、前年度の予算額と比較したしまして2,680万円、7.7%の増となっております。

また、町債の残高の見込みでございますが、196ページをお開き願います。

一般会計普通債の平成13年度末残高は、95億5,279万1,000円となる見込みでございます。さらに水道事業、公共下水道事業を合わせました平成13年末残高は152億1,155万3,000円となる見込みでございます。

それでは、1ページの方へお戻りいただきたいと思っております。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10億円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成13年3月1日提出

斑鳩町長 小城利重

それでは、一般会計歳出予算からご説明申し上げます。

歳出予算の各費目の詳しい説明については、後ほど各部長からご説明をいたしますが、私の方からは簡単に目的別について前年度の予算額と比較とその主な事業、そして性

質別の主な増減についてご説明をさせていただきます。

それでは、予算書の13ページをお開きいただきたいと思います。

第1款、議会費でございますが、1億2,259万7,000円を計上いたしております。前年度の予算額と比較して149万4,000円、1.2%の減となっております。

次に、第2款、総務費については10億750万8,000円を計上いたしております。前年度の予算額と比較いたしまして1億3,139万4,000円、11.5%の減となっております。主な事業といたしまして、コミュニティバス運行事業1,050万円、外部監査事務48万円、男女共同参画社会づくり事業92万6,000円、斑鳩の宮造営1400年記念事業1,611万円、公営化推進事業4,666万2,000円、住民基本台帳ネットワーク構築事業941万円、町長選挙事務900万円、参議院議員選挙事務1,300万円などを計上いたしております。

次に、第3款、民生費でございます。14億3,941万6,000円を計上しております。前年度の予算額と比較いたしまして、4,430万8,000円、3%の減となっております。その主な事業といたしまして、自立高齢者等の支援対策として高齢者生きがい活動支援事業で3,066万7,000円、老人医療費助成等事業で1億91万8,000円、ふれあい交流センターいきいきの里管理運営で3,560万6,000円、介護保険事業会計繰出で2億1,465万8,000円、児童手当給付7,338万円などを計上いたしております。

次に、第4款の衛生費についてでございます。9億7,472万5,000円を計上いたしております。前年度の予算額と比較して、4,457万1,000円、4.8%の増となっております。主な事業といたしましては、感染症予防事業で3,002万2,000円、健康検診事業といたしまして4,458万8,000円、ごみ減量資源化事業といたしまして4,208万7,000円などを計上いたしております。

次に、第5款の農林水産業費についてでございます。1億7,832万5,000円を計上いたしております。前年度の予算額と比較いたしまして4,427万6,000円、19.9%の減となっております。主な事業といたしまして、土地改良事業で1億714万7,000円、生産調整推進対策事業で863万円8,000円などを計上いたしております。

次に、第6款の商工費についてでございますが、8,972万円を計上いたしており

ます。前年度の予算額と比較いたしまして871万8,000円、8.9%の減となっております。主な事業といたしまして、緊急地域雇用特別対策事業費といたしまして469万7,000円、シルバー人材センター活動助成で1,021万円、商工会補助で1,200万円、秋まつり実行委員会補助で520万円などを計上いたしております。

第7款の土木費についてでございますが、12億6,026万1,000円を計上いたしております。前年度の予算額と比較いたしまして1億8,267万8,000円、17%の増となっております。主な事業といたしまして、道路新設改良事業で3億790万7,000円、法隆寺線整備事業で2億4,043万5,000円、歴史的地区環境整備街路事業で5,605万5,000円、公営住宅整備事業で2,254万円、公共下水道事業特別会計繰出金で3億2,677万3,000円などを計上いたしております。

次に、第8款の消防費でございますが、3億9,630万2,000円を計上いたしております。前年度の予算額と比較いたしまして6,768万5,000円、20.6%の増となっております。主な事業といたしましては、西和消防組合経費負担で2億7,233万9,000円、消防第2分団詰所建設事業で8,800万円などを計上いたしております。

次に、第9款の教育費についてでございますが、9億2,399万2,000円を計上いたしております。前年度の予算額と比較して1億9,346万5,000円、17.3%の減となっております。主な事業といたしまして、学校情報教育推進事業で3,065万9,000円、総合的な学習推進助成で150万円、トイレ改修等学校施設整備費用で1,996万8,000円、情報通信技術講習会開催事業で1,050万円、体育施設改修費用で1,206万円などを計上いたしております。

次に、第10款の災害復旧費でございますが、6,000円の計上であります。不時の災害に備えるため名目予算の計上をいたしております。

次に、第11款、公債費についてでございますが、15億5,714万8,000円を計上しています。前年度の予算額と比較いたしまして2,127万9,000円、1.3%の減となっております。平成11年度までに借入れを行った町債の元利償還と、平成12年度に借入れを見込んでいる町債の利子償還及び一時借入金利子を計上いたしております。

第12款、予備費につきましては、前年度同様の5,000万円の計上をいたしてお

ります。

続きまして、性質別において前年度の予算額と比較して、大きく増減のあったものについてご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、予算関係参考資料の13ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、義務的経費でございますが、36億5,895万6,000円、前年度と比較して212万2,000円、0.1%の微増となっております。その主な内容といたしまして、扶助費が児童手当の支給対象が緩和されたことによりまして、2,403万8,000円、10.4%の増となっております。

次に、経常的経費でございますが、32億5,634万9,000円、前年度と比較して1,758万2,000円、0.5%の減となっております。主な内容といたしましては、物件費が経費の節減合理化を図るため、経費全般について見直しを行うとともに、経常経費の5%マイナスシーリングを前年度に引き続き行ったものの、小・中学校情報教育推進、ごみ減量・資源化を進めるため、生ごみ処理機等の整備に取り組むことから2,393万円、1.5%の増となっております。

また、維持補修費につきましては、道路、衛生処理施設、学校施設などの維持補修の充実を図ったことから2,528万7,000円、23.9%の大幅な増となっております。

一方、補助費等につきましては、衛生処理場施設に伴う補償金、文化振興財団補助金、社会福祉協議会補助金などが減額となることから、3,106万9,000円、4%の減となっております。

また繰出金につきましては、各特別会計の経常的な繰出金が増加しているものの、介護保険円滑導入繰出金が大幅に減額となることから3,573万円、4.3%の減となっております。

次に、臨時的経費では、7,844万6,000円、前年度と比較して5,519万1,000円、237.3%の大幅な増となっております。主な内容といたしましては、投資及び出資金において第1浄水場に係る水道事業会計出資金が皆増となっております。

次に、投資的経費でございますが、9億5,624万9,000円、前年度と比較して1億8,973万1,000円、16.6%の減となっております。主な内容といたしまして、補助事業費が歴史的地区環境整備街路事業、公営住宅整備事業の取り組みなどにより3,990万円、43.5%の増となっております。

また、単独事業費につきましては、法隆寺線整備事業、消防第2分団詰所建設事業などが増額となったものの、史跡藤ノ木古墳史跡用地公有化事業、文化振興センター駐車場用地購入事業の完了、土地改良事業が減額となることから、2億2,963万1,000円、21.8%の減となっております。

以上が簡単ではありますが、目的及び性質別により歳出のご説明をさせていただきます。

済みませんけども、13ページの資料の中で、右から二つ目の項の中で平成11年度となっております。平成12年度の間違いでございますので、ご訂正をお願いします。12年度に対しまして13年度の比較でございますので、申しわけございませんが訂正よろしくお願い申し上げます。

続きまして、一般会計歳入予算についてのご説明を申し上げます。

予算書の14ページをお開き願います。また、予算参考資料の4ページから10ページにかけての各税目ごとの積算内容も添付しておりますので、あわせてごらんいただければと思います。

まず第1款の町税についてでございます。

町税全体といたしましては31億610万1,000円を計上しており、前年度の予算額と比較いたしまして1,310万円、0.4%の増となっております。これにつきましては、引き続き課税客体、課税標準等の的確な把握、着実な滞納整理を図り、徴収のことに努めてまいりたいと思っております。

第1項、町民税についてでございますが、15億6,430万円を計上しており、前年度の予算額と比較して330万円、0.2%の減となっております。

次に、15ページに入りますが、第2項の固定資産税でございます。12億380万円を計上いたしております。前年度の予算額と比較して1,950万円、1.6%の増となっております。

次に第3項、軽自動車税につきましては、2,720万円を計上いたしております。前年度の予算額と比較いたしまして150万円、5.8%の増となっております。

次に、16ページへ入ります。第4項のたばこ税でございます。1億7,000万円を計上しており、前年度の予算額と比較して500万円、2.9%の減となっております。

続きまして、17ページでございますが、第5項の特別土地保有税でございますが、

予算編成を行いました時点では、課税の客体となるべきものが存在いたしておりませんので、今後に備えて計上しておるものでございます。

第6項の都市計画税については、1億4,080万円を計上しております。前年度の予算額と比較して40万円、0.3%の増となっております。

続きまして18ページでございます。第2款の地方譲与税でございます。地方譲与税全体といたしまして6,710万円を計上いたしております。前年度の予算額と比較して50万円、0.8%の増となっております。これにつきましては、地方財政計画等を勘案して計上したものであり、この内訳につきましては、第1項、自動車重量譲与税では4,160万円、第2項、地方道路譲与税で2,550万円となっております。

次に、19ページでございます。第3款、利子割交付金につきましては、1億2,700万円を計上いたしております。前年度に引き続き高金利時の郵便貯金が満期を迎えることになっていることから、前年度の予算額と比較して2,590万円、25.6%の増となっております。

次に、第4款の地方消費税交付金でございますが、1億8,600万円を計上いたしております。前年度の予算額と比較いたしまして3,110万円、20.1%の増となっておりますけれども、これにつきましては、平成12年度の決算基準額、また地方財政計画等を勘案して計上したものでございます。

次に20ページ、第5款のゴルフ場利用税交付金でございます。4,800万円を計上いたしております。前年度の予算額と比較して200万円、4%の減となっております。

第6款、自動車取得税交付金については、前年度と同額の3,540万円を計上いたしております。

次に21ページでございます。第7款、地方特例交付金についてでございますが、1億230万円を計上いたしております。前年度の予算額と比較して、1,590万円、13.5%の減となっております。これにつきましては、恒久的な減税に伴う地方税減収見込み額の一部を補てんするために創設されているものでございます。

第8款の地方交付税につきましては、26億7,700万円を計上いたしております。前年度の予算額と比較いたしまして7,550万円、2.7%の減となっております。この内訳については、普通交付税で23億9,200万円、特別交付税で2億8,500万円となっております。

なお、予算関係参考資料の11ページに平成12年度の交付決定額と比較した資料を添付しておりますが、普通交付税につきましては平成12年度再算定後の8.1%の減と見込んでおります。

次に、22ページでございます。第9款、交通安全対策特別交付金についてでございますが、前年度の予算額とほぼ同額の500万円を計上いたしております。

第10款の分担金及び負担金でございますが、初めに、第1項の分担金につきましては、農林水産業費分担金といたしまして、1,756万4,000円を計上いたしております。前年度の予算額と比較いたしまして、2,613万8,000円、59.8%の減となっております。これにつきましては土地改良事業費の減額に伴うものでございます。

第2項の負担金につきましては、民生費負担金といたしまして、9,118万8,000円を計上いたしております。前年度の予算額と比較いたしまして、313万7,000円、3.6%の増となっております。これにつきましては、保育園保育料の増額によるものでございます。

第11款の使用料及び手数料についてでございます。これにつきましては、それぞれの所要の件数等を見込み、第1項、使用料で1億3,691万7,000円、第2項、手数料で8,304万5,000円を計上いたしております。

次に、27ページでございます。第12款の国庫支出金についてであります。国庫支出金全体といたしまして3億7,139万3,000円を計上いたしております。前年度の予算額と比較して、4,333万1,000円、13.2%の増となっております。

その主な内訳といたしまして、第1項の国庫負担金で、児童手当支給に係る負担金の増額により、1,666万6,000円、11.5%の増、第2項、国庫補助金で、緊急地域雇用対策特別事業交付金、史跡等保存整備費等補助金などが減額になったものの、緊急地方道路整備事業交付金、歴史的地区環境整備事業費補助金、公営住宅等供給促進緊急助成事業費補助金の増額によりまして、2,697万6,000円、16.4%の増となっております。

次に30ページをお開き願います。第13款、県支出金でございますが、県支出金全体といたしまして、2億7,156万8,000円を計上いたしております。前年度の予算額と比較いたしまして、2,014万3,000円、6.9%の減となっております。

す。

その主な内訳といたしまして、第1項、県負担金で、国庫支出金と同様に児童手当支給に係る負担金の増額により272万円、2.7%の増、第2項、県補助金で、流域貯留浸透事業費補助金、情報推進技術講習推進費補助金の増額があったものの地域活性化事業総合補助金、史跡等指定整備費等補助金などの減額により、1,190万2,000円、7.4%の減となっております。また、第3項の県委託金につきましては、国勢調査の大きな減により、1,096万1,000円、34.7%の減となっております。

次に、35ページをお願いいたします。第14款の財産収入でございます。基金利子等で1,042万3,000円を計上いたしております。

次に、36ページをお願いします。第15款の寄附金につきましては、施設協力費900万円を計上いたしております。

第16款の繰入金についてでございますが、6,817万4,000円を計上いたしております。前年度の予算額と比較いたしまして2億1,270万8,000円、75.7%の減となっております。

その主な内訳といたしまして、第1項、特別会計繰入金につきましては、観光自動車駐車場特別会計繰入金、1,272万5,000円を計上しており、また、第2項の基金繰入金では介護保険制度の円滑な実施を図るため、介護保険事業特別会計の繰出金の財源といたしまして、介護保険円滑導入基金から4,631万2,000円などの基金繰入金を計上いたしております。

次に第17款の繰越金でございますが、平成12年度予算の決算見込みを見る中で1億5,000万円を計上いたしております。

次に38ページをお願いいたします。第18款の諸収入についてでございますが、2,892万7,000円を計上いたしております。前年度の予算額と比較いたしまして520万4,000円、15.2%の減となっております。これにつきましては、管外保育受託料が増額となったものの、延滞金、町預金利子、それと生徒海外派遣事業負担金、王寺周辺広域市町村圏協議会事務負担金の減額によるものでございます。

次に43ページをお願いいたします。この19款の町債につきましては、先ほども説明させていただきましたので省略させていただきます。

以上、歳入関係の総括説明とさせていただきます。よろしくお申し上げます。

○森河委員長 一般会計についての総括説明と歳入全般についての説明を終わりました。

これに対する質疑をお受けいたします。里川委員さん。

○里川委員 ちょっと総括的なところ、今の説明の中で確認をしたいと思うんですが、昨年12月に私の方で基金の残高について、どの程度あるのかということをお聞きしましたところ、約42億7,330万円という11種類の基金があるということの中で、基金同士の中で流用が可能な基金もあるのかなということも踏まえまして、今後の基金運用についての町としての考え方というのをお示しいただきたいのです。

この基金繰入金につきましても、かなり前年度と今年度とでは考え方の違いということも感じられるように私自身は思いますので、ここの基金運用についての見解を確認しておきたいと思います。

○森河委員長 池田課長。

○池田企画財政課長 基金の運用でございますけれども、平成12年度末現在ですけれども、総トータルで、土地開発基金を入れまして、約35億円になっております。この基金の運用ですけれども、やはり今現在の財政状況、将来の事業も勘案いたしまして、なるべく今現在は取り崩しをせずに将来のために備えておこうと考えております。

といいますのも、都市計画事業整備基金、今現在平成12年度末で約5億8,000万円あります。ご存じのようにこの整備基金につきまして、都市計画の一般財源に充当するものでありますので、今現在法隆寺線の用地をやっておりますけれども、今後当然事業に入ってきた中で、当事業にふくらんでいくこともありますし、公共下水道事業もまだまだ入ってくると思います。今現在この都市計画基金を繰り入れせずにいける状況となっておりますので、減らしておりませんが、将来的には減ってくる。そのときに備えていくということをご理解いただきたいと思います。また、駅前開発も恐らくそれに充てていくと思います。

財政調整基金につきましては、今現在12年度末では約13億8,000万円程度になってこようかと思っております。これにつきましても同じで、本年度80億円、将来的な見通しを立てますとやはり経常収支がまだ16年、17年になってきますと、まだまだ90%以上になってきますので、やはりこれを当てにしなければならないと時期がありますので、そのときに活用したいと考えております。あとにつきましては今は利息は少ないですけれども、運用益を活用しているということをご理解いただきたいと思います。

○森河委員長 里川委員さん。

○里川委員 今、私が最も聞きたいところを的確に、さすが財政課長は見抜いて答弁をし

ていただいたように思うんですが、あともう一点、私が気になっている基金が、文化振興基金なんですが、このところについてもちょっと説明というのか、今後の見通しをお尋ねしておきたいと思います。

○森河委員長 池田課長。

○池田企画財政課長 文化振興基金につきましては、いろんな文化団体等に補助金を出しております。これにつきましても毎年若干ずつふえていっておりますけども、そんなに多くふえることも期待できない今の状況どおり、運用益を活用して、そういう活動団体の育成に取り組んでいきたいということでご理解願いたいと思います。

○森河委員長 里川委員さん。

○里川委員 そしたら、この文化振興基金の残高につきましては昨年12月現在から年度末予想は、そうしたら今の答弁からいきましたら若干微増であると。8,400万円というところへまだちょっとずつ積み上げていっている状況であると。これについては、まだ将来的にもっと文化的な事業に活用したいと、将来を見越して活用したいということで考えておられるというふうに認識しておけばいいということですね。結構です。

○森河委員長 山本委員さん。

○山本委員 一般会計予算の2条の債務負担行為にかかわることなんですが、13年、14年、15年末までの3年間で限度額を定められているということにお尋ねしたいんですけども、私ども財政規模の中で、これだけの債務負担行為が行われるということについてどんなご理解を町の方は認識しているのかということについて聞かせていただきたいんですけども。

○森河委員長 池田課長。

○池田企画財政課長 9ページの方に、先ほど植村部長の方からご説明させていただきました。土地開発公社に対する債務保証、前年度まで50億円でした。今現在開発公社の今後の取得見込みも入れまして15億円減額させていただいて35億円にさせていただいております。

それと債務負担行為につきましては、当然土地開発公社が取得する場合におきましては、町の債務負担行為が必要となってまいります。現在保有している分について当然債務負担行為が発生してまいります。今後14年度末までに法隆寺線等がございまして、それに対する債務負担も行ってまいります。

そうした中で、この金額がいいのかどうかというあれですけども、昨年12月にも土

地開発公社の今後の処分計画も出ささせていただいております。当然町としてもこの金額は妥当なものとは思ってないですけども、当面16年度末までの土地開発公社の処分として、約10数億円の処分計画を出しておりますので、あれに基づきまして標準財政規模の一定割合までには抑えていきたいとは考えております。

○森河委員長 松村委員さん。

○松村委員 私は予算委員会が初めてで、非常に初歩的なことを聞くかもしれませんが、80億円で、町税が31億円になっております。町税は今後どうなっていくのかということですが、少子・高齢化ということによって町税は当然減ってくるわけですが、例えば私どもの団地を見ましても、大阪へ勤めて、斑鳩に金を運んでいた人が、だんだん相当の多さで、大阪に行かずに斑鳩にずっと居ると、お金を運んでこないという人が目に見えてふえてきておるんですが、そういうのを見ておると収入がなくなるということは税金も少なくなるということだから、まして、税金を当てにしたいろんな資金繰りは大変だなど、素人なりに思うんですが、町税が5年後とか、10年後は将来どれくらいになるかというシミュレーションというか、見通しなどはあるのでしょうか。

○森河委員長 植嶋課長。

○植嶋税務課長 町民税についてのことでございますが、おっしゃられるとおり、現在景気の低迷いたしておりまして、収入については若干下がっているという状況でございます。この町民税につきましては、景気の動向にもよってまいります。景気の動向がよくなりますと町税がふえてくるということでございます。所得につきましては、給与だけではございませんで、事業関係、それから法人税関係というふうにもいろいろございますが。これから5年間、先のことということでございますが、これにつきましては政府の景気動向等を見る中では緩やかな、なだらかな上昇傾向にあるというふうに言っておるわけでございますが、当町といたしましては、今後このままの現在の推移で動向していくというふうに考えております。

○森河委員長 松村委員さん。

○松村委員 私がちょっと思いますのは、税金は当然収入があったところから取っていくわけですが、収入のない人がどんどんふえていくと、私が団地に住んでいるから余計感じるのですが、斑鳩町の新興団地というのは40年から45年、あるいは遅いのは50年ぐらい、早いところは40年ぐらいに建ったと思うんですが、そこへ来た人はこれから働くぞということで30年ぐらい働いてきた人が相当占めておると。大きな団地につ

きましても。そうすると当然税収も減ってくると思ったのですが、それは余り心配せんでもよろしいんですか。

○森河委員長 植村部長。

○植村総務部長 確かに少子・高齢化する中で、私どもも見ているわけですが、先ほど担当課長から申しあげましたように、なだらかな回復といったものはあるものの、やはりこういった税収の伸びというのは、住民税そのものの伸びが進んでいかないような感じがするわけなんです。そういった中で若干は固定資産税あたりで伸び見込めるんではないかということの中で、大体そういった形で37億円程度を見込んでおりますが、5年後ぐらいは40億円ぐらいの線でいくのかなという想定はしております。

そういった中で景気が冷え込んでおりますんで、大きい伸びは、そういった高齢化はもとより、景気そのものが低迷いたしておりますんで、見込みについてはそんなところと考えています。

○森河委員長 松村委員さん

○松村委員 大体わかりました。わかりましたが、私を感じるのは高齢化することは収入がなくなるということで、斑鳩の場合 ——斑鳩に限りませんが、奈良のような大阪のベッドタウンの機能も相当持っている町村というのは、これからどんどん税金で養っていかなあかん。税金を運ぶ人じゃなくして、税金によって養われるという層に入ってくるわけですね。高齢化というのは税金の負担で、それがこの町、特にこの生駒郡の町というのは。それが相当激しいスピードで押し寄せてくるように思います。そういうことを申し上げておきます。

○森河委員長 ほかにございませんか。 ——ないようですので、これをもって総括質疑と歳入全般に対する質疑を終結いたします。

次に、一般会計予算の歳出について各款ごとに審査を進めてまいります。

第1款、議会費について審査に入ります。事務局長の説明を求めます。小野局長。

○小野議会事務局長 それでは平成13年度の議会費の概要について簡単に申し上げます。予算書の44ページをお開き願います。

議会費の本年度の予算額につきましては、1億2,259万7,000円を計上させていただいております。前年度の予算額と比較いたしまして、149万4,000円、1.2%の減となっております。その主な減の理由といたしましては、需用費で113万3,000円の減でございまして、その中の主なものといたしまして議会だよりに係

ります印刷業務の契約単価が下がったこと。それから会議録の印刷部数の減、こういったことによりましての印刷製本費が前年度と比較いたしまして113万9,000円の減を見ていることでございます。

また、そのほかに使用料及び賃借料の中で、コピー機のリース期間が満了になりましたことにより35万5,000円の削減をいたしております。

以上が前年度予算と比較いたしまして減額となった主な内容でございます。そのほかにも若干の増減等はございますけれども、議会活動に係ります通年の所要額もって、平成13年度議会費の予算を計上いたしているところでございます。

以上簡単ではございますけれども、これで第1款の議会費の説明とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○森河委員長 ただいま議会費の説明が終わりました。

質疑があればお受けいたします。——ないようですので、これをもって第1款、議会費に対する質疑を終結いたします。

次に、第2款、総務費についての審査に入ります。植村総務部長。

○植村総務部長 それでは、第2款の総務費につきまして私の方からご説明申し上げます。

一般会計予算書の46ページをお開き願いたいと思います。

初めに、第1項の総務管理費、第1目の一般管理費でございますが、本年度は4億2,621万8,000円を計上いたしております。前年度の予算額と比較いたしまして4,280万9,000円、9.1%と減となっております。

まず、情報公開制度についてでございますが、個人情報保護条例を含む情報公開制度を町民の皆様によく利用していただくよう契約の推進を図り、地方行政の透明性と公平性に努めてまいりたいと考えております。職員研修につきましては、多様化する行政課題と住民ニーズに的確にこたえていくためには、職員の資質向上を図ることが肝要でございます。このために斑鳩町職員研修計画に基づきまして、特に自己啓発による職員の能力開発の推進を図ることにより、新時代に対応できる人材の育成を目指していくところであります。新年度も研修機関等への派遣、自己研さんを高めるための通信教育や資格取得講座などの自主研修の推進、また、先進地のすぐれた技術を修得するための先進地視察研修、さらには行政施策の課題等を研究するため、研究グループの編成による職場研修などを推進してまいりたいと考えており、そのための経費といたしまして177万4,000円を計上いたしております。

また、職員の健康管理でございますが、職員が多様化する行政ニーズに的確に対応していくためには、職員の健康保持も大切でございます。そのため毎年定期健康診断も職員の年齢に応じた検査項目で実施してまいりましたが、新年度からは30歳及び35歳未満の職員についても成人病検診や眼底検査等を行うことで、全職員が同じ検査項目を受診することに、より一層の健康管理の推進に努めてまいりたいと考えております。そういったメンタル的なことにつきましても職員の研修もさせていただいておりますが、そういったことについてもしてまいりたいと考えており、そのための経費といたしまして382万円を計上いたしております。

また、例規執務サポートシステムの導入でございますが、IT革命に対応した事務処理の効率化、透明化、あるいは住民サービスの向上等を図るため、例規集を庁内LANシステムに組み込み、例規の即時改正や条例等の迅速な検索など例規システムの簡素合理化を図ってまいりたいと考えております。このための経費といたしまして470万円を計上いたしております。

また、地域集会所等整備補助事業でございますが、地域における生涯学習や福祉等のコミュニティー活動の拠点といたしまして、地域における集会所の整備のより一層の促進を図るため、地域自治会等に対して整備費用の一部を補助金として交付することにし、住民の福祉の向上とコミュニティーの推進に努めてまいりたいと考えております。新年度は2自治会に補助金を交付するため、281万5,000円を計上いたしております。

また、コミュニティバスの運行についてでございますが、町内を巡回することにより老人の方々の日常生活上の利便性を高め、また公共施設への利用促進を図るための身近な交通機関として、平成12年度から試行的に運用してまいりましたが、本年度につきましても引き続き運行継続の見直しを図る中で実施してまいりたいと考えております。このための経費といたしまして1,050万円を計上いたしております。

また、本年度からは住民の行政に対する信頼を一層高めるため、外部の専門家により行財政の運営をチェックする外部監査制度の導入を図るとともに住民参加のまちづくりを推進するため、さまざまな行政課題について住民の自主的な活動を支援するため、町職員による出前講座の実施も考えております。さらに資源循環型の社会形成を推進するため、本町におきましても庁内で使用する物品については、引き続き環境にやさしいエコ物品等の使用に努めてまいりたいと考えております。

次に、49ページをお願いいたします。第2目の文章広報費でございます。本年度は

1, 047万3, 000円を計上いたしております。広報紙印刷経費の節減により前年度の予算額と比較いたしまして、248万4, 000円、31.1%の増となっております。

本年度も町民の方々からのご批判、ご意見を反映していくなど、さらに見やすく、わかりやすい広報となるよう紙面の充実を図ってまいりたいと考えております。

また、インターネットを活用し、行政施策の紹介や行事等について情報の発信を行っておりますが、さらに内容の充実を図ってまいりたいと考えております。これらのことに要する経費といたしまして、110万円を計上いたしております。

さらに町内在住の外国人の方への行政サービス等の情報提供の充実を図るため、既存の外国語版の行政ハンドブックの充実・改訂を行ってまいりたいと考えております。これによる経費といたしまして100万円を計上いたしております。

次に、51ページをお願いいたします。第3目の財政管理費でございます。財務会計システムの使用料に係る経費が主なものでございまして、本年度は256万5, 000円を計上いたしております。本年度は従来の財政分析に加え、資産や負債といった側面からの分析も必要であると考え、また責任説明をより果たす観点から貸借対象表などの企業会計的手法を用いた財政分析の研究に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、第4目の会計管理費でございますが、会計事務費に要します経費として、今年度は51万7, 000円を計上いたしております。

次に、第5目の財産管理費でございます。今年度は8, 022万1, 000円を計上いたしております。前年度の予算額と比較し693万5, 000円、8%の減となっております。財政調整基金、公共施設整備基金に係る運用益及び寄附金相当分の積立金と庁舎並びに財産の適正管理に要する経費を計上いたしております。また今年度は庁社内についての運営を進めるために、分煙機を2台導入予定しております。

次に53ページをお願いします。第6目の企画費でございます。本年度は2億444万6, 000円を計上いたしております。前年度の予算額と比較いたしまして8,798万8, 000円、30.1%の減となっております。まず、女性施策の推進についてでございますが、平成8年に作成いたしております女性行動計画に基づき、本年度も女性セミナーや、職員研修等を開催するとともに、女性リーダーの育成もやってまいりたいと考えております。

また、男女共同参画社会基本法の公布・施行に伴いまして、県の男女共同参画基本計

画も作成することも視野に入れながら女性施策推進委員会のご意見もお聞きし、現計画の見直しに取り組み、男女共同参画社会の推進を図ってまいりたいと考えております。これらのための必要な経費といたしまして、22万6,000円を計上いたしております。

また、本年は21世紀初頭の記念すべき年であるとともに、聖徳太子が斑鳩の宮を造営されて以来ことしが1400年に当たる年となっております。NHKにおかれましても（仮称）「聖徳太子とその時代」をテーマで1年間を通じた事業として企画されているように聞いています。また、その一環としてドラマ「聖徳太子」の放映も予定されていると聞いております。本町におきましてはいかるがの里が持つ歴史・文化資源を再認識する契機といたしまして、仮称でございますが「斑鳩の宮造営1400年記念事業～太子の和の心を未来に～」をテーマに実施に取り組んでまいりたいと考えており、これらに要する経費として1,611万円を計上いたしております。また各方面で聖徳太子を中心としたイベントが予定されていますことから、日本各地に向けたメッセージを発信するためNHK、法隆寺等の関係機関との調整を図ってまいりたいと考えています。

また、住民行政の共同によるまちづくりに向けまして、ふるさとの魅力を再発見するための「いかるが百景フォトコンテスト」の実施や手づくりのまちづくりイベントも企画運営が行える住民グループの育成に取り組んでまいりたいと考えております。それらの経費といたしまして39万3,000円を計上いたしております。

また、いかるがホールの管理運営を斑鳩町文化振興財団に委託する費用、文化振興財団の活動支援等の補助金、いかるがの里大学開催費用として、合わせまして1億3,328万6,000円を計上いたしております。

また、行財政改革の取り組みにつきましては、平成8年策定の第2次行政改革大綱の実施計画に基づく期間が終了しました。その成果については総括報告として取りまとめたところであり、実施状況実施率は89%の達成になっているようでございます。今年度は議会広報実施計画の策定を確定しており、その必要経費といたしまして27万1,000円を計上いたしております。

OA化の推進につきましては、庁内のネットワークシステムの構築により、事務の簡素、合理化が一定の充実を見たところでございますが、さらに事務効率の向上を目指しパソコン等の増設やインストラクター派遣による職員研修を実施するなど、OA化の推進を図ってまいりたいと考えており、電算機の使用料等の経費として4,686万

2, 000円を計上いたしております。

さらに昨年度より行政の構造改革の柱として行政評価システムの本格導入に向け試行実施を図ってまいりましたが、本年におきましては、範囲を広げシステム確立に向け実施してまいりたいと考えております。

次に56ページをお開き願います。第7目の公平委員会費でございます。公平委員会を開催するための必要経費として9万1,000円を計上いたしております。

次に第8目、交通安全対策費についてでございますが、本年度は727万8,000円を計上いたしております。前年度の予算額と比較いたしまして104万円、12.5%の減となっております。春、秋の交通安全週間期間中、交通安全協会との協力など、広報活動及び街頭指導を実施し、交通安全思想の普及に努めるとともに、迷惑駐車 of 自粛啓発、JR法隆寺駅周辺の放置自転車対策にも引き続き取り組んでまいりたいと考えております。また、生活道路における安全確保を図るため、道路案内標、防護さく及び各種標識等の整備に鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

次に57ページをお願いいたします。第9目の自転車等駐車場運営費についてでございます。本年度は2,203万6,000円を計上いたしております。適正な管理運営に努めるとともに、利用者の利便を図りながら運営を行ってまいりたいと考えております。

次に、第10目の防犯対策費についてでございます。本年度は761万9,000円を計上いたしております。前年度の予算額と比較いたしまして35万8,000円、4.2%の減となっております。消防団員による年末警戒及び自治会が管理されている防犯灯の維持管理補助金等、生活安全推進協議会補助金の事業として計上いたしております。

次に、58ページをお願いいたします。第11目の青少年対策費でございます。本年度は223万円を計上いたしております。未来を担う青少年の健やかな育成のために、青少年問題協議会が中心となり、啓発・巡回指導及び相談事業等の充実を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、59ページをお願いいたします。第2項の徴税費についてでございます。第1目の税務総務費につきましては、職員の人件費と固定資産評価審査委員会、特別土地保有税審議会の運営に要します必要経費として8,948万4,000円を計上いたしております。

次に、61ページをお願いいたします。第2目の賦課徴収費でございます。本年度は5,969万5,000円を計上いたしております。前年度の予算額と比較いたしまして528万2,000円、9.7%の増となっております。滞納整理につきましては年々滞納額が増大する中、町税等徴収対策本部の徴収嘱託員による徴収等により徴収体制の強化を図ってきたところでございますが、引き続き滞納者の実態を分析し、より効果的な徴収事務をしていき、滞納整理にかかっていきたいと考えております。

続きまして63ページをお願いいたします。第3項の戸籍住民基本台帳費についてでございます。第1目の戸籍住民基本台帳費についてであります。本年度は5,792万9,000円を計上しており、前年度の予算額と比較して885万円、18%の増となっております。本年度は住民基本台帳法の改正に伴う転入転出手続の簡素化、市町村の区域を越えた広域的な住民票の写しの交付などに対応するための年度の経費といたしまして941万円を計上いたしております。また、窓口における接客マナー、住民票等自動交付機の導入などの住民サービスの向上に努めてまいっているところでございますが、住民に親しまれる役所となるよう、より一層各種窓口サービスの充実に努めてまいりたいと考えております。

続きまして65ページをお開き願います。第4項の選挙費についてでございます。まず初めに第1目の選挙管理委員会費でございますが、選挙管理委員会を開催するための経費といたしまして172万4,000円を計上いたしております。

次に、66ページをお願いいたします。第2目の常時啓発費についてでございます。本年度は10万5,000円を計上いたしております。斑鳩町明るい選挙を推進協議会を中心として、すべての選挙が公明正大に行われるよう、また投票率が向上するようその啓発に努めてまいりたいと考えております。

次に、第3目の町長選挙費についてでございますが、本年11月10日には町長の任期が満了することから、その選挙の必要な経費として900万円を計上いたしております。

次に、67ページをお開き願います。第4目、参議院議員選挙費についてでございますが、本年7月29日に任期が満了することからその必要経費として1,300万円を計上いたしております。

続きまして、69ページをお開き願います。第5項、統計調査費でございますが、第1目、統計調査総務費につきましては本年度は統計資料等のデータベース化に取り組む

ための経費として101万4,000円を計上いたしております。

次に70ページをお願いいたします。第2目、指定統計調査費でございますが、本年度は132万6,000円を計上いたしております。本年度は10月に事業所・企業統計、12月には工業統計、商業統計がそれぞれ実施される予定となっております。これら調査は多様化する行政ニーズに的確に対応するための調査の一部をなすものでございます。住民の理解と協力をお願いするとともに、個人情報保護等には細心の注意を払いながら万全の体制で調査を実施してまいりたいと考えております。

続きまして71ページをお願いいたします。第6項の監査委員費でございます。第1目、監査委員費についてでございますが、監査事務に要します経費として1,053万7,000円を計上いたしております。

以上、第2款の総務費についての説明でございます。よろしく願い申し上げます。

○森河委員長 第2款の総務費についての説明が終わりました。

休憩後質疑をお受けしたいと思えます。

暫時休憩します。

(午前10時17分 休憩)

(午前10時35分 再開)

○森河委員長 再開いたします。

先ほどの予算に関する説明書の46ページから72ページまでの質疑をお受けいたします。質疑のある方どうぞ。喜多委員さん。

○喜多委員 57ページの交通安全対策の件なんですけど、昨年から幼児用の補助装置ということで、補助金をいただくようになって、そういう利用率があって、今回13年度の方につきましては98万円の予算を組んでいただいているんですけど、何台を予定されているのか、去年はどのくらいの利用率があったのかお尋ねしたいと思います。

○森河委員長 水田課長。

○水田環境対策課長 今申し上げております57ページの幼児用補助装置の購入補助金ということで98万円予算計上させていただいております。この13年度につきましては196台の補助金額5,000円の98万円を補助させていただいているところで、これにつきましては平成11年度に補正予算をさせていただき、平成12年1月から3月まで補助をさせていただく中、その分につきましては130台の金額として43万

400円を補助させていただいております。また、12年度におきましては2月末まで256台の92万2,500円の補助をさせていただいております。

以上でございます。

○森河委員長 喜多委員さん。

○喜多委員 大変利用者が多くなってきているように思うんですが、先だっては新聞発表でチャイルドシートの普及によりまして、幼児の死亡率が激変したということを見ましてよかったなど、当町も早々に取り組んでいただいたので、斑鳩町内における幼児の事故というのもそんなそんな聞かないわけですので、今後も利用があれば増額をさせていただいて、ことしの分については98万円という予算を組んでいたということに非常に喜んでおります。ありがとうございます。

○森河委員長 里川委員さん。

○里川委員 何点かあるんですけども、とりあえずちょっと細かい部分で先に聞かせていただきます。

予算書の48ページにあります例規執務サポートシステム導入事業ということで、例規集をコンピューター化していこうということの提案なんだろうと思うんですけども、これにつきまして今後我々にも非常に例規に関しましては関係の深いものですので、この現物をどういうふうにしていくのか。これを将来的にソフトだけで扱っていくようにするのか、それともこちらの今持っております製本になっている方です。これをどの程度生かしていくのかという、そこらあたりの考え方を教えていただきたいと思います。

それと予算書54ページにあります斑鳩の宮造堂1400年記念事業ということで先ほど説明いただきました。部長の説明をお聞きしていると、私ちょっとよく理解しにくかったので教えていただきたいのですが、この1,600万円余りを組んでいるわけなんですが、NHKさんや法隆寺さんなどともいろいろ協議をする中でという話の中では、この記念事業の委託料というのは、そういうところでの何か事業をされるときに、斑鳩町として補助というのか、補助金というのか、斑鳩町も一緒にやっていますという意味での委託というのか、そういうふうなことも考えておられるのか、斑鳩町として独自に何かこういうことをやるということ、NHKさんと法隆寺さんと独自というような3本立ての予算になっているのかというところを確認しておきたいと思います。

それと64ページにあります住民基本台帳ネットワークシステムです。私、請求いたしまして別途細かい数字も教えていただきたいということで、きょう資料も出していた

だきました。お世話をおかけしたと思います。これは以前から言われておりました国民総背番号制というようなことが以前に言われていたと思うんですが、こういう国の施策へつながっていく事業であるというふうにご考慮されるのかどうかというところをご確認させていただきたいと思います。とりあえず以上お願いします。

○森河委員長 西本課長。

○西本総務課長 それでは私の方から例規サポートシステムにつきまして答弁をさせていただきます。

例規サポートシステムにつきましては、まずメリットから説明をさせていただきたいと思っております。このシステムを導入いたしますと、庁舎内のLANに乗せるわけですが、職員が持っているパソコンで例規集を即座に見られるというシステムでございます。今申しましたように庁内LANを活用いたしますと、まず引用条文、用語等の検索が容易になるということ、それから必要な法令、条例等をすぐ印字できるということが主なメリットでございます。

議員さんとかに対応するかどうかということでございます。一応LANに乗せると、例規集がパソコンで見られるわけですが、それ以外に50冊程度印刷して今の現行の例規集を作成したいと考えております。これにつきましては、図書館用とか、議員さん方に配布用というようなことで考えております。

それから将来的には、この例規ベースにつきましては、斑鳩町のホームページ、インターネット等でも住民の方に見ていただけるようにもリンクをしたいと考えておりますが、これにつきましては時期はまだ未定でございます。

以上でございます。

○森河委員長 小城町長。

○小城町長 今、西本課長が申しましたように、LANを活用していくという中で、例規集が私の担当の課長補佐クラスしか必要ないわけですから、入った職員はやはり例規集を勉強しないかんとということをおねがね言っているわけです。それは職員が課長補佐なり、課長からなかなかいけませんよということから、できたらやっぱりLANシステムで職員に2人に1台パソコンを置いてありますから、そういうもので自分で勉強していかんと、何かあれば例規集とかそういう条例を、法律をやはり勉強しないかんとということから職員間の中でこういうことをさせていただきますよということで、このシステムを導入します。

斑鳩の宮の関係につきましては、かねがね世界遺産に登録された法隆寺を考える中で、法隆寺さんといろいろと協議をする中で、ちょうど斑鳩の宮1400年ということできし初めて法隆寺の境内で8月ぐらいにコンサート、あるいはオカリナの演奏ということで、今、お寺の了解を得ながら検討してまいります。

それと11月町長選挙終了後、NHKから聖徳太子が2回90分番組で放映されます。そういう関係を踏まえる中で11月の町長選挙以後にNHKといかるがホールでフォーラム等、あるいはまたスタッフの関係の衣装等の関係でいかるがホールでも1週間展示する。あるいはスタッフが来られればそこらの調整をしていかななくてははいけない。NHKさんというのは特にシビアなものですから、10月の町長選挙まではNHKは関与しないと、NHKは11月以降ということで話を進めておるといふ状況でございます。

○森河委員長 阪野課長。

○阪野住民課長 今回、国の施策によりまして進めております住民基本台帳ネットワークシステムにつきましては、これからの高度情報化通信社会や地方分権の流れに対応するとともに、さらなる住民のサービス向上と、行政事務の簡素化、効率化を図ることを目的として住民個人を単位とする全国共通のコードの導入により本人確認を容易に行うことができるほか、高いセキュリティー機能を有するICカードを利用することによりまして、市町村や都道府県の区域を越えて住民票の写しの広域交付や転入転出の特例など、住民サービスの提供をするほか、さらに住民サービスの向上の観点、個人情報保護の観点等、十分考慮した上で進められているものでございまして、先ほど委員の方からおっしゃいました国民総背番号制につながるものではないというふうに理解いたしております。

○森河委員長 里川委員さん。

○里川委員 今、課長の答弁を聞いてましたら、最初ずーといたら国の施策でそこにつながっていくんやなと聞いていたら、最後につながらへんと言われたんで、ちょっと理解が私も非常にしにくいように感じました。それについては多分そういうふうに全国共通という言葉の中にもあらわれておったと思いますので、それにつきましてはそういう観点を私は持たせていただいているということで、その点につきましては、もう終わります。

例規集の件なんですけど、これを残すという方向の中では、今も非常に分厚くって、はっきり言いまして、ページをめくっていくとき非常に傷むということを職員の方もご存

じだろうと思うんですけども、今後考えていただけたらいいんですけども、何とか使いやすいように、傷みにくいような方法があればぜひ考えていただきたいということはちょっと要望をしておきたいと思います。

それと町内主要幹線の交通量調査ということがありましたね。54ページ、この主要幹線というのは、町としてはどこというように設定をされているのか確認させてください。

○森河委員長 西本課長。

○西本総務課長 主要幹線につきましては、主要幹線調査場所は検討中ですけども、当然国道、県道、あるいは服部道などの主要の町道の中で20から30ポイントの調査を行ってまいりたいと思います。これにつきまして、今年度上げておりますけども、5年に1回程度実施して行って町内の統計資料として、また今後の道路整備について活用していきたいと考えております。

○森河委員長 小野委員さん。

○小野委員 それでは質問させていただきます。これは48ページになるのかなと思っておりますけども、先ほど部長の説明の中で、職員の自己研さんのためにいろいろな予算を上げられて、監査委員さんからも職員の意識改革等のことでいろいろ指摘されておられまして、その中で通信教育等の補助そういうふうなものにもいろいろな項目を上げていただいて、よう書きとらんかったんやけど、実際問題として職員の中でどれくらいの人がそれらを利用というのですか、自己研さんするために、積極的に請求して、例えば通信教育なんかで資格取得もあるんじゃないかなと思うんですが、どのような今までになっておって、それに基づく予算だと思うんですが、それらのデータとしてはどうですか。

○森河委員長 西本課長。

○西本総務課長 職員研修の中の通信教育についてでございます。通信教育につきましては平成9年度に策定しました研修計画に基づきまして、新たに設定をいたしております。まず、通信教育の種類ですけども、おおむね110種類ございます。この中で、職員が今日まで受けてきた実績でございますが、平成11年度におきましては、フランス語の通信教育に1人受けております。それから、その前の平成10年度におきましては簿記で1人受けております。この2年間では実績としては2人でございますが、この通信教育につきましては、職務に関連する内容以外にそれぞれ自分の伸ばしたいそういう知識等自分が選択して、そして幅広い知識を身につけ、職務にまたそういった知識を活用

していくという目的から設定いたしているものでございますので、今後もこの通信教育につきましては助成をしていき、職員の知識の拡大、高揚に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解賜りますようお願いいたします。

○森河委員長 小野委員さん。

○小野委員 そうしたら10年度に1人、11年度に1人ということで、例えばフランス語をそういう通信教育を受けるについては経費といいますか、どれぐらいの、全額なのか、何%なのか。それと以前土木とか建築などで職員の方に短大とか、専門学校とかへも行っておられたようにも聞いております。同僚議員の方も行ってたというような話も以前聞いたことがあるんですが、それらのように積極的にもっと自己研さん、簿記やフランス語がどうのこうのと私は言いませんが、職務に直接活用できるような資格取得ですか、それらに向かったの補助をするのが、私はベターじゃないのかなと思います。民間企業でしたら、例えば危険物取り扱い、それらについての資格試験は全面的に受験料とか、そういうようなのについては補助するというようなぐあいです。社員に対してのそれは当然やっていると思います。これは自己研さん、それから意識改革の中にもそういうものが含まれるんじゃないかなと思います。といっても職員の方、同僚議員が一般質問したときで、定数条例云々の話で忙しいのはわかってますねんけど、民間みたいに積極的にそういうところへ通えるような制度をもっと示してほしいなという思いもありますので、そういうなのを踏まえて10年度、11年度の通信教育に対する補助というのですか、それはどのぐらいなんですか。金額は結構ですので何%なのか全額のなのか教えてください。

○森河委員長 西本課長。

○西本総務課長 通信教育講座につきましては助成でございますけども、上限を2万円といたしております。ただ、先ほど申しました110種類ほどあるという中で、ほぼ通信教育につきましてはおおむね2万円前後の費用で受講できるという科目が多うございます。おおむね助成は100%に近い数字でさせていただけるものと思います。

それとあとご指摘いただきました職員の実務に対します何か知識を広める講座や研修はないのかということでございますが、一応自主研修といたしまして通信教育講座の助成のほかに資格取得講座の助成がございます。これにつきましても助成をいたしてきております。助成対象の資格は28種類ございまして、例えば中小企業診断士とか、税理士とか衛生管理者とか、公害防止管理士とか、通訳ガイドとか、いろいろ28種類の資

格取得に対しましていろいろ受講できるようになっております。

それから、それ以外に斑鳩のウオッチング研修ということで、先進地視察に対する研修の場の提供もいたしております。

それから、もう一点は自主研究グループ活動ということで、一つのテーマを持って職員数名が一つのグループをつくって、そのテーマについて研究をするといったこういうグループ活動につきましても助成をすることとなっております。

こういった研修がございます中で、特に資格取得講座での実績でございますけども、平成10年度につきましては2件ございます。危険物の作業主任者の資格取得、介護保険専門員の資格取得、それから平成11年度につきましても2件ございます。危険物取扱者の資格取得、介護支援専門員の資格取得とこういうふうに資格取得に対して助成を行っているところでございます。

以上でございます。

○森河委員長 小野委員さん。

○小野委員 資格取得講座の今の件なんですけど、これも2万円を上限としたいと思います。

それと自主研究グループについてはどれぐらいのグループの種類です、それに参加している職員の人数をちょっと教えていただきたいと思います。

○森河委員長 西本課長。

○西本総務課長 自主研究グループでございますが、今現在1つのグループが活動していただいております。テーマは地理情報システムについてということで、グループの人数は15名でございます。

○森河委員長 小野委員さん。

○小野委員 職員の方もいろいろ忙しいと思いますが、できるだけこういうものに積極的に参加というんですか、努力していただいているということは自分のためにもなると思いますので、今後ともよろしく幹部の職員の方は指導していただきたいと思います。

次に48ページなんですけど、コミュニティバス運行業務委託料ということですが、いろいろコミュニティバスについてはその他の委員会などいろいろ議論されておまして、できるだけ効果が上がるようにということで苦慮されていると思います。今の現状を見れば、運行計画をいろいろ考えても、私は率直に申し上げて余り効果がないなど。そしてコミュニティバスの運行ということ自体が、余りにも斑鳩町の交通事情、それからその思いにマッチしていないと率直に申し上げたい。といいますのは、もう少し小さな

バスというのですか、小グループで乗せるということではなかったのかなど。そのようなことを思っておりますということを意見として言っておきます。どうのこうのじゃないんです。

それから、その同じページにある外部監査事務委託料ということで、これに関連してそのこと自体には何ら私はいいことだと思ったんですが、加えて監査委員というこの項目の方で話をすればいいのかなと思うんですが、私はこの外部監査の導入ということは、もちろん改正できるようになっていると。自治法の改正されたのは2年ほど前ですかね。その当時私一般質問で監査事務局の設置というのができるようになりました。それで書記さんを1人置いてということですが、ぜひとも監査事務局という看板を上げられるような、余り経費はかからないと思います。そういう機構改革をお願いしたいと思うんですが、その監査事務について監査事務局設置は考えておられるのですか、どうなんですか。

○森河委員長 植村部長。

○植村総務部長 前は議会事務局の中でそういった事務をしておったわけですが、やはり今日の監査事務の内容等々を加味いたしますと、そういう専門的な知識を開示するべきであるといった中で、そういった職を置かせていただいておりますという状況でございます。特に小野委員さんがおっしゃっているとおり、そういった中で来ておりますけども、今の状況を見る中では当分はこうした中でやらせていただきたいと思います、こういうところで考えております。ご理解をよろしくお願いいたします。

○森河委員長 小野委員さん。

○小野委員 会計監査は今までは市までが事務局を設置することができると、それから県は必置しておると。その時に今度は町村まで広がったということで、当時そういう改正になる前から、視察なんかで行かせてもらったら、町でも監査事務局という看板が上がっておるんです。幸いにも監査委員室というのがあって、そこに書記を常設していただいて、今、総務部長がおっしゃったように、総務の方から書記さんを常設させていただいている。そうしたらその場所が、監査委員室というのではなくて、監査事務局という名前が使われないというか、町にはそういう監査事務局がない時代でも監査事務局として充実を図っておられた町がたくさんあったんです。視察に行くのだから、それも進んでいるところに行っているからそういうわけになるんやけど。今の監査委員室を監査事務局というように名称を変更して、それすることに予算も要らないし、私は何もちゅう

ちよすることもないと思いますので、ぜひともそういう形をとっていただきたいなど、そのように再度提言しておきます。

それから、49ページの地域集会所施設整備費補助金ということなんですが、先ほど部長の方で2自治会から要望があって281万5,000円ということで、より一層のコミュニティー地域を図るためにこれはテーマですので組んでおられる。1,500万ですか、そこまでとらせていただいて、いろいろしていただいた中で、2年ほど前ですか、町長が予算案つくっておられたけど、それを実際に取り上げた自治会というのはまだないように思うんですよ、いろんな事情でね。だからこれをどないに考えたらいいいのかなと思ったりするんですが、本会議でもいろいろ一般質問されておりますが、地縁団体が設立されているのは、それは重要なのですが、地縁団体設立が絶対条件なのかどうか、再確認しておきたいなと思います。

○森河委員長 植村部長。

○植村総務部長 この要綱の中を見ますと、いわゆる地縁団体設立が必ず必要条件ということはございません。ただ、町長が申しておりますのは、やはり住民相互の中での地域内でのコミュニケーションが十分図れておるかどうかが一番大事なことです。それを担保にしようと、それは一つの手段としてはそういう地縁団体設立が出てくるだろうというようなことから、町長が申し上げておると思います。

○森河委員長 小野委員さん。

○小野委員 そういうことは、今の集会所については地縁団体云々より自治会内で集会場を取得しようということがまだきちっとできてなかったと、そんな状態だと考えたらよろしいんですか。

○森河委員長 植村部長。

○植村総務部長 当初申請が出た際につきましては、地域住民全体の合意の中でされてきたと我々は承知しておりますけども、その後いろんなことが町へも寄せられてきています。そういうことがいろんな形でそうであったのかどうかということもございまして、そうした中でいろいろと自治会長さんともお話する中で、当町の方から工事を一時中止するというような中で、地縁団体をまず設立していく、これは町長の方からもいろいろ申し上げたこともありますけども、それから進んでいくということもおっしゃっていただいていることでありまして、現在そのような中で進んでいるということでございます。

○森河委員長 小野委員さん。

○小野委員　そういうことは13年度予算で281万5,000円、2自治会からということですが、これはあくまでも自治会長の予算要求ですか、その事業計画。それらが提出されているから、予算を組んでおられるということで理解したらいいと思うんですが、あくまでも自治会長が出しておられるということで、そうしたら峨瀬の集会所建設については、やはりいろいろな地元の方のもとで、私のところにも相談がありますし、やはり無理なんかというようなことで聞かれている方もおられるんです。そうしたら地縁団体が設立できたということは、総務部長がおっしゃるとおり、自治会がまとまっているというはっきりとした担保やし、むしろ今度の登記のときに理想的なスタイルなんです、それ以外に自治会内部では集会所も持つことに反対されている方がたくさんおられるのかどうか。それで仮に自治会を持つということだけの意思表示ができた場合に、今工事が中止されているとか、現場を見たことがないのであれやけど、そういう思いが合意できた時点で、来年度13年度にできてきたら、それについてはやはり自治会総意で建ててきたとなりますので、それについて来年度に完成したら、やはり12年度予算に組んであった分ですから、当然地域集会所の補助規定にのっとって、その自治会は申請してくると思います。その場合、やはり補正予算を組んで補助すべきだと私は思うのですが、その点を確認させていただきたい。

○森河委員長　小城町長。

○小城町長　このことにつきましては、私も一般質問の中でも申し上げたように、12年度は一応無理だろうと。13年度中に今まさに3月20日に総会を開かれる中でございますから、やはり正常化というか、皆さん方苦勞され、しかるべきそういう方向に向いていけば、13年度でまとまっていけばいいと思う。ただ経緯は自治会長が諮らず何もなしで自分がやったということに皆さん方よく思っていない。公民館そのものについては、当然つくっていくべきで、公明正大に総会でも開いて、そういうしかるべきを申し上げてやったらよかったですけども、それが自治会長が一任されているという自分の考えでされた経緯があって、そういうような反発問題等が起こったという中では、町としても、以前にも龍田橋西で、民地の方が自分の家の前を使うということで、自治会総意はすべて賛成されているのですが、しかし建設する前の家の方が反対されているというのは、みんなで説得していかんとなかなか難しいということで、結局できなかったわけですけども、いろいろな経緯が私はあると思うんです。最終的にはやはり町として皆さん方が喜んでいただけるのが、地域に開かれた公民館であってほしいし、当然そうい

うことが、協力してやっていかなければいけないものをその大字、大字で、お互い必要ですから、そういう1,500万円という補助金を上げていますものの、なかなかそれは難しい状況であろうと思っております。小野委員ご指摘のように皆様方がそういう点で、正常化に戻っていただいて、公民館を建設するというところで、正式な書類は上がってまいりますと、手続上、町としても補正予算を組んで担当委員会にお諮りをして進めてまいりたいと思います。

○森河委員長 小野委員さん。

○小野委員 この件でもう1件、もうちょっと話をさせてください。町長、公民館の補助規定というのはいろいろな意味で決まっていますので。地域集会所補助規定ということであげてみて地域住民へのサービスといいますか、コミュニティーを図ってもらうための補助規定を1,500万円まで上げた。

だけど私は根本的にちょっと難しいかなというのは、今、橋西の例を挙げて町長もおっしゃいましたし、私自身も以前に予算まで組んでいただいた経緯も、私が所属している自治会ではなくてほかのことも残念な結果、自治会が3つに分断という最悪の状態を迎えております。これらのことについていろいろ自治会でおおむねよかったら、細かい話まではするものじゃないのかなと思ったり、そういう集会所建設についてその他の問題が斑鳩町には過去にあって、今どうなっているのか私は知りませんが、町長が打ち出された、地域交流間構想の方がやはりコミュニティーを図っていくことに対しての住民サービスにつながっていくのではないかと。その自治会の中でいろいろな意見が出る。それがまとまったらこうしてでき得るものなのです、これは。地域集会所の補助金ということですから。私がいろいろ関与して自治会が分断されたという場所のところ、予算を見ていただいたら、補助金では、そこもきちっと積み立てされたら、あともう少しの積み立てのときにいろいろな思いが出てきたということがあったと思うし、費用についても積み立てもされておるんだと思うんです。だけど、それらについての自治会長どうのこうのという話もあったし、橋西については町長がおっしゃったようなところもあったんかなと、私は熟知しておりませんが、地域集会所の補助ということについては今後個々についても難しい問題が出てくると思います。何か人間の感情の問題に入ってきていると思いますから、今それらについて地縁団体の設立に反対されているというんですか、いかにも集会所の取得には賛成だが、その地縁団体というのですか、自治会長の今までの報道、業績についていろいろ反発されている方とか、疑問を持っておられる方がい

かにもその集会所の建設に反対されているようにこれ動いていると思うんです。

今の段階で、今度逆にそちらの方から建設の動きがあった場合、また泥仕合となってしまおうと思うんです。それらを考えていったときに、そういうふうにはなってほしくないと私は思っていますが、この地域集会所の1,500万円までの補助率を上げられた、そのことによって地域交流館構想がそのままぼっしょっているという状態は、さらに僕は町長が思っておられる地域のコミュニティーにつけての、やはりそれも早期に復活されるべきだと私は思っております。その地域交流館構想の凍結の要件の一つに地域集会所施設の補助率を上げたということも、私は聞かされておりますけれど、やはりそれを上げて地域交流館構想を凍結するだけのあれはないんじゃないかと、私自身は率直に思っております。

○森河委員長 小城町長。

○小城町長 今、小野委員が申し上げていただいたように、いろいろ経過はあると思います。地域交流館関係も私の方が何とか努力しようと思っても、やっぱりこの方が大体的に金額が合わなかったと。そういうことも踏まえる中で、お亡くなりになるときに私が悔やみに行ったら、亡くなる前に町長にもう一遍この値段で何とかしてくれへんかということもあったようでございます。しかし、私もやっぱり約束したことは守っていかなかったら、亡くなったからもう一遍繰り返してくれということ。私もやっぱり町民から受けた以上は、より積極的にそれを進めていこうとしたのですから、町長室で約束したんですから。したことを守ってくれなかったら、私も、仮に地価が高くなって監査請求された時に必ず町長は訴えられるわけですから、それほどの責任を感じているわけです。

この種の問題は議会でいろいろ議論があるけれども、起こったことは私が何とかしようとしてやろうということ、議員の皆さんに考えていただきたい。服部の問題も橋西の問題も峨瀬の問題もすべて住民感情が残っていると思います。悲しいことが起こったわけです。こんなことをほったらかすわけにはいかない。仲よくしてほしいわけです。皆が一生懸命積み立てされたんですから、しようという意欲はあるんですから。ただその一角が崩れていくという中で何とかサポートしてやってほしいわけです。それができなかったときには私は服部の問題でも残念でならない。

私はやはり手続上の問題についても、まだ手続しておられない中で、裁判を訴えられるとか、まだ執行していないのですから。町は何も執行していないのですから。その中で、前年度にも申し込まれたら、何で町はするのか、そういうところから始まってきま

す。やはりみんながそういう熱意に動かされるわけですから、この1,500万円を上げたから、必ずしもこのことが多くできるか。それは考えられません。今でも仮に1,500万円の建物を建てたかって、仮に1,000万円だったら500万円しかもらえないです。3,000万円だったら1,500万円の範囲でもらいますけども、やはりそこらのところを考えていかんかったら、中身の問題ですから、公民館にしまったって、集会所にしたって、仮に空き家があつて、その空き家を借りますよということで、この自治会が買われたときに、買うときに何ぼかかるか、そういうことについても、1つの集会所として成り立つわけですから、これも踏まえてやはり小野委員ご質問のとおり、すべて最初の段階というのか、そうところからいろんな問題があると思うのですが、今の問題も今おっしゃったように、感情は残ってありますし、公民館がほしいことは事実ほしいと。しかし今、前任の関係からのいろんな経過を考えますと、まだその方は今もけしからんと言いますし、そういうことも踏まえる中で、何とか正常に戻ってほしいというのは我々の願いですし、できるだけお役に立つ努力をしながら、助役さんも、あるいはまた収入役も努力を払って、峨瀬の方々にもお会いしながら何とか円満に納めてほしいという切なる願いでございます。

小野委員のおっしゃっていたとおり、これは大きな問題もあるかと思えますし、いろんな経過はたどってます。そういうことの中、なかなか集会所というのは切りかえていかれないというのが、ひとつの最初の服部の問題から進んできたなと私は思っています。

○森河委員長 小野委員さん。

○小野委員 地域交流館構想については、今、町長おっしゃっていただいて、亡くなられてどうのこうのということもありますが、私はその方は、行政側が地域交流館の凍結と、いきいきの里が動きかけたので凍結ということについて、その方は今の町が提示された金額で結構ですと、はっきりと私に言いに来られたのですが、凍結してますということで、それはあきらめられた。

まず、凍結ということをしたということで、もうあの話はなくなっている。当時一番町の自治会がこういうものが入っていますというて回覧板で回してるわけです。それを凍結という形で、それも予算的にはふれあい交流センターが建設できるということで、地域交流館を凍結してまうという荒った行政をされたということは、私はずっと覚えてますから、早急に地域交流館というのを復活させて、そしてやるべきだといういこ

とを申し上げておきます。

次に、61ページから62ページにかけてなのですが、その中で固定資産路線評価業務委託料と、固定資産税標準宅地鑑定評価業務委託料というのがあるのですが、何か似ているようでちょっとわからないので教えていただけませんか。

○森河委員長 植嶋課長。

○植嶋税務課長 固定資産税の鑑定委託料でございます。これは固定資産の評価替えが15年度に行われますので、このために……。

○小野委員 ちょっと待って。61ページに載ってあるのは固定資産路線評価業務委託料、それと固定資産税標準宅地鑑定調査業務委託料のその違いを教えてください。ただです。

○植嶋税務課長 それではまず標準宅地鑑定委託料でございます。これは町に123ポイントの基準点がございまして、このための鑑定を全部行うということです。

固定資産路線評価業務委託料でございますが、これにつきましては、これに基づきまして、この路線価の価格を設定するという業務委託料でございます。

○森河委員長 小野委員さん。

○小野委員 その委託先というのですか。それらはどういうところにあるのですか。

○森河委員長 植嶋課長。

○植嶋税務課長 委託先でございますが、鑑定につきましては鑑定士ということになります。こういう路線価の委託業務につきましては、こういうことに詳しい専門業者ということになります。

○森河委員長 小野委員さん。

○小野委員 鑑定評価業務については、不動産鑑定士という資格を持つ者ということですね。それから、その路線価の評価業務委託は詳しい専門業者というのは何か有資格で業者なのか、それに詳しいだけでやられるのか。それと、その委託されるにつけては、入札されるのか、随意契約なのか。それらについてはどのように考えておられるのか教えてください。

○森河委員長 植嶋課長。

○植嶋税務課長 先ほどの鑑定路線委託業務につきましては、ダイワ不動産鑑定に委託しております。

契約につきましては随意契約で行っているところでございます。これは、従来からこ

の業務につきましては、断続的に行っていくという必要がございます。この辺につきましては、今までの斑鳩町内の路線価等についても詳しいということで行っているところでございます。

○森河委員長 小野委員さん。

○小野委員 鑑定評価業務については、鑑定士に委託するのはわかりました。それについては固有名詞を出していただけてますが、ダイワ不動産鑑定事務所。これは随意契約で、やはりその業務が鑑定業務ということですので鑑定士のそれに対する随意契約というのは別に問題ないと思います。

路線評価業務の専門業者というとらえ方というのと、もうちょっと明確にしていきたい。例えば、里道、水路なんかの用途廃止されて、施主さんが近所の不動産業の方にある程度参考意見として財務省がそれを委託して、その単価で用途廃止の登記を、その価格をつけ利用されてきたように思います。そういう形の業者なのかと私は思っているのですが、それらについてはもう少し、今度路線評価業務は初めてなのですか。今まで過去にもあるのでしょうか。それについての実績もあるということだと思っておりますが、もう少しわかりやすいようにお聞かせいただきたい。

○森河委員長 植村部長。

○植村総務部長 路線価方式は以前から採用いたしてます。そういった中で、そういう知識といたしますか、そういうことをやっておられるところということで、今まで業務を委託してきたわけでございます。

そういった中で鑑定においても123ポイント鑑定し、それに基づいて路線価を決定していくというような一連の流れの中で、同じところをお願いしておるところでございます。契約につきましても、そういう過去の資料を持っておる、123ポイントの場所等の状況、また、鑑定の流れの中でやってこられた方法をよくご存じなので、そういった中で随契約の価格が適正であるかどうかというのは、相見積りの中でやっております。その価格は適正であるかどうかということも考慮に入れながら、予算計画をしていきたいということです。

○森河委員長 小野委員さん。

○小野委員 1つ鑑定業務の方はもうわかってますねん。さっきから課長が答弁してくれたけど、その路線評価業務の委託というのをどういう業種の人に委託されて、それはどうされてるのか、それだけで結構です。123ポイント云々とか鑑定業務云々とかもう

わかってますので。固定資産路線評価業務は、どういう人にあれしてるのですか。どういう業種の人に、先ほど専門業種と言われて、その専門とはどんな専門があるのか、僕の知識ではわからないのです。だから言っているから、そこらをはっきり言ってください。相手がなかったらそれはおかしいと言わなければ仕方がない。

○森河委員長 植村部長。

○植村総務部長 ちょっと舌足らずだったと思いますが、不動産鑑定士のそういった業務をされているところでやっていただくということです。

○小野委員 その路線評価業務を不動産鑑定士事務所ですか、それに間違いはないんですか。

○森河委員長 植村部長。

○植村総務部長 その同じ鑑定をやっているところで、測量というそういった業務もお持ちでございますので、そういった中でやはり関連性がありますので、そういうことでやらせていただいているということです。

○森河委員長 小野委員さん。

○小野委員 そうしたら、私の聞き方も悪かったんかもわかりませんが、この両方の委託については、両方とも不動産鑑定士事務所が発注されてということですね。先ほどちょっと課長の答弁で、それらのことに詳しい専門業種と言われたので、私はそれはどういうものなのかと聞かせていただいたし、それで、同じような業種のところへ見積りをとって、随意契約をいっていると。そういうことで理解してよろしいでしょうか。

○森河委員長 植村部長。

○植村総務部長 そういったことをご理解いただきたいと思います。

○森河委員長 小野委員さん。

○小野委員 次に、63ページの戸籍住民基本台帳費というところなんです。これは私は別に予算のどうのこうのではないのですが、それと自動交付機の話で私は賛成しておりますし、利用させていただきました。それについて、窓口で印鑑証明をいただくのと、自動交付機で印鑑証明をいただく、住民票をいただく、それらについて、活字の大きさが違うと思うのです。これらはもう既に老眼も入ってますので、というのは具体的に言えば、多分違うと思うんです。自動交付機の活字は小さいのです。用紙は大きいのです、A判のもので。小さいのがさーと入っておるから、これは何か変えることができないのかと思いますねんけど、どうですか。

○森河委員長 阪野課長。

○阪野住民課長 今おっしゃいました窓口で交付いたします印鑑証明なり住民票と、交付機で発行いたします住民票、印鑑証明の文字の大きさでございますが、窓口で発行する分についてのシステムと、交付機で発行いたします住基システムの文字のもともとの大きさの違いというのがあって、それで多分そのような形で処理をされてると思うのですが、そのことについてもう一度業者の方と相談いたしまして、文字の大きさの統一を図れないかどうかということを検討させていただきたいと思います。

○森河委員長 小野委員。

○小野委員 課長にお願いしておきます。統一を図るときに小さい方には絶対しないでください。それだけはお願いしておきます。

最後に66ページの町長選挙費の件ですが、以前にも公選法の改正で午後8時まで投票できるということになりました。それについて衆議院選挙のときでしたか、県内でもこれは各自治体に投票時間の繰り上げができるようになったと思うのです。

それで8時までの効果というのですか、投票率云々は確かにあるとは思いますが、それは公選法改正で不在者投票の緩和というのですか、それによって大変効果があったと。不在者投票は最終の時間帯に以前の6時から8時の間というか、8時に投票されたようなカウントされるようなことも聞いておりますし、実質8時まで開けている必要はないのかなと。こういう言い方したらいかんと思いますけど。それにつけ加えて、余り効果がないのかなと。

といいますのは、これらの経費についてやはり職員手当、そういうようなのについて割高になっている、8時まで出ますときに。予算の段階ですので、当然8時までの経費を計上されているのは当然の話なのですが、実際の執行されるときには、ある程度のことを考えられるのも、かなりいいのじゃないかなと。衆議院と参議院の方はどうだというのは、こない言い出したら、これは国から来ますのでいいかなとぶっちゃけた話しているのですが、できれば投票時間繰り上げというか、ぜひお願いしたい。それができるようになってますので、それらも考慮されたらどうですかということで提案しますけど、どうですか。

○森河委員長 小城町長。

○小城町長 現に大塔村とかは6時ということでやっておられます。大塔村の状況等は有権者は600人足らずか700人足らずか、そういうことですべてが投票される。一遍これはやはり国がやってきて、勇気を持って独自でやりましょうということは、これは

もう恐らく無理な話です。マスコミはいろいろとそういう点では言いますものの、やはり8時まで私は職業柄どうしても投票に行きたいけども、6時では無理だという方がおられますから、効果等はどうかという問題よりも、そういうことを一遍やってしまっ、今、直ちに斑鳩町が6時にしますということにはなっていない。なじまない。そういうことを踏まえますと、やはり8時までやっているとけないわけです。

当然今の状況から考えますと、小野委員のように確かに参議院は国政選挙で国が費用を出すわけですが、町長選挙そのものでも過去何回か投票で行ってますから、一般的には900万円、今回はどうなるかわかりませんが、やはり一応は8時までということが決められた以上は、当然8時までやると。人件費等かかってきますけども、これはやはり1人でも多く投票していただくということが大事であると思います。

当然小野委員も1票でも2票でも、投票していただくことによって、結果的に当落は最終的にはいろいろありますけれども、1票差とかあるいは2票差とかという現状もございますから、そういう点については、選挙というのはできるだけそういうことについては、8時までと決められた以上は当面どこの市町村もそういう形で進めていく形、奈良県下では大塔村が6時までやっておられます。

○森河委員長 小野委員。

○小野委員 私の理解が間違っていたらちょっと教えてほしいんですが、選管の事務局長にお伺いしますが、今、町長のおっしゃったとおり公選法の改正で8時ということに決められたという過程が1つあって、昨年ですか。それは自治体に任すというように改正があったと記憶しております。最初から今のような状態だったのかちょっと教えてください。

○森河委員長 西本課長。

○西本総務課長 投票時間の繰り上げにつきましてですが、平成11年4月1日の地方分権一括法の施行に伴いまして、その中で公職選挙法が改正されまして、投票時間の繰り上げ、繰り下げについて市町村の選挙管理委員会が市町村長、または議員の選挙については独自の判断で、そして、国政選挙、県知事選、県議会選では県選管のそれぞれで決定できるようになったというふうに改正されております。以上です。

○森河委員長 小野委員。

○小野委員 では、今の町長の考え方は、僕はちょっとピントはずれてると思います。やはり、地方分権一括法で、そういうなのでやはり自治体に任すということを言っている

のです。独自でやればいい。市町村長にいうのですか。それと国政については、県の選管へ届け出か何かですね、そういうのはそういつて緩和しているのです。それは国が公選法を改正する思えば、何を考えているのかということです。それを的確にとらえないけないのです。国が決めて8時までしているから、8時までしなければいかんと。そんな乱暴な考え方でしているのやったら、それはおかしいでしょう。

だからしっかり考えてもらえますかということ、私はこの予算のときに言ってます。予算については当然8時までやったときの予算で結構だと思います。だけど執行するときには、そういうことも考慮していかれたらどうですかと言っている。これは議員としてははっきり言っているのです。それらをはき違えてもらったら困ると思います。私は意見として言っておきます。終わります。

○森河委員長 ほかにごいませんか。山本委員さん。

○山本委員 2点だけ質問させてください。48ページの2つとも職員さんの健康管理についての質問なのですが、まず1点目で、新しく給食管理員さんに指曲がり症の検査を実施する予定というふうに聞いています。どのような検査になるのか具体的に教えていただきたいというのが1つです。

それからもう1点は、職員さんのメンタルヘルス研修の関係なんですけれども、提案説明を読ませていただく限り、メンタルヘルス研修を実施し、認識と理解を深め自己の健康管理を図ることというふうな形になっていますので、あくまでも健康管理については職員さんそれぞれご自身ですするという形になるかと思うんですが、私はそれは十分理解するわけですけども、メンタルヘルスの関係についていえば、1つはできればカウンセリングのような形がとれるような体制を準備をしていけるような状態にもっていく。あるいは専門の医師が配置されるような形をとる方がいいのではないかというふうに思うのですが、そのあたりのことについて聞かせてください。

○森河委員長 森田課長。

○森田教委総務課長 説明の資料は後ほどさせていただきたいと思います。要するに今回の指曲がり症の予算の計上に当たりましては、もともと23人ですか、これをすべていたしまして、その中で異常が見つければ再検査ということで予算に計上しておりますので、別に予算につきましては報告させていただきます。

○森河委員長 西本課長。

○西本総務課長 メンタルヘルス研修のことをございます。質問者が申されるようにメン

タルヘルス研修につきましては、健康管理は自分自身で行っていただくというのが今は基本でございます。

ただ、おっしゃっていただいておりますカウンセリングの体制でございます。多くの大きな市あたりでは、こういう専属の医師等がカウンセリングに当たってるという体制をしいているところも見受けられるのですが、市町村におきましてはなかなか専門のカウンセリングの医師等を専属で配置するというのは難しい現状がございます。ただ、ことし2月に奈良県保健センター所長の平尾先生がメンタルヘルス研修につきまして来ていただきまして、職員の研修に当たっていただきました。この方に個人的にもそういう職員が出たら、相談に乗っていただけるかどうか確認したところ、結構ですというお答えをいただいておりますので、現在のところはその先生に必要なときには相談をしてみたいと考えております。

以上です。

○森河委員長 山本委員さん。

○山本委員 後段の方についてはわかりました。前段の指曲がり症の件については、後でまたご説明いただくということなので、それもあわせてなんですけれども、今後の考え方についてちょっと聞かせていただきたいと思うのですが、私が理解させていただくところでは、指曲がり症というのは、恒常的に同一の職種に従事することによってあらわれてくる症状ではないのかなと思うのです。その指曲がり症の検査を実施される予算をつけられるということについては、私は十分理解していますし、ありがたいことだと思うのですが、将来的にそれが指曲がり症の検査をした結果、それが非常に進んでいる状態だということが仮に出てきたときに、その指曲がり症というのは、それが発見された時点でどういう形で管理をしていくのか。あるいは現在のお仕事との関係の中で、それを続けていくことが一体どういう影響を及ぼされることになるのか。ひいていえば、それがその職業的なかわりの中で出てくると解釈されるとすれば、そのことについては私どもの斑鳩町としては、どういう責任をとらなければならないのか。その辺について教えてください。

○森河委員長 小城町長。

○小城町長 今、山本委員のご指摘のように、ことしから指曲がり症の関係において、町医師会とも協議を交えて医師会ともご了解を得てる段階で、その結果出てまいりますと、市町村協会の中の災害認定を取れるのかとれないのか。そのような関係等を精査しな

がら、もしそういうふうに認定されるなら、どういう病名の災害認定に加えていただけるのか、我々としては具体的に対処するという、今の段階としてはそういうことです。

○森河委員長 ほかにございませんか。松村委員さん。

○松村委員 ちょっと繰り返しになって申しわけないんですが、先ほどの小野委員さんのご質問でほぼ出ておるのです。私の聞きたいのは、自治会というものについてなんです。

自治会という組織を町の行政としては、言葉で言えばどういう性格の集団と考えられているのか。何かそういう定義とありますか、その辺のことがあれば自治会とは何かということについてお聞きしたい。

それと、なぜ聞くかという、自治会の総会をやって方針を出します。それと町行政の方針が真っ向から対立しているというような場合、あるいは食い違っているというような場合、町としてはどういう姿勢で臨まれるのか。その辺。

○森河委員長 植村部長。

○植村総務部長 自治会組織というのは任意の集団ということで、地域のコミュニケーションを図っていくという活動をしていただくというような中で、組織されておる団体ということで位置づけさせていただいております。

それと町の行政施策と、自治会との考えですか、そういうようなことが合わないということですけども、町としてはあくまでも地元に入りまして、そういったことに町の施策についてよく説明させていただいてご理解をしていく努力があると思います。そういった中でその整合を図っていかなければならんと、そういった立場にあると思います。

○森河委員長 松村委員さん。

○松村委員 関連してですが、三室と紅葉の間で話があるのですが、どこの自治会へ入るかというのは、自由に行政としては特に関与されないのですか。自由に決めたらいいのですか。

○森河委員長 植村部長。

○植村総務部長 先ほど申し上げました任意の自治でございますので、我々の方からどこへ入りなさいとかは言えませんが、やはり新しく住民として入って来られたときに、行政としていろいろ伝達手段としてご協力いただいている関係もございます。そういった中でいろいろとそういったことについては、どこに入ったらいいのですかという話のときには、この辺ではこういうところに自治会に入らっしゃるという中で、自治会長さんのお名前、連絡先といったことを、いわゆる情報をお伝えいたしまして、できるだ

けそういった中で、地域のそういった組織に入っていただくようお願いしております。

○森河委員長 里川委員さん。

○里川委員 総務部の関係の款なのでお尋ねしておきたいと思います。人事関係につきして、全体的な流れの中で、時間外勤務、休日勤務などにつきまして、13年度予算では全体を通じまして、マイナスになっているのです。このマイナスになっているということにつきまして、業務量などについて13年度どのような考え方でこんな予算編成をされたのかということがまず第1点と。

それとこの際ですので、行政組織のことでお尋ねしておきたいと思うのです。これは13年度予算にもかかわりますし、その後の将来的なものにもかかわってくると思うのですけれども、この例規集の中で行政組織について、また会計室設置規則なり、また、教育委員会事務局組織なり、いろんな規則とともに町長部局の人事の方もあわせてあるわけなんですけれども、この中で、私が一般質問で人事関係をやる中で見させていただいて、ちょっと気がついたというのか、気がつくのが遅かったんですけれども、例えば組織上の中で、例を挙げますと、会計室などで私はちょっと今調べた結果、会計室の室長というのは収入役が兼務するということになってたと思うのです。全体にわたるので申しわけないのですが、教育委員会のことにもちょっと触れさせていただいたら……。

○森河委員長 先ほど言ったようにページ数になって、先ほどは総務全体の中の予算での承ったと。そのときにないということで、私取り組ませてもらったけども、今は何ページから何ページの中に入っているということでやってるので、教育費というのは後でさせていただきますのですが。そういうことで、ただ、その取り組みの中でやっていただきたいということだけ言っておきます。

○里川委員 もちろん予算編成にもかかわってくる問題であるというふうに、私は思っていますので、ちょっとお尋ねをして、確認というのか、今後の町の方針などもお尋ねをやはりしておきたいということ。

それとそういう兼務というような状況とか、それと各課の管理職の関係を見させていただく中で、行政組織の説明の中に参事職というのも書いてあるわけなんですけど、参事職というのは特命とかいうようなことで書かれてるわけですし、行政組織の中では参事職については触れられていないとかいう部分なども含めまして、今後の斑鳩町の人事の方の考え方の中では、そういう兼務職とか参事職についての方は、どういうふうにお考えになっておられるのかということをちょっと確認だけさせてほしいと思います。

○森河委員長 西本課長。

○西本総務課長 まず超過勤務手当の予算の12年度と13年度の比較の関係でございます。質問者申されますように13年度はトータル的には減っております。主に事業が減ったのかどうかということなのですが、まず1つは大きくは選挙の職員の超過勤務手当の有無で、その年度額が変わってまいります。それともう一つは各課それぞれ超過勤務手当を積算をさせていただいている中で、平成12年度の実績、それから13年度の事務事業を見渡す中で、予算編成に当たっていただいております。主には、13年度で減っているところは塵芥処理の関係と都市計画総務費の関係、もちろん選挙の方は当然ですけども、そういったところが50万円以上で減額になっているところでございます。そういったところにつきましては事務事業が若干落ちついてきたというようなことで減ってきているものと考えております。

それと余談ですが、12年度の1月までの超過勤務手当に対します執行実績でございますけども、全体で62%程度となっております、おおむね平成12年度も超過勤務手当につきましては予算内で、あと2カ月見込めるという数字となっております。

それと、兼務の状況でございますけども、質問者がおっしゃるのは多分会計室の室長と収入役さんの事務取り扱いの兼務のことだと思いますが、一般職と特別職の兼務につきましては、地方公務員法上別に定めがないので、これは合法的でございます。

それと、あと参事職の考え方につきましては、事務事業を勘案する中で、先ほど質問者がおっしゃいましたように、特命事項は参事が携わるというふうに行政組織規則の中で参事の定義づけをいたしております。参事は特命事項を処理するため、所属部内における事務を掌握し、所属職員を指揮監督する。さらには町長の特命により、特に指定された他の部における事務もあわせて処理、所属職員を指揮監督するということで、この参事職につきましては、今後も行政を推進する上におきまして、必要な場合には設置できることになっておりますので、今後につきましても事務事業を見る中で、その都度廃止、設置等を勘案しながら事務事業を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解賜りますようお願いいたします。

○森河委員長 ございませんか。——ないようですので、これをもって第2款、総務費に対する質疑を終結いたします。

13時まで休憩いたします。

(午前11時59分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○森河委員長 再開いたします。

次に、第3款、民生費についての審査に入りたいと思います。

理事者の説明を求めます。中井住民生活部長。

○中井住民生活部長 それでは、第3款、民生費につきましてご説明申し上げます。

72ページからとなっております。第3款、民生費につきましては、本年度は14億3,941万6,000円を計上しております。前年度の予算額と比較いたしまして4,430万8,000円、3.0%の減となっているところでございます。

その減となりました主な理由でございますが、介護保険に係ります保険料の国の特例措置が9月で終わりますことから、10月からは全額納付となります。これに伴いまして、介護保険円滑導入繰出金が減となったことによるものが主な理由でございます。また、児童手当費では所得制限緩和によります支給人数の増加分等を含めまして、予算計上を行っているところでもございます。

それでは各科目ごとに説明をさせていただきます。72ページから74ページの第1項、社会福祉費の第1目、社会福祉総務費でございます。本年度予算額は2億2,950万7,000円を計上いたしております。前年度予算額と比較いたしまして、740万8,000円、3.3%の増となっております。職員に係ります人件費が主なものでありますが、増となりました主なものは、出産件数の増による育児一時金繰出金及び国保財政安定化支援事業繰出金などでございます。

また、(仮称)総合福祉会館の整備についてでございますが、繰り越しをお願いしております経費の中で取り組んでいく考えでおります。現在町が候補地として考えております土地所有者の方々に用地提供のご協力方につきましてお願いに赴いているところでございます。平成15年度の完成に向け、早期に用地の確保をしまいたいと考えているところでございます。よろしくご理解を賜りたいと思います。

次に、74ページの繰出金でございますけれども、国民健康保険事業特別会計への繰出金といたしまして7,533万9,000円を計上いたしております。前年度予算額と比較しまして679万1,000円、9.9%の増となっているところでございます。これは国民健康保険事業特別会計に係ります人件費、事務費、出産一時金、財政安定化支援事業につきまして、交付税措置されたものを一般会計から国民健康保険事業特別会計へ繰り出すものでございます。

次に、74ページから76ページの第2目、国民年金事務取扱費でございます。本年度予算額は2,123万6,000円を計上いたしております。前年度予算額と比較いたしまして27万1,000円、1.3%の増となっているところでございます。職員の人件費が主なものでございますが、高齢社会の到来を迎え、老後の所得保証の支柱として国民年金の果たす役割はますます重要なものとなってきております。生活の支えとなります年金制度に対する期待と関心はますます高まっているところでもございます。そこで住民一人一人の年金受給権を確保するため、20歳到達者の完全適用と未加入者への加入勧奨並びに保険料未納者に対します収納対策に取り組んでいきますとともに、口座振替制度の推奨に引き続き努めてまいりたいと考えているところでございます。

さらに、年金制度を正しく理解していただくために、町広報、各種パンフレットなどを通して、国民年金制度の普及啓発に努め、県及び社会保険事務所とも連携を密にしながら、年金制度の発展に努めてまいりたいと考えております。

次に、76ページから79ページにつきましての第3目、老人福祉費でございます。本年度予算額は2億3,537万2,000円を計上いたしております。前年度予算額と比較いたしまして444万4,000円、1.9%の減となっております。その主なものは介護保険事業計画、老人保健福祉計画の初年度であります平成12年度から介護予防、生活支援事業等の新しい事業を取り入れながら対処してきたところでございます。予想しておりました利用者数に対しまして、利用者数が少なく、平成12年度の実績をもとに利用者数を見直したことによるものでございます。

健康づくりや疾病予防の指導、また要介護者及び家族への食事や栄養指導を充実させるために、現在保健センターに1名の栄養士を配置しているところでございますが、引き続き臨時職員として1名の栄養士を補助し、先ほど申し上げました事業の展開や、積極的に健康づくりを実践できるよう、健康いかるが21の策定に取り組むための臨時職員の賃金として計上させていただいております。委託料では2,775万4,000円を計上させていただきました。在宅介護支援センター事業につきましては1,920万3,000円を計上し、社会福祉協議会と第二慈母園への2カ所に委託を行い、要援護高齢者やその家族等に係ります各種の保健、福祉サービスが総合的に得られるように関係機関との連絡調整等を行うこととしております。そのほか援助を必要とするひとり暮らし高齢者や高齢者世帯に対し、配食サービスなどや介護をされている家族に対し、家族介護教室などに係る所要額を計上させていただいているところでございます。

負担金補助及び交付金では三室園組合への負担金などとして4,641万9,000円を計上させていただいております。

扶助費では3,806万9,000円を計上いたしております。養護老人ホームの措置や生活支援、介護予防、家族介護支援等に引き続き取り組んでまいりたいと考えているところでございます。さらに、新たに介護保険の要介護認定で、要介護4または5に相当する住民税非課税世帯の在宅高齢者であって、過去1年間介護保険サービスを受けられなかった者を介護している家族に対しまして、家族介護慰労金を支給してまいりたいと考えております。また、低所得者対策として、ホームヘルプサービス利用者の負担軽減対象者の範囲を拡大してまいりたいとも考えているところでございます。新たに、成年後見制度の利用に係る経費につきましても助成することといたしているところでございます。

繰出金では老人保健特別会計へ1億1,649万3,000円を制度上の負担割合において繰り出すもので、前年度予算額と比較いたしまして1,264万5,000円の増となっております。介護保険給付への移行、そして定率1割負担制が導入されたところでございますが、一般診療によります入院等の医療費はふえたことがその主な要因となっております。

次に、第4目、老人憩の家運営費でございます。本年度予算額は1,899万6,000円を計上いたしております。前年度予算額と比較いたしまして24万円、1.2%の減となっております。当該施設の運営に係ります委託料が主なものとなっているところでございます。

次に80ページ、第5目、新生活振興費でございます。前年度予算額と比較いたしまして1万5,000円減の13万5,000円の予算計上となっております。生活学校の運営、活動内容の充実に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次に、第6目、医療対策費でございます。本年度予算額は1億91万8,000円を計上し、前年度予算額と比較いたしまして201万1,000円、2%の減となっているところでございます。老人、乳幼児、母子、心身及び精神障害等の医療費の一部を助成し、健康の保持、増進を図ることによって、実施をいたしている事業等に係る費用として計上をさせていただいております。

次に、81ページから82ページの第7目、同和対策費でございます。本年度予算額は565万2,000円を計上いたしております。前年度予算額と比較いたしまして

198万6,000円、26%の減となっております。昨年度は21世紀は人権の世紀と言われて、住民の方々にとっては人権についての思いを新たにさせていただくとともに、人権教育のための国連10年斑鳩行動計画への行動の弾みとするために、差別をなくす町民集会を人権フェスティバルとして斑鳩ホールで開催をしたところでございます。また、安堵地区での小集落改良事業におきましては、地対財特法が平成9年3月末で期限切れとなっておりますが、経過措置として5年間に限り財政上の特別措置を行うこととされておるところから、新年度につきましては事業に必要な人件費分を計上させていただいているところでございます。

次に82ページの第8目、国民健康保険医療助成費でございます。本年度予算額は5,704万円を計上いたしております。前年度予算額と比較いたしまして424万2,000円、8%の増となっております。国民健康保険の一般被保険者に係ります国民健康保険税の軽減相当額を一般会計から繰り出し、国保財政の基盤安定に資するためのものでございます。

次に、第9目、あゆみの家管理運営費でございます。127万2,000円を計上させていただきます。あゆみの家では福祉作業所とともに、言葉や運動機能の発達がおくれがちな児童のために、養育教室を開催し、その機能回復を図っているところでございます。

次に、83ページ、第10目の福祉会館管理運営費でございます。本年度予算額は233万5,000円を計上いたしております。社会福祉活動や介護サービス事業の拠点として、また、福祉団体及びボランティア団体の活動、ホームヘルプサービス事業、入浴サービス事業、デイサービス事業を実施しているところでございます。

次に、83ページから85ページにかけての第11目の障害福祉費でございます。本年度予算額は1億862万7,000円を計上いたしております。前年度予算額と比較いたしまして376万円、3.6%の増となっているところでございます。増の主な理由でございますが、障害者手帳取得者の増加による施設措置費、補装具交付・修理費、心身障害者等福祉年金等の扶助費の増となっているところでございます。委託料では1,039万7,000円を計上いたしております。短期保護事業、手話奉仕員養成事業、療育教育、心身障害者（児）ふれあいの集い、身体障害者ふれあいの集い、ホームヘルプサービス事業、移動支援事業等を実施するために要します経費を計上させていただいております。

また、負担金補助及び交付金では1,682万3,000円を計上いたしております。主に、福祉作業所虹の家への運営補助金、そして精神障害者小規模作業所の負担金に要する経費として、障害者の地域社会での自立を図っているところでございます。

扶助費では7,696万7,000円を計上いたしております。施設措置費としては12名分で4,637万6,000円、補装具交付・修理事業では750万円、心身障害者等福祉年金に1,710万円などといった経費の計上となっているところでございます。

次に、86ページ、第12目、ふれあい交流センターいきいきの里管理運営事業費でございます。本年度予算額は3,560万6,000円を計上いたしております。前年度予算額といたしまして、397万7,000円、10%の減となっております。臨時職員に係ります賃金並び施設の管理運営に要します経費が主なものでございます。なお、減の主なものでございますが、1年間の施設運営の実績を見る中で、光熱水費の減及び工事請負費に係ります減が主なその要因となっております。今後も引き続き多くの方々に利用していただけるようサービス低下を招くことのないよう、効率的な運営に心がけ、住民の方々に親しまれる施設として努力してまいりたいと考えているところでございます。

次に、87ページ、第13目、介護保険事業繰出費でございます。本年度予算額は2億1,465万8,000円を計上いたしております。前年度予算額と比較いたしまして6,838万7,000円、24.2%の減となっているところでございます。介護保険事業特別会計の事業勘定に繰り出すもので、内訳といたしましては、介護給付費といたしまして1億2,596万円、職員給与費として3,145万円、介護保険事務費として1,093万6,000円、保険料の軽減措置に係ります経費として介護保険円滑導入費で4,631万2,000円をそれぞれ計上させていただいているところでございます。

次に、88ページの第2項、児童福祉費でございます。4億806万円を計上いたしております。前年度予算額と比較いたしまして2,098万8,000円、5.4%の増となっているところでございます。平成13年度の各園の入園申し込み状況は、たつた保育園では108名、あわ保育園では164名の合計272名となっているところでございます。保護者の勤務の状況等により他の市町村の保育所に入園される圏外保育の利用者は15名と想定しているところでございます。また、女性の社会参加の増加や、

就労形態の多様化に対応するため、また、緊急時の保育に対応するため、あわ保育園で実施しております一時的保育事業につきましても、平成13年1月末では延べ14名の方の利用であり、引き続き周知に努め、利用の促進を図ってまいりたいと考えているところでございます。延長保育につきましても保護者のご要望等にもお答えし、現在午後8時まで保育時間を延長し、試行的に実施しているところではございますが、本年度からは本格実施を行い、女性の社会進出の増加、核家族化への進展に対応し、就労と育児の両立支援を総合的に推進してまいりたいと考えているところでございます。

それでは、目の説明をさせていただき、まず、第1目の児童福祉総務費でございます。本年度予算額は1,918万7,000円を計上いたしております。前年度予算額と比較いたしまして29万2,000円、1.5%の増となっております。職員に係ります人件費が主な経費でございます。

次に89ページ、第2目、児童手当費でございます。本年度予算額は7,418万円を計上いたしております。前年度予算額と比較いたしまして2,232万8,000円、43.1%の増となっております。その増の主な要因でございますが、前年度の年度途中におきまして制度改正が行われて、対象児童の年齢が3歳未満から就学前まで引き上げられたことによりますことや、本年度途中に実施されることとなります所得制限緩和に伴います旧対象児童の拡充によるものでございます。

次に、89ページから92ページの第3目、保育園費でございます。本年度予算額は3億105万8,000円を計上いたしております。前年度予算額と比較いたしまして334万9,000円、1.1%の減となっております。職員に係ります人件費及び臨時保育士の賃金が主な経費でございます。少子化や女性の社会参画が進む中で、子供が健やかに成長できるように、良好な環境づくりとして引き続き一時的保育、長時間保育、障害児保育の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、93ページの第4目、一日里親会費でございます。本年度予算額は52万1,000円を計上いたしております。参加者には一日楽しく過ごしていただき、開催を楽しみに待っておられるところでございます。今年度も担当常任委員会に委員の皆様方のご協力をいただきながら、実施してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、第5目、学童保育運営費でございます。本年度予算額は1,311万4,000円を計上いたしております。前年度予算額と比較いたしまして175万円、15.4%

の増となっております。その増の主な理由でございますが、新年度からは保護者の方からのご要望のあります第2、第4土曜日の開室時間を従来の午後からの開室を午前から開室することといたしております。また、閉室時間につきましても最長午後6時30分までとすることといたしているところでございます。土曜日の開室が時間延長を実施していく上で、指導員を1名増員し対応することとしております。これに要します経費はその増となります主な要因でございます。学童保育指導員の賃金や、施設の維持管理に要します経費及び保育室の良好な環境育児のため、西児童保育室のエアコンの取りかえなどに要します費用が主なものとなっております。

次に、95ページの第3項、災害救助費、第1目の災害救助費でございます。不慮の災害に備えまして、名目予算として2,000円を計上させていただいているところでございます。

以上、簡単でございますけれども、第3款、民生費の説明とさせていただきます。よろしくご審査をお願いいたします。

○森河委員長 理事者の説明が終わりました。

予算に関する説明書の72ページから92ページまでの質疑をお受けいたします。質疑のある方はどうぞ。

里川委員さん。

○里川委員 予算書80ページに乳幼児医療費の助成ということで一般会計の方で計上しているところなんですけど、これにつきまして以前から私たちもいろいろ意見を述べた関係もあるんですけど、ちょっともう一遍確認をさせていただきたい点があるので。

住民の方々はやはり乳児にしる幼児にしる現物給付というのを望んでおられる方が多いわけなんですけど、入っている保険の種類によりまして、医療証と資格証というふうに分かれて、そして医療証であれば、県の事業であれば県内、町の事業であれば町内、現物給付ができるということになっておりますが、資格証を発行される保険の方ですね、そちらの方であればどこで利用されても償還払いになるということになってはいるのですが、これは医療証と資格証の違いがあつてなんだろうと。その違いはなぜ保険の種類で出てくるのかというところが、なかなか住民の方にも理解をしていただきにくい点があるんですけども、その問題点についてはどうしてもクリアできないのかどうかというところをお尋ねしておきたいと思っております。

それから、予算書81ページから82ページに係ります同和対策費のところの、小集

落地区改良事業負担金のところで、今の部長のご説明にもありましたけれども、時限つきなものですから、ことしの1月26日に総務省の方からも同和対策特別事業の終結について13年度末でということになってるのです。それで本年度についてはということも部長の方のご説明があったわけなんです、これはきちんと13年度で終了するのかどうかをもう一度きちっと確認しておきたいと思います。

それと、予算書85ページにあります障害福祉の中の、自動車改造助成事業なのですが、運転免許の方につきましては、一度免許を取ればそれですっきりクリアできるのですが、自動車の改造費用となりましたら、自動車の耐用年数があると思うのですが、1人の方が1回受けたらその次ということになりましたら、自動車の買い換えなどに伴っては、どういうふうな措置をとられているのかということも確認したいと思います。余りたくさん並べますとややこしいですので、とりあえずそれだけお願いします。

○森河委員長 西田課長。

○西田健康推進課長 乳児医療にかかわります医療証と資格証の違いということのご質問でございます。我々といたしましてもできるだけ利用者が利用しやすい方法ということ念頭に事業を展開させていただいているところでございますが、どうしてもクリアできないところがあるということになってまいりますと、ご不便をかけて申しわけないのですが、できるだけそういった要望にこたえられるような方策といたしますか、また、今後の検討課題といたしまして、利用しやすいような方法に検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくご理解賜りますようお願いいたします。

○森河委員長 浦口課長。

○浦口福祉課長 同和対策費の小集落改良事業に伴いますものでございますが、地域改善対策特別事業の平成14年3月31日で終了ということございまして、平成13年度につきましては、事業の展開は今のところまだ完全にはつかんでおりませんが、事業としては進んでおりますので、13年度につきましては人件費を計上させていただいております。ただ、14年度以降につきましては、地域改善対策事業としての新規分については今のところ末で終わるということになってございますが、事業そのものについてはまだ進行ということになっている予定でございます。事業の進捗状況につきましては、今の段階では正確にはつかんでおらないところであります。

それから、障害者の自動車の改造の助成費に係るものでございますが、1回に改造さ

れるに当たりまして最高10万円ということで、その車が実際に買いかえするときにはどうなのかということでございましたが、利用される車ということでございますので、買いかえのときに同じように助成されるということでご理解賜りたいと思います。

○森河委員長 里川委員。

○里川委員 乳幼児医療についてはまたぜひとも要望の多い事項でございますので、検討するという担当のご意見でしたので、また13年度についても検討しながら進めていただきたいと思います。

そして、小集落地区につきましては、法的なものも含めまして、整合性のある事業展開をしていただきたいと思いますと思っております。

車の方も、それで私自身はよくわかりました。

介護保険の方です。先日もちょっと滞納状況なども言わせていただきましたが、今、部長の説明にもありましたように、軽減措置が13年9月末までということになっております。滞納状況などについて低所得者層の分、やはり分析はぜひとも続けていただきたいと思いますので、その辺のお考えを10月以降も、その辺もう一度そこらあたりもきちんと分析をしていただけるのかどうかというところの確認をしたいと思います。

それと、私これまでちょっと気がつかなかったんですが、89ページからスタートします保育園費です。ここで以前より国の施策の見解の中で、町としても保育料の方を圧縮するような形で低所得者と高額所得の方との間がだんだん圧縮されてきているような状況の中で、私もいろいろ心配はしておったものの、かといってお聞きしたこともなかったんですが、保育料というのは、生活がちょっと困窮になられて滞納状況になっているというような状況は、町でそういう事例などが起こってきているのかどうかということをちょっと知りたいなと思っております。

それと、93ページの学童保育の運営費に係るところで、部長のご説明のように、保護者のニーズに応じて事業の方を拡大していただけるということは非常に喜んでおります。これにつきましては、以前に東学童の方でいろいろ問題があったということも、前に委員会でも言わせていただいたこともあったと思うのですが、この辺の問題については時間延長につきましてクリアできているのかどうかというところを、以上確認しておきたいと思っております。

○森河委員長 浦口課長。

○浦口福祉課長 介護保険の軽減のことについてでございますが、今後もこの分析等については引き続き行っていきたいという考え方については変わりはありません。

それから、保育料の方の滞納の状況でございますが、所得が低いとか、そういう状況の中での滞納という形は聞かさせてはもらっておりません。

それから、学童保育の保護者からのニーズによりまして、6時半という形で取り組みをさせていただくわけでございますが、あくまで時間延長という形になりますので、保護者の方が迎えに来ていただくという条件の中で、6時半までお預かりさせていただくということで、保護者の方に引き続き啓発していきたいということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○森河委員長 里川委員さん。

○里川委員 今、課長のご答弁の中で、保育料の滞納の件につきましても、低所得だからそうなっているとかというような状況では聞いておらないということを言われておったのですが、今後もそういうところは、そういう観点で福祉畑というんですか、そういうところについては、そういう観点もやはりいろんな分析をするときに持っておいていただきたいということをお願いします。

そして東学童につきましては、保護者の方が子供さんを迎えに来ることが原則であるということですので、それはそれで結構ですけれども、地域的にこれまでいろんなことがあったということも聞いておりますので、今後もぜひとも教育委員会とも相談の上、気をつけていっていただきたいということをお願いをしておきます。

○森河委員長 ほかにありませんか。

山本委員さん。

○山本委員 3点聞かせていただきたいと思ひます。

まず1点目でございますが、74ページの負担金補助及び交付金なんですけれども、予算立てをされておられることについて、それがだめだと言っているわけではないので、誤解はしていただきたくないと思ひますけど。この母子寡婦福祉会という会のことについて、わかる範囲で結構ですので、どういう団体なのかを一度お伺ひさせていただきたいと思ひます。

資料の方の各種団体等の補助金の予算措置明細書の中にも出ていますので、それをまず教えていただきたいと思ひます。それが1点です。

それから2点目でございますが、それぞれのところで、清掃並びに警備等にかかわっ

て委託をされておられると思うのですけれども、それぞれの施設によってその委託先等が異なるのか、同じなのか。もし異なるのであればどういうところに委託をされておられるのか、それぞれについて聞かせてほしいと思います。

それから3点目でございますが、保育の関係にかかわって、保育士さんですけれども、男性、女性というような分け方をするのは余り好ましくないかと思うんですが、いわゆる男性の保育士さんを獲得するについての努力がどのようにされているのかをお尋ねさせていただきたいと思います。

それから、細かいことで申しわけないんですが、ふれあいセンターのお風呂の中に置いておられる洗剤なんですけれども、あれは特に銘柄を指定されてあのようになっているのかどうかお尋ねしたいと思います。

○森河委員長 浦口課長。

○浦口福祉課長 母子寡婦福祉会でございますが、斑鳩町で母子家庭という家庭の中で、母子寡婦の方々が団体を形成されまして、その中で新入学等の児童の激励であるとか、母子家庭の対策について皆さんで意見交換する中で活動していただいているという分野の団体でございます。

それから、清掃委託料の関係について、浄化槽の関係につきましては清水環境ということで委託をさせていただいています。

それから、男性保育士の獲得ということでございますが、町の職員採用の中で、特に男性保育士ということでは明言をしておりませんが、男性、女性とも採用の中で募集に応じていただくように採用の募集をさせていただいているところでございます。

それから、ふれあい交流センターの洗剤についてでございますが、当初入れさせてもらっておりますメーカーの洗剤を取り決めておりますが、あえてメーカー指定ということではございません。そういうことでございますのでよろしく願いいたします。

○森河委員長 山本委員さん。

○山本委員 今のご答弁にかかわってなのですが、確認をしたいと思うのですけれども、そうすると母子寡婦福祉会というのは、当事者の方々による団体だというふうに認識したらよいですか。

○森河委員長 浦口課長。

○浦口福祉課長 そういうことでございます。

○森河委員長 山本委員さん。

○山本委員 そうすると私の一般質問にも若干絡むんですけれども、斑鳩町の母子家庭数の数字を出していただいたと思うんですが、170世帯ぐらいあったと思うんですけれども、その方々の広範な部分によって構成されている団体というふうに理解したらよろしいんですか。

○森河委員長 浦口課長。

○浦口福祉課長 今、寡婦という形の中で、その会員になられての活動という形でございますので、範囲的にはやはり広くやっただいているということでご理解いただきたいと思います。

○森河委員長 山本委員さん。

○山本委員 それと、今、教えていただいた清掃と警備にかかわってなんですけども、お答えが不十分じゃないかと思うのです。

○森河委員長 浦口課長。

○浦口福祉課長 警備関係につきましては、各保育園ともセコムにさせていただいています。ふれあい交流センターについても同じように警備についてはセコム。それから公園についても同じでございます。

保育園、それから老人憩の家等の浄化槽の維持管理については清水環境。それから清掃関係については保育園、これらについては特に業者は決めておりません。ふれあい交流センターについては別の業者ということで清掃関係を委託させていただいております。

○森河委員長 ほかにありませんか。——ないようですのでこれをもって第3款、民生費に対する質疑を終結いたします。

次に、第4款、衛生費についての審査に入りたいと思います。

理事者の説明を求めます。中井住民生活部長。

○中井住民生活部長 それでは第4款、衛生費につきましてご説明を申し上げます。

前年度予算額と比較いたしまして4,457万1,000円、4.8%増の9億7,472万5,000円を計上させていただいております。

それでは、各科目ごとにご説明を申し上げます。まず、95ページから97ページの第1目、保健衛生総務費でございます。本年度予算額は1億6,329万6,000円を計上いたしております。前年度予算額と比較いたしまして6,218万5,000円、61.5%の増となっているところでございます。その増となりました主な要因でございますが、企業会計が実施をいたします第一浄水場の施設整備に伴いまして、一定の

ルールに基づき平成13年度分として、町が負担すべき所要額を計上させていただいているのが主なものでございます。また、当該目に係ります主な経費でございますが、職員の人件費や西和衛生試験センター組合への分担金、王寺周辺広域休日応急診療施設組合分担金及び水道事業会計出資金並びに繰出金でございます。

次に97ページ、第2目、感染症予防費でございます。本年度予算額は3,002万2,000円を計上いたしております。前年度予算額と比較いたしまして184万8,000円、6.6%の増となっております。平成11年度から高齢者対策の一環として、70歳以上の方を対象にインフルエンザ予防接種を委託医療機関において実施いたしているところでございます。平成13年度では1,800人の予定で予算を計上させていただいております。予防接種を安心して受けていただけるよう、医師会の協力のもとに、住民の皆様方の理解を得る中で、昨年引き続き集団及び個別接種を実施し、感染症予防に努めてまいりたいと考えております。

次に、98ページ、第3目、結核予防費でございます。本年度予算額は267万3,000円を計上いたしております。前年度予算額と比較いたしまして45万7,000円、14.6%の減となっております。住民検診を行い早期発見、早期治療を目指し、結核予防の充実に努めているところでございます。

次に、99ページ、第4目の母子衛生費でございます。本年度予算額は457万6,000円を計上いたしております。思春期から妊娠、出産、育児、乳幼児保健などについて一貫した保健サービスの提供を行い、母子保健の向上に努めているところでございます。また、生後2カ月までの乳児や母親に対し訪問指導を行い、子育ての相談、指導による子育て支援も行っているところでございます。また、中学2年生を対象に母子とのふれあいを通して、命の大切さを知ってもらう思春期のふあ合い体験学習も、本年度も引き続き実施してまいりたいと考えているところでございます。

次に、100ページの第5目、老人保健事業費でございます。本年度予算額は4,940万1,000円を計上いたします。平成11年度より男性特有のがんであります前立腺がんのPSA検査を医師会の協力のもとに、基本健康診査のときに55歳以上の方を対象といたしまして、希望者の方に実施をしているところでございます。本年度も引き続き実施をしていくための所要額を計上させていただいているところでございます。

また、21世紀の新しい国民健康づくり運動であります健康日本21を受け、当町におきましても健康いかるが21の策定に取り組むこととしているところでございます。

健康の実現は個人の健康観により一人一人が主体的に取り組むことが課題であり、こうした個人の力とあわせて、社会全体、地域全体が個人の主体的な健康づくりを支援していくことが大切であろうと考えております。そのため、本年度は訪問指導を中心に個々の生活の場におきまして、生活習慣病の予防に努めたいと考えているところでございます。

次に、101ページの第6目、健康づくり推進事業費でございます。本年度予算額は47万5,000円を計上いたしております。昨年度から実行委員会形式で、自主的な運営をしていただいているところでございます。参加者が福祉・健康ふれあいまつりを通し、「自分の健康は自分で守る」。また、障害者や高齢者に対しても、理解を深めていただき、福祉の向上と健康増進の普及を図ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、第7目、狂犬病予防費でございます。本年度予算額は136万1,000円を計上いたしております。前年度予算額と比較いたしまして40万6,000円、23%の減となっております。狂犬病予防法に基づき登録犬及び狂犬病予防注射を実施いたしますとともに、犬の正しい飼い方などのマナー向上に努めているところでございます。また、町に寄せられます動物に係ります苦情の中でも、猫によります苦情が最近増加しているところでございます。これはその習性により放し飼いにされている場合が多く、いわゆる野良猫が増加し、住民の迷惑もふえている状況となっているところでございます。このことから本年度新規事業といたしまして、飼い猫の不妊手術に要する費用の一部を助成する事業を実施いたしますとともに、飼い猫の管理や保護についての意識向上を図っていききたいと考えているところでございます。

次に101ページ、第8目、火葬場費でございます。本年度予算額は2,804万5,000円を計上いたしております。前年度予算額と比較いたしまして855万4,000円、43.9%の増となっているところでございます。火葬場建設に際しまして、三井自治会からの要望事項であります農道整備事業に係ります地元負担金につきまして、前年度と比較いたしまして補償金で861万1,000円増の1,250万円を計上しているのが主な増となった要因でございます。

次に、103ページの第9目、環境対策費でございます。本年度予算額は107万8,000円を計上いたしております。生活排水によります河川汚濁防止費用としまして、竜田川流域の生駒市、平群町とともに、竜田川流域生活排水クリーンアップ推進事

業や、各家庭で使用済となりました廃食用油の回収を行い、リサイクルする事業について引き続き実施をいたしますとともに、たつたがわだよりを発行し、啓発活動に努めることといたしております。

また、騒音、悪臭等の苦情処理及び議員皆様方にもご心配をいただいております不法投棄の件に関しましては、ボランティアによります監視体制をも念頭に置きながら、まず職員によりますパトロールを引き続き実施をしまいたいと考えているところでございます。一方、33名の環境保全推進委員の皆様方には各地域の身近な環境保全に取り組んでいただきますとともに、以前から取り組んでおります環境問題学習会を通し、住民の方々の環境問題に対する意識の高揚が図られておりますことから、引き続き学習会の開催を計画いたしまして、住民の皆様方のご意見を聞きながら、また、町の環境問題に対します取り組みや考え方など説明を申し上げ、より一層の住みよい生活環境づくりに取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

また、6月の環境月間に合わせ、環境フェスティバルを開催し、環境問題について認識を高めていただくよう啓蒙、啓発にも努めることといたしております。

次に、103ページから105ページにかけましての第10目、保健センター運営費でございます。本年度予算額は7,110万1,000円を計上いたしております。前年度予算額と比較いたしまして279万1,000円、4.1%の増となっております。保健センターに係ります職員の人件費及び施設の維持管理に要します経費が主なものとなっております。住民の健康づくり、健康保持並びに健康教育の拠点としての運営に努めているところでございます。

次に、105ページの第11目、在宅歯科診療費でございます。本年度予算額は59万2,000円を計上いたしております。在宅の寝たきり老人に対しまして、訪問の歯科診療を行っているところでございます。本年度もより多くの方が在宅で診療が行えるよう周知に努めてまいりたいと考えております。寝たきり老人の方が安心して食生活ができるように努めてまいりたいとも考えているところでございます。

次に106ページ、第12目の訪問看護ステーション事業費でございます。前年度と比較いたしまして557万9,000円、71.1%増の1,342万1,000円を計上させていただいております。この増の主な理由でございますが、前年と比較いたしまして、ここでは職員2名の人件費が主なものとなっているところでございます。当該事業は在宅診療とその家族の介護の充実を図るため、医師の指示に基づき、看護婦が在

宅訪問するものでございます。できる限り家庭や住みなれた地域社会で療育できるように、在宅福祉の充実に努めているところでございます。

次に107ページ、第2項、清掃費でございます。本年度予算額は6億868万4,000円を計上いたしております。前年度予算額と比較いたしまして3,463万3,000円、5.4%の減となっているところでございます。

107ページの第1目の清掃総務費でございます。本年度予算額は1,416万6,000円を計上いたしております。前年度と比較いたしまして443万2,000円、23.8%の減となっているところでございます。職員の人件費が主なものでございます。

次に、107ページから110ページの第2目、塵埃処理費でございます。本年度予算額は4億4,628万3,000円を計上いたしております。前年度予算額と比較いたしまして1,769万3,000円、3.8%の減となっているところでございます。衛生処理場及び最終処分場におきます各設備の整備点検を引き続き行い、適切な施設の維持管理及び安定かつ良好な施設運営を行い、ダイオキシンなどの環境汚染に対しまして、周辺住民の方々の不安の解消及び周辺地域の環境整備に努めることといたしているところでございます。また最終処分場の焼却灰を大阪湾広域臨海センターに持ち出す事業につきましても引き続き行い、最終処分場の延命化を図ることといたしているところでございます。

粗大ごみの処理有料化につきましては、平成13年4月1日から特定家庭用機器再商品化法、いわゆる家電リサイクル法が施行されることとあわせまして、実施をしていくことといたしているところでございます。また、昨年より実施をいたしております粗大ごみの軒先収集でございますが、従来の平日のみの収集に加えまして、毎月の第2土曜日、第4日曜日にも収集を行いますとともに、処理施設への持ち込みについても受け入れることとし、住民の方々へのサービス向上を図ってまいりたいと考えているところでございます。

また、小中学校のなどから排出されます生ごみの減量を図るため、生ごみ処理機の増設を行い、より一層の生ごみの堆肥化を進めますとともに、各公共施設に設置してあります空き缶回収機につきましても、デジポット対応機種も含めました新機種に更新をしていくことといたしているところでございます。資源物の回収の充実、収集効率の向上につきまして、ごみステーションの整備などにも積極的に対応をしていくことといたして

いるところでございます。

さらに、家庭から提出されますごみの減量化をより一層進めるため、家庭生ごみ処理機EMボカシ処理機、家庭生ごみ処理機の設置者及び資源物集団回収団体に対しまして、引き続き助成を行いますとともに、親子ごみの育成探検ツアー、廃棄物処理施設見学会を引き続き実施して、ごみ問題について関心を持っていただく事業を実施することともしているところでございます。

次に、111ページ、第3目のし尿処理費でございます。本年度予算額は1億4,653万9,000円を計上いたしております。前年度と比較をいたしまして1,296万7,000円、8.1%の減となっております。本年度は鳩水園の焼却設備のれんが補修及びその他の設備機器の補修につきましても計画的に進め、安全かつ良好な稼働に努め、当該施設の適切な維持管理並びに運営を行いますとともに、周辺地域の環境整備につきましても、引き続き進めていくことといたしているところでございます。

また、河川の水質汚濁防止を目的に合併処理浄化槽の設置者には、引き続き助成を行いますとともに、浄化槽の設置者には適性の維持管理が行われるよう、広報などを活用し、啓発に努めてまいりたいと考えております。また、し尿の収集業務に係ります委託料につきましては、前年度より50万円の減となっているところでございます。

次に112ページ、第4目の美化推進費でございます。本年度予算額は169万6,000円を計上いたしております。住民の方々にご協力をいただき、斑鳩の里クリーンキャンペーン、自治会内美化キャンペーンなどを実施し、生活環境の意識の向上に努めているところでございます。これらの事業に要します所要額を計上させていただいているところでございます。

以上で、簡単ではございますが、第4款、衛生費の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○森河委員長 第4款、衛生費についての説明が終わりました。

これに対する質疑をお受けいたします。

予算に関する説明書の95ページから113ページまででございます。質問のある方はどうぞ。

喜多委員。

○喜多委員 101ページの脳ドック助成金ということでご質問させていただきます。

脳ドックというのはどういうことをするのですか。

○森河委員長 西田課長。

○西田健康推進課長 脳ドックの診療の方法といたしますか、内容といたしますか、ちょっと専門的な医療のことは承知しておりませんが、頭部の断面といたしますか、MR、断面の透視、レントゲンを撮って、それで診断をしていただくというふうに伺っております。

○森河委員長 喜多委員さん。

○喜多委員 それどういう方が受けるんですか。

○森河委員長 西田課長。

○西田健康推進課長 町民全般にわたりますて、そういった健康管理の中で基本健康診断等いろいろ事業を展開しておりますが、それにあわせました脳ドックというのを希望される方につきまして、1万5,000円を限度に助成をさせていただいているということでございます。

○森河委員長 喜多委員さん。

○喜多委員 それからもう1点なのですが、103ページの大和川水質汚濁防止連絡協議会、どういう範囲の地域が入っているのでしょうか。内容としてどういうことをやられているのかちょっと教えてください。

○森河委員長 水田課長。

○水田環境対策課長 大和川水質汚濁防止連絡協議会負担金ということで、大和川に隣接する各市町村が大和川の水質汚濁防止に伴う、きれいに運動しようということで、大和川に隣接する自治体が連絡協議会を発足し、建設省ともに大和川の美化活動に協議をさせていただいている協議会でございます。

○森河委員長 喜多委員さん。

○喜多委員 大和川流域という自治体が協力し合っているということなんですが、大和川というのは結構奈良県の東南部を横切ってきて亀の瀬をいくのが大和川ですよ。そうするとその地域の全体、一番主流といたしますか、初めは初瀬川ですか、あそこから始まって亀の瀬で奈良県の場合は大和川が終わっていくわけなのですが、その流域に面した自治体が全部協力体制をとって汚濁防止ということをやっているということですか。

○森河委員長 水田課長。

○水田環境対策課長 奈良県下と大阪府下が領域に広域にやらせていただいておりますので、その大和川に隣接する各自治体ということでよろしく申し上げます。

○森河委員長 喜多委員さん。

- 喜多委員 合併処理浄化槽の助成金が出てるのですが、4月1日から普通浄化槽は禁止になりましたよね。合併浄化槽のみを設置するということになるかと思うんですが、それで今、従来どおり合併浄化槽の補助金を出していらっしゃるんですけども、前もちょっと質問したことがありますけれども、公共下水道の予定区域が外れている地域だけしかこの対象にならないというふうにもう一度確認をしておきたいと思います。
- 森河委員長 水田課長。
- 水田環境対策課長 委員さんがおっしゃられておられますように、公共下水道事業の認可区域をされている区域については補助金が出ないということでございますので、ですから認可区域外が補助対象ということでございますので、よろしく申し上げます。
- 森河委員長 喜多委員さん。
- 喜多委員 合併浄化槽なんですけど、今まで普通浄化槽の場合、協力金とかいってありましたね。それは従来どおり各地域にお任せですか。それとも廃止する方向、この間の一般質問でもちょっと入ってあったんですが、改めて地域予定外であったら補助金を出して、各地域の中の地域組合さんが今までどおり取ってらっしゃる同意金というような形で、協力金というように言葉を変えられたこともあると思うんですが、そういうのはやはり従来どおりでいくということの方針でしょうか。
- 森河委員長 水田課長。
- 水田環境対策課長 合併処理浄化槽の中で申請書、添付書類が書かれております。その中では同意書というものがうたわれておらないわけですので、先ほどの一般質問でありましたように、それは地域地域でいろんな形であるかと思えますけども、この合併処理浄化槽につきましては、そういう添付書類としては備えておりませんので、その辺もあわせてよろしく申し上げます。
- 森河委員長 喜多委員さん。
- 喜多委員 合併浄化槽と普通浄化槽、普通浄化槽は生産されてないということで、これから公共下水かもしくは合併浄化槽ということになりますので、そうすると合併浄化槽設置する場合でしたら、その時同意書要らないですね。そうすると協力金を取るのと取らないとが出てきたときの混乱は予想されませんか。
- 森河委員長 芳村助役。
- 芳村助役 その問題につきましてはこれまで担当常任委員会で答弁してきましたが、その答弁の過程におきましては、従来は建築確認の際同意書が要りますよということでした。

たが、県からの通知に基づきまして、すべての水利組合が同意書の添付が必要ないという流れになっていまして、ところが水利組合においては、それらの地域の実情で放流同意というよりも河川清掃という名目で取っておられると。先般私が耕地協会の方に行きまして、やはり望ましいものでないから、これをやめるようにという申し入れをしております。ただ現実には取ってる水利組合があると思います。ただし、名義を変えて取ってるように思います。と同時に、この名目は浄化槽応分協力金なんです。協力金なんです。そういうことと考えると協力される方と、当然負担されておれない方もおられる。いろいろな場合があるように思います。

○森河委員長 喜多委員さん。

○喜多委員 一番そのところがトラブルの原因になるのかなと思うのです。それと水路と呼べないのかもわかりませんが、通称溝というようなどこへ流していくと。その浄化槽の場合でしたら少しは水質が汚濁の還元になるかなと思うのですが、合併浄化槽になったら、お風呂場の水と台所の水も一緒に浄化してしまいますので、結構汚さないという部分はあると思うのです。ただ、助役おっしゃるように、水路の関係について私有地であったり、町のものであれば問題ないのですが、私有地にかかってきたりする場合の面倒が起こってくるかなと思いましたが、耕地協会さんにまた怒られるかもわかりませんが、なるべくそういったややこしい誤解を招くような協力金とかそういったものは廃止の方向でご指導いただきたいとお願いしておきます。

○森河委員長 芳村助役。

○芳村助役 当然私有地における水路という場合は、これはその地権者がそういう判断をされた、これはやむを得ないと思います。ただ、公共水路等、これによって分筆されて、そんなトラブルが生じることがある。これほとんどのところは単独浄化槽で、今度は合併浄化槽ということでございますけども、どの施設にしるもっておられないところが多いんですわ。そのように私は考えてます。

○喜多委員 よろしく願いしておきます。以上です。

○森河委員長 ほかにございます。

小野委員さん。

○小野委員 簡単に3件ほど聞かせていただいて、再質問はしないこうと思ってます。

まず102ページの今年度から初めてということで、猫の去勢避妊手術費助成ということで飼い猫を対象にあるというような説明でした。これを一応進んでるということで

私は了としてますが、飼い猫についてはちゃんと飼い主が教育されてると思います。問題は野良猫だと思うのです。これらについても、将来的に野良猫のふえない方法としての去勢避妊ということを考えてのことかどうかということの確認させていただきたいと思います。

それと103ページの方で、先ほど部長の説明の中で環境保全の推進委員さんの活動ということの前ぐらいに、環境保全とか、職員のパトロールも入れているというような話でしたので、それは具体的に費用を設定して、職員の方がそれだけのパトロールに行かされているのか、いやそんなもったいないから、いつも言われてましたように、町道の破損の状態とか、通勤の途中でそういうのを見ているというような話でしたが、私の記憶では、町道の破損されたのを職員の方から連絡されたようなことはわかったように思いますし、どのような職員のパトロールというのはどのようなとこまで考えておられるのかお聞きしたいと思います。

それと109ページなんですが、生ごみ堆肥化事業で学校施設に生ごみ処理機を設置するということですが、2年ほど前東小学校の生ごみ処理機の能力と、それからできる堆肥のことに関連して、質問をさせていただきましたが、能力的に余裕があるし、ほかの小学校、中学校も入れておられるかしらんけど、職員の方によって、もったいない話ですが、給食の残り、東小学校の生ごみ処理機の方へ運んでおられるということをしておられたと思うんです。その時に生ごみ処理機もう1機を近々設置するというようなニュアンスを私は聞いたのですが、まだそれから設置された様子がないということで、今回のそれだと思ってますが、どの学校に設置されるのか。それと、能力的にどれぐらいの大きさ、今何トン処理できるとか、どうのこうの言ってもらっても、前の資料を持ってませんので、わかりませんので、まず東小学校に今設置されている分と、どれぐらいの能力差があるのかだけで結構です。その予算は具体的に生ごみ処理機を設置するにつけての予算額を教えてください。

以上3点です。

○森河委員長 水田課長。

○水田環境対策課長 まず1点目の飼い猫の不妊手術の助成金でございます。繁殖を抑制するという目的が最大限でございますので、雄の去勢、雌の避妊ということで、両方させていただくということが最良だと思いますので、その辺あわせてよろしく願います。予算を組ませていただいている中で、一律4,000円ということで、50匹組ま

せていただいているということで、20万円ということでよろしく申し上げます。

それともう1点、職員のパトロールの関係でございます。これにつきましては、昨年の10月からごみの有料化、可燃、不燃させていただきました。これに伴いまして、不法投棄はふえるんじゃないかということで、昨年の10月からパトロールを実施させていただいているところでございます。その中で環境対策課の方で、職員でパトロールさせていただいておるところでございます。その中で環境対策課の方で、職員でパトロールさせていただいておるところでございます。昨年の10月から1週間に2回ないし3回状況を見る中、この1月からもさせていただき、現在も週に2回ほどさせていただいておるところであります。

しかし、ごみだけの問題じゃなくて、私どもはポイ捨てされておるところについても、河川の清掃をする中、また、この1月からにつきましては、犬のふんの処理の関係につきまして、犬のふん、猫のふん、その辺のマナーの関係もございまして、テープを含めたパトロールをさせていただいている中、交通安全についても啓蒙、啓発のテープを流しながら、パトロールを同時させていただいているところでございます。

それともう1点の生ごみ処理機の関係でございます。これにつきましては、かねがねからいろいろおっしゃっていただく中、現在東小学校に100キロタイプの生ごみ処理機が設置されております。これにつきましては、今現在、東小学校と斑鳩小学校、また、一部西小学校の給食の残飯を東小学校の方へ持っていき、利用させていただいているところでございます。

今後これにつきましては、この生ごみ処理機の給食の関係を図る中で、斑鳩中学校、斑鳩南中学校、斑鳩小学校3校でございます。今現在考えておりますのは南中学校の方へ、斑鳩小学校より少し大きい150キロタイプの形を設置したいと考えておるところでございます。これにつきましては、今現在、斑鳩中学校を東小学校に持っていかせていただき、斑鳩小学校と西小学校を南中学校へ持っていく計画をさせていただいているところでございます。この予算措置につきましては、塵埃処理費の110ページの備品購入費で、庁用備品で1,120万でございます。このうちの生ごみ処理機800万円を計上させていただいておりますのと、その上の工事請負費570万円のうち、200万円が工事請負費とさせていただき、計1,000万円の計上をさせていただいているところでございますので、よろしく申し上げます。

○森河委員長 中井部長。

○中井住民生活部長 まず1点目の猫の避妊手術の関係で、今現在、飼い猫を対象にして

ますけど、将来的に野良猫の関係までというご質問でもっらってますけど、今現在は飼い猫を対象という形で当分のところはこういう形で考えさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

2点目の職員のパトロールの関係なんですけれども、これにつきましては課長が説明をいたしました中で、うちの環境対策課の職員が不法投棄を防ぐ中で、ごみのポイ捨ても見ながらパトロールを実施いたしております。その中で道路パトロールとあわせて、こういう形でやっていけないかとかどうかということも、単独で別々に実施いたしておりますけど、そういう非効率的なことではなしに、事業担当課でもそういうことでご相談を申し上げて一緒にできないかどうかという部分検討させていただきたいと思います。

それから、生ごみ処理機の関係でございましてけれども、今現在、東小学校で100キロの処理が可能——実数80キロなんですけども、1機設置をいたしております。この中でもう1機南中学校に150キロの処理可能なものを設置していきたいと計画いたしているということで、ご理解いただきたいと思います。

○森河委員長 小野委員さん。

○小野委員 再質問するのは、副委員長が先ほどの答弁の中で了解得てますので。

水田課長の猫の件なんですけど、飼い猫、私はそういうつもりで言ったのですが、これは飼い猫の不妊に対する助成金ということで、被害といいますか、やはり野良猫対策が一番問題やということで、私自身は部長が後で答弁していただいたでしょう。やはり飼い猫はもちろん野良猫まで広げていくのだという思いでこうして新しく予算化していただいたと、そういうようにやっていただきたいと思います。今、部長があくまでも飼い猫だけという感じですが、野良猫の繁殖というのは早いです。野良猫がたくさんいるから住民に対して被害があるというのです。飼い猫は見てても飼い主さんが努力してまですし、そんな悪くするようなことがないと思います。だからあくまでも今年度からこうしてそれらにも予算を組んでいただきますから、近い将来野良猫に対する対策が、これはものすごく難しいと思うのです。こういう助成は。だから、それらも含めての研究もしていただきたいと思います。そのぐらいの前向きな答弁をしていただきたかったということなのです。

それと委員長がちょっとわかりにくいと感じたのは、あまり丁寧に水田課長が説明したからやと思いますが、その点は私はわかりました。

○森河委員長 小城町長。

○小城町長 1点の飼い猫の関係については、ことしからやるという中で、こういう関係等やはり精査をする中で、野良猫対策どうかということも踏まえて、ことし予算がたてられていますように、果たして40匹の関係の方が申し込みがあるのかないかという実態を把握し、野良猫の関係等も考えていかないといけませんし、一つの成果としてこういう形でやっていく中で、今後また住民からそういうご意見が出れば、飼い猫の中でも夜に来て出ていく経過もあります。その産んだものが結局残ってくるわけですから、その関係等のものをどうしていくかという問題が、これ大きな問題なので、そこらちょっとまたそういう点で研究したいと思います。

○森河委員長 松村委員さん。

○松村委員 110ページになりますが、説明欄に西和地区安全運転管理者協会、王寺周辺広域圏環境衛生協議会、大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業、このごみの問題というのが、1つ町だけではなかなか解決つかないんで、広域にわたって話し合いをして、そして協力して解決してほしい。そういう意味では広域行政の突破口といいますか、広域行政が最も必要なものだと思うのですが、合併併合の問題とも絡みますが、その辺の工作在こういう形で進んでいくと、あるいはこういうのをもう少し進めていくと、ごみの問題だけではなくて、ほかのものについても非常に交流はある。ひとつ大きなのがあって、それが策としては合併問題というような気がするのです。そういう見方ができるかどうかということについてお尋ねをしたい。

それから環境教室というのがあります。その環境教室というのは、何か常設されたのか、その都度単にそういう名前をつけたのか、その2点について。

○森河委員長 小城町長。

○小城町長 確かに、おっしゃるよう広域7ヶ町の、こういうふうにごみの連携をやっていただければいいわけですが、そういう中でおのおのクリーンキャンペーンとか決まっているとか、そういうことは皆さんやっているのですから、そういうときにどうするかという問題と、皆さん方の7ヶ町のことについては、ごみの関係等について研究をそれぞれしている。7ヶ町がどうかということについてはなかなか難しい点があると。恐らく広域の7ヶ町の関係は排出量を少なくするためにああいいう生ごみのところに加工したようなものをやってきたと思いますが、今現在はそれになじまない状況でございます。

また今、環境教室というのは、この7月ごろに小学生を対象に環境教室を開いているわけです。今現在、斑鳩東小学校でもエコクラブというのがございまして、まだ、全国

大会へ行ってきて、全国大会に優勝した経緯もございまして、東小学校のエコクラブも環境フェスティバルの時も講演をいただいたり、説明いただき、小学生のうちから、これも斑鳩東に限らず、斑鳩小学校、西小学校が、将来、子供さんが大きくなっていますから、今の間にこういう水質とか、あるいはごみ問題に詳しく理解していただければありがたいなと思っております。

○森河委員長 松村委員さん。

○松村委員 それは、非常に大事なことだと思います。

それから健康いかるが21というのができて、こういうパンフレットがあります。私が言いたいのは健康いかるが21という書き方ですが、それ以外にも何とか21というのがある、そういうパンフレットの説明の中に、一つ注意してこなかったんですが、概要の方を読んでもみたら、幾つか出てきております。こういう場合に、一般論ですが、パンフレットなり、PR紙をつくられるときは、よくスタートするまでに、相当議論して、これは本当につくった方が効果があるかどうかということと、だれに頼むかという点でも慎重な配慮が要るように思います。

このほか、概要を読んでそういうのがちょっと目に3つか4つぐらいあります。ちょっと不正確なことで申しわけないんですけども、こういうのをつくりますと、そういうつくったことで何か半分終わっちゃったというような錯覚を起こしやすい点、これは意見として述べておきます。

○森河委員長 ほかにございせんか。

里川委員。

○里川委員 まず、102ページの火葬場費のところ、工事請負費の30万円というのが火葬場周辺対策工事ということで上がっていたんですが、その下の補償の方との関係の何か金額なのか、それとも別個のもので何か工事があるのかというところをちょっと私自身、明確でないので、教えていただきたいと思っております。

それと、焼却灰などについてのことが、109ページに書いてありますが、塵埃処理費の方の関係なんです、こちらの方に予算の概要書の24ページの方にまとめて書いていただいている大阪湾フェニックス事業を見ますと、昨年度の予算よりは減っているわけです。減っているというのは、ごみの量とかそういうものが減っているのであれば非常に喜ばしいことなんですけれども、割合的にいくとそこそこの割合で金額が減っている、ここの原因について確認させていただきたいと思っております。

それから、その次の110ページの方に負担金及び交付金のところですが、ここで家庭の生ごみの減量化、資源物集団回収ということで予算を組んでいただいているんですが、こちらの予算関係資料の方の補助金明細表をつけていただいております。こちらの方で見させていただきましたら、そこらあたりが、これも比較的金额的に大きく、13年度減額予算を組まれているということなんですが、これは12年度の実績がまだ終わっておりませんが、見込んでこういうふうな減額の予算立てをされたのかどうかということの確認をしたいと思います。

とりあえず、それをお伺いいたします。

○森河委員長 水田課長。

○水田環境対策課長 102ページの火葬場費のことです。工事請負費で火葬場周辺対策工事費ということで30万円を組ませていただいております。これにつきましては、東里集会所の掲示板の設置で30万円計上させていただいているところでございます。

その次の補償金ということで1,250万円。これにつきましては、先ほど部長の方からご説明ありましたように、三井自治会農道整備ということで町単事業ということで地元負担金をこっちの方で組ませていただいているということで、事業費が2,500万円でその2分の1ということで、1,250万円ここで組ませていただいているということでご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

それと、109ページの、大阪湾広域廃棄物埋立処分場の委託の関係でございます。これにつきましては、最終処分場で一時保管しております焼却灰の大阪湾への持ち出しの分でございます。平成12年度につきましては、1,300トンの計上をさせていただいたところであります。

平成13年度の予算につきましては、1,000トンの計上でございますので、その300トンの減が予算上で減となっておりますこととございますので、その辺もよろしくお願いいたします。

それと、110ページの家庭生ごみ減量化の促進に関する奨励ということで、これにつきましても今期につきましては機械式の生ごみ処理機と、それとコンポッサーという生ごみ処理機、それともう1点EMボカシ処理機、この3点を助成させていただいております。生ごみ処理機の普及につきましては、過去2年間の実績を見る中で予算を計上させていただいたところでございますので、若干12年度よりも少なくなっておるとい

うことで、この辺が減になっておることで、よろしくご理解賜りますようお願いいたします。

それと、資源物集団回収につきましても、過去2年の実績に伴う予算でございますので、この辺もあわせてよろしくお願い申し上げます。

○森河委員長 里川委員さん。

○里川委員 そうしましたら、大阪湾フェニックス事業の方で、焼却灰にかかるこの委託料というのは、今、課長の答弁のように300トンの減をとらまえて、その減額になっていると、純粹にそのように考えてよろしいんですね。

○森河委員長 中井部長。

○中井住民生活部長 この最終処分場の関係につきまして、以前、議員さんからもいろいろご質問いただいて、整備の方の話もございましたので、その辺の考えの中で一応1年をかけまして、処理場から排出されます焼却灰というのが約900トンから1,000トンの間であります。それを過去の1,300トンの持ち出しで、そういう形で整備をさせていただいた経緯の中で、ほぼ整備が終わることを考える中で、1,000トンの年間排出される灰の量に相当する分で計上をさせていただいたということで、ご理解をいただきたいと思います。

○森河委員長 里川委員。

○里川委員 わかりました。

そして、家庭の生ごみの減量化の奨励金や資源物集団回収などの方も減額になっているのが、ちょっと気になっておったところなんですけれども、ごみの有料化に伴いまして、私自身は住民の方にご負担いただいたものについては、できるだけ環境問題、リサイクル問題、これらの事業に積極的に取り組んでいただきたいということで、13年度で取り組んでいただいている部分はありますけれども、やはりできるだけこれを奨励していくという形ではちょっと減額になっていることについて心配をしたものですから。

そしたら、生ごみ処理機、家庭用電気処理するんですね。これは前年度同様、もし、予算を立てていた以上に申し込みが出た場合は、どのように補正を組んでもやっていくという考え方であるのかどうかということだけ確認させてください。

○森河委員長 小城町長。

○小城町長 今、予定しております13年度の申し込み予定の関係で、それがふえればありがたいことでございますから、当然、それは補正をせざるを得ないと。

ただ、里川委員ご指摘のように常任委員会にもお示したように、13年度はごみ袋

の関係等について空缶鳥をつけて新たに公民館とか、あるいはそういう関係等について、それをしていきたいということで還元をするとか、各地域の空き缶を処理するという事を申し上げていますように、そういう施策をする中で、できるだけ住民の方々のご協力を得ていきたいと思っています。

○森河委員長 ほかにございませんか。

山本委員さん。

○山本委員 1点だけ、考え方を聞かせていただきたいんですけども。以前からそのことについては考えていこうと聞かせていただいている件なんですけれども、ごみ問題にかかわって処理をしていくごみ袋の問題なんですけれども、その後研究なり、一定の方向性とかいうのは見えてきているのでしょうか。特にビニール袋のごみ袋を使ってペットボトルとか、瓶とか、缶とかを排出していくことについては、気持ち的に余りしっくりといかない面があるので、そのあたりの考え方だけ聞かせておいてほしいと思います。

○森河委員長 小城町長。

○小城町長 山本委員ご指摘のように、必ずしもビニールがいいとは思っておりませんし、将来的に、各そういうところも研究しながら、隣接の町も研究しながら、どういう方法がいいのか、ここらを視野に入れて考えていきたいと思っています。

○森河委員長 ほかにございませんか。——ないようですので、これをもって第4款、衛生費に対する質疑を終結いたします。

14時55分まで休憩いたします。

(午後 2時38分 休憩)

(午後 2時55分 再開)

○森河委員長 再開いたします。

次に、第5款、農林水産業費についての審査に入りたいと思います。

理事者の説明を求めます。清水都市建設部長。

○清水都市建設部長 それでは、第5款、農林水産業費につきまして、ご説明申し上げます。

予算書の113ページをお開き願います。

まず、第1目、農業委員会費でございますが、本年度は1,157万5,000円、前年度に比べ、299万円、34.1%の増額となっております。主に農業委員会の事

務費的経費でございますが、新規といたしまして、次のページでございます。農業委員会諸事務の簡素化、そして迅速化を図るために農地基本台帳のデータベース化を構築する委託料として300万円を計上いたしております。

また、標準小作料の改定年度にありますことから、標準小作料協議会の設置に係る増額も計上しています。なお、農業委員会におかれましては、農地転用等の審議を初め、各種の研修活動を通じて目まぐるしい変化する農業情勢に対応すべく、農業諸施策の推進に努めていただいているところでございます。

次に、第2目、農業総務費でございますが、本年度は4,276万5,000円。前年度に比べ131万9,000円、3.2%の増額となっております。主に職員に係ります人件費でございます。

続きまして、116ページでございます。第3目、農業振興費でございますが、本年度は759万9,000円。前年度に比べ76万1,000円、9.1%の減額となっております。主に農業振興会など、農業振興団体等への各種補助金でございますが、恒例行事といたしまして、多数の住民の方々に参加いただき好評をいただいております産業フェスティバルにつきましても、本事業の改正目的に掲げます地域住民の方々に町内の農業、商工業、観光を認識していただく機会として、各産業に携わる方々と地域住民との交流の場を提供しているところでございます。引き続き、実施主体であります実行委員会に対し助成してまいります。

また、花と緑にあふれた潤いのある地域づくりに向け、住民、行政、企業等が一体となった花と緑のネットワークづくりを推進するため、その核となつていただく斑鳩ガーデンクラブへの補助金を継続し、人材育成に努めてまいります。

次に、第4目、土地改良事業費でございますが、本年度は1億271万5,000円。前年度に比べ4,793万6,000円、31.8%の減額となっております。減額の主な理由といたしましては、事業費の減少によるものでございます。本年度も昨年に引き続き、高安地区での農道整備を県の補助を受け整備することといたしております。

また、昨年から今年度に繰り越しさせていただいております臨時経済対策事業のウィンロードにつきましても、長期完成に向け整備に努めてまいります。

さらに、町単独補助事業といたしまして、6地区から出されている要望を積極的に取り入れ、基盤整備に努めることといたしております。

続きまして、118ページでございます。第5目、生産調整推進対策費でございます

が、本年度は863万8,000円、前年度と同額の予算となっております。12年度に新たな米施策の大綱として、水田農業経営確立対策が実施され、本対策を基本に生産ブローカー、農協、行政が一体となって本町の生産調整の推進に取り組んできたところではありますが、政府米の持ち越し在庫が適正備蓄水準の125万トンを大幅に上回っていることから、新年度の生産調整につきましても、なお一層厳しい状況の中で取り組みとなることが予測され、過剰米在庫の適正化、生産者価格の安定を図るため、引き続き生産調整の着実かつ円滑な推進が必要でありますことから、生産調整実施農家等への助成金及び現地確認等の所要額を計上いたしております。

続きまして、119ページでございます。第6目、米穀流通消費改善対策費でございますが、本年度は15万1,000円で前年度に比べ4,000円、2.6%の減額となっております。米の割当集荷業務の事務費が主なものでございます。

次に、第7目、有害鳥獣駆除対策事業費でございますが、本年度は30万円で前年度と同額の予算となっております。農作物への被害を防ぐため、有害鳥獣の駆除を猟友会に依頼する経費でございます。

次に、第8目、地域農政推進対策事業費でございますが、本年度は170万6,000円、前年度に比べ15万6,000円、10%の増額となっております。地域農政の活性化、農地の流動化の促進に伴う事務費及び各地の地域農政推進事例について見聞を広めていただくための研修会の実施に要する費用を計上いたしております。

次に、121ページでございます。第2項、林業費、第1目、林業振興費でございますが、本年度は287万6,000円。前年度に比べ4万円、1.4%の減額となっております。松林を守るための松くい虫防除対策として、引き続き伐倒駆除を実施し、景観保全、土砂崩れ等の災害を防止することといたしております。

以上、簡単ではございますが、第5款、農林水産業費の説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○森河委員長 第5款、農林水産業費についての説明が終わりました。

これに対する質疑をお受けいたします。

松村委員さん。

○松村委員 私は具体的なこの数字がおかしいとかいうんじゃないんですが、最近、斑鳩町にとって、農業をどうするかということが非常に大きな問題であるような気が強くして、道路問題とかかわって考えてきたわけですけども、それは即、農業問題、農

業をどうするかというところに行き着く気がいたします。

私などがそういうことを言うのはおしかりを受けるかもしれませんが、例えば、今ある都市計画道路を全部持ったら稲葉の南、あの一帯の農地がつぶされていくと。そこだけつぶされるんじゃなくて、波及効果があって、どんどん田んぼがなくなっていくということは目に見えておるわけです。それはやっぱり以前から私どもの先輩が大事に築いてきた斑鳩の土地を、余りにも無造作になくしてしまうということに問題があるのかという気がしております。田んぼ道を自転車で走るたびにそのことを思います。

それで、この5款、農林水産業費で見ていくと、具体的などこがどうのというのではなくて、そういう気が非常に強くしております。農業の問題を私自身もこれから勉強していきたいなど。

抽象的な偉そうな話はそれだけにしまして、三室の人とか紅葉の人は稲葉の人から農地を借りて結構野菜づくりをやったりしております。私も稲葉のナシ畑の下に二本うねを借りておまして、そこで農業のまねごとみたいなものをやっておりますが、この形態が結構広がっておるように思います。

あちこちに貸し農園という言葉も出てきて、看板に立ててあるのもあるし、新興団地の人もやっぱり土にさわりたいということもあって。あの自然的に発生している農家の方と新しい住民、サラリーマンの方、あるいはサラリーマンであった方の奥さんなどが協力して、斑鳩の大地を守っていくという意味からも、現在広がっている観光をもう少し何か行政の方で若干ルールを敷くというのか、あんまり固い制度にならんとしますが、何か制度化してみてもはどうだろうかという気がしております。一般的な意見で申しわけないんですが、最近そういう気がしております。

○森河委員長 小城市長。

○小城市長 松村委員さんのおっしゃるように、確かに今求められているのは、新聞等にもわりと棚田の一株とか里山運動とかいろんな関係が取り出されております。

明日香村を一つとっても、棚田をやられて、ほとんどこの方々が申し込みに来られます。なかなか地元の方というのは、次代を担う農業に携わるといって若い世代の方々がおられない。松村委員がおっしゃるように大半が高齢化社会で夫婦二人になって、あるいはひとり暮らしというような関係になっています。

ただ、この中でも、今、松村さんがおっしゃるように田を貸していただいてやれるところはよろしいですけども、できない場所もあるわけなんです。斑鳩町でも貸し農園と

してもやっぱり阿波のところやそんなことは無理やという議員さんのお言葉ですから。

ただ、それをどうしていくかという問題が大きな問題です。やっぱり今、稲葉のナシの問題でも、ナシを売っていかうとしたら斑鳩町の商工・観光の中で、ナシを売りますよと言うたかて、結局申し込みに買いに行ったら、去年申し込んでませんからもう売れませんよと言うて断られるということも、やっぱり苦情も来るわけです。もう注文制ですから、去年にもうされた方、一見さんではもう売れませんよと言うたら、斑鳩へせっかく来た人が買えないという現状もありますから、私としてはできる品物をiセンターでもどこでも、観光資源として売っていきたいということもございます。

その中で斑鳩町の場合、都市近郊としてどうこれからしていくかという問題は大変な問題だと思うんです。確かに松村委員おっしゃるように貸し農園とか、あるいは貸していただいてやるのは趣味でやれるだけであって、たまたま自分がほぼ毎日その田んぼへ行ってやれやれというんじゃないしに、やっぱり自分が健康のために土ならしをするということで、その後、草が生えたとき、あるいはそういうことがどうなっているのかという問題もございます。この斑鳩町の場合を考えると、目安地域の関係とか、あるいは興留、阿波周辺の農地をこれからどうしていくかは大きな問題になってくると。これもやっぱり減反の中でこれをどう進めるという問題があります。

やっぱり何を言いましても後継者がおられない。この辺がどことも大きな悩みで、明日香村にしても募集をかけて、その中で棚田を耕す中で、いろいろな催し物をやっているのが結局、明日香のだれかが町おこしをやっているみたいな感じでございまして、斑鳩町としても、どう取り組んでいくのか、それが大きな課題だろうし、これもやっぱり農業委員会等にご相談申し上げます。

今、稲葉の関係でも、ナシ部会で、ナシをつくっておられた方が亡くなられたら、そのナシを、あるいはブドウをだれかつくってくれるものないかということで、この間も農業委員会の副会長の方に話があったようですけども、なかなかその後のフォローができない。ブドウ畑をかわりにやってやろうという方もないわけですから、ここらについてもどうしていくかという問題もあろうと思います。やっぱり松村委員がおっしゃっていただくような、斑鳩町の場合、これから大きな問題だと私は思っております。

○森河委員長 清水部長。

○清水都市建設部長 貸し農園の関係について現状だけ報告させていただきます。現在稲葉で2カ所と、法隆寺を合わせまして約32区画で、値段にしましたら年間5,000

円から6,000円なんですけども、約4,000平方の貸し農園を実施させてもらっています。

この辺につきましては、そういった今おっしゃいました自分でつくっていきたいという方々の申し込みを受けて、野菜等をつくっていただいているところがございます。もし、今後希望者等の状況も見ながら、多くの方がおられるということであれば、またその面積を確保していきたいと思います。

○森河委員長 松村委員さん。

○松村委員 私は恐らく何かの形で広報しなくては、こういうことをやっておりますので、そういう希望のある方はどうぞご相談くださいとか、そういうことをやれば、相当そういう希望者いるような気がします。

○森河委員長 杉本課長。

○杉本観光産業課長 今現在、先ほど部長も申しましたように、いきいきファームとして貸し農園をやっております。これにつきましては、今現在、空き区画ができておりますので、その辺につきましては広報にて申し込みをとっておるところでございます。

○森河委員長 ほかにございませんか。

里川委員さん。

○里川委員 基本的なことをお聞きしたいんですが、ちょっとこの農林水産業費の中で、各種団体の予算関係参考資料の中で、補助金という名目を出てる関係が、内容についてあらまし私の方も理解はしているところなんですけれども、少し会員数であるとか、ちょっと確認をしたいと思います。その数字的なものを教えていただけたらと思うんですが。もし、すぐにわからないようであれば、後からでも結構なんですけど、農業振興会の会員数ですね。それと耕地協会、これは会員数といえいいのか、加盟数といえいいのか、どういう構成、人数があるのかと。それと、農家組合につきましては、組合数と組合員数です。ここのところをちょっと教えていただきたいと思っています。数をちょっと知りたいんです。

そしてもう1点、林業費の方の121ページの方で、伐倒駆除業務委託料を上げていただいまして、この問題については、以前からずっと松枯れの問題とか、非常に町としても苦慮していただいていた問題ではあると思うんですけども、この業務内容についても13年度どういう内容で委託を考えられているのかということも明らかにしておいていただきたいと思います。

○森河委員長 藤本課長。

○藤本都市整備課長 会員数の関係でございますけれども、農業振興会、そして耕地協会につきまして、ちょっと今手元に資料がございませんので、後ほど報告させていただきます。農家組合数につきましては、29の農家組合がございます。

それと、伐倒駆除の松枯れの関係でございますけれども、これにつきましては、本年度も伐倒駆除をやっております。そうしたことで、次年度におきましても、同様の対応をさせていただくというところから、240万円の予算計上をさせていただいておるところでございます。

○森河委員長 清水部長。

○清水都市建設部長 その伐倒駆除の内容についてですけど、2つに分かれていまして、第1種というのと第2種というので単価が違うんですけども、第1種と申しますのは道路から100メートル以内、身近なところで、運び出しやすいと。幹が24センチ。そして第2種というのがそれ以外の区域ということで、もうちょっと奥の方へ入って、標的にかかるということがございます。約倍ちょっとの単価になります。

そういった形で本年度も実施しておりますが、来年度についても実施させていただきたいと思っております。

○森河委員長 里川委員さん。

○里川委員 農家組合の方もできましたら、組合員数の方もわかるようであれば、29の組合で組合員さんがどれだけあるのかということもあわせて後ほどでも結構ですのでご報告をお願いしたいと思います。

それと伐倒駆除の関係ですけど、業務委託ということになっておりますが、委託先についてはどのような形の委託になるのか、そこもお聞きしておきたいと思っております。

○森河委員長 清水部長。

○清水都市建設部長 後で調べて報告させていただきます。

○森河委員長 ほかにございませんか。

小野委員さん。

○小野委員 まず最初に、113ページに農業委員会費というところで、農地を守るというようなことで今回農業委員会に行かせていただきました。

その中で、昨年7月に農業委員会を開きましたところ、いろんな問題があつて、特別委員会を設置されると。野呂議員と2人行かしていただいて、その特別委員の1人、き

よう傍聴に来ておられる浅井議員の後がまという意味で、特別委員会というのに参加させていただきました。

その特別委員会が設置されている理由として、農振地域の中で、その現職の農業委員さん、選挙で選ばれてきた農業委員さんの所有地に農業倉庫を建てるという申請があがって、その以後どうも農業倉庫が1回も使われていずに、身内の方の鉄工所か何か、それらで作業されているということで、前の年ぐらいからの事件だったので、農業委員会にも何回となくいろいろ議論されておって、解決がつかないということで、特別委員会にさせていただいた。

私も特別委員会の方でいろんな状況をもう1回整理してもらったり、聞いたりしてというふうな感じで11月やったと思いますが、特別委員会としては、その農業委員さんの辞職勧告、それからその物件に対しては、調整区域、許可しているのは知事ですので、知事あてに農業委員会から是正勧告ということで、農業委員会、満場一致ではなかったんです。1人の農業委員さん決議をするのに反対されました。どちらにしても大多数の農業委員が決議として、農業委員会として、その農業委員さんにも報告したし、地元としても農地跡にそういう処理が行われたと思うんです。

そのようなことについて、農業委員会の動きそのものより、農業委員会事務局として、その後の内容、その後のことについて、どのように認識されているのかをお聞きしたいなと思います。

○森河委員長 杉本課長。

○杉本観光産業課長 今、おっしゃっていただいたとおりの経緯でございます。この方につきましても選挙により出てこられた方ございまして、昨年の10月の農業委員会の定例会におきまして、辞職勧告がなされております。

その理由といたしましては、転用された目的外使用という格好の中で、農地法の4条、そして農振地域の整備に関する法律15条の15に違反というふうなことで、本人さんに通告をさせていただいております。

これにつきましては、農業委員として、まして現職委員というふうなところから、モラルに反するという形のもので、会長より本人さんに申し入れをされたところでございます。

その後につきましては、農業委員会から県の方にもその旨、報告をさせていただき、指導をされておるところでございます。また、本人さんにつきましても、その後、総会

等には参加していただいておりますが、本人の考えと申しますか、そうしたことについては何も伺っておらない状況でございます。

○森河委員長 小野委員さん。

○小野委員 選挙で選ばれている農業委員さんですので、辞職勧告ということで終わっているのが実情です。私もそれ以後、農業委員会の総会、また研修会等に参加されているのは存じていますが、これらについては、モラルという言葉が課長から出ましたが、何らかのペナルティーというんですか、もっと農業委員会の事務局をあくまであずかっている町としても、もっと公表すべきではないかなと、私はそのように思っておるわけなんです。

それは、この4月1日から政治倫理条例施行されるということについての、それに抵触した場合は公表という形もありますので、農業委員さんはその対象になっていませんが、同じことだと思うんです。選挙で選ばれてるから、幾ら農業委員会として辞職勧告、1人だけ反対したんですが、その大多数が賛成している決議に対して、やはり何らかの方法で公表すべきではないかと、そのように私は考えるんですが、それらについては、行政側として、今のは農業委員会の事務局長としてではなくて、行政のできれば今度の政治倫理条例の事務局を担当する総務の方から、同じようなことが考えられるかどうかを答えていただきたいと、そのように思うのですがどうなんでしょう。

そういうことをするのは人権に影響するんだったらそういうふうに言っていただいてもいいです。

○森河委員長 植村部長。

○植村総務部長 一定の農業委員会の中でいろいろ協議があるし、その前に特別委員会で調査され、その結果を踏まえて、農業委員会で一定の結論を出された。そうした中で、そういった辞職勧告をされたわけでありましてけれども、それなりの辞職勧告というペナルティーをかけられたというわけですけども、それ以上にどうこうするという事は、私としましては公表するということになりまして、何に基づいて公表するのかというようなこともありますんで、プライバシーの問題も出てくるかもという心配もあるわけでございますけども、現実の上ではなかなか難しい問題であると。

当然、そういったことをするならば、農業委員会の立場としてされるべき問題であろうと思いますけども、それにしてもその監督したりすることについては、なかなか難しいという問題は現実にしてあろうと思います。

○森河委員長 小野委員さん。

○小野委員 特別委員会の中の審査に触れていかんと思いますが、特別委員会の中でもそうして辞職勧告を決議しても、本人の意思次第だということはみんな話しておったんです。ただし、その委員さんが自覚を持っていただきたいということだし、何ら本人さんが反省しておられるのかわかりませんが、反省されている様子もなく農業委員会に参加しておられることについては、やはり私は、何らそういう農業委員会の問題なのか、農業委員会だけでは済まないというか、町もある程度のアドバイスなり、いろいろなことは相談に乗っていくべきじゃないかと思っています。

今の総務部長の話では難しいということですので、その点は余り希望いたしません。そうしたら、後はその物件が残っているということに関しても、いろいろ議論したんです。それについては、今の事務局長の話では県も是正措置というんですか、それらについて、何らかの動きがあるのかどうか。それらを地元の農業委員会としては、協議というんですか、状況を察知しているのか、状況の提供を受けているのかどうか。その点はどうなんですか。

○森河委員長 杉本課長。

○杉本観光産業課長 県の方に通告をさせていただいた後、日にちはちょっと定かではありませんけれども、ことしの1月に土木の方に呼ばれて事情を聴取を受けたということは伺っております。その後につきましては、確認はまだしておりませんが、先ほども申しましたように本人さんからの申し入れも何もない状態でございます。

○森河委員長 小野委員さん。

○小野委員 そういう意味で特別委員会の中でも何か郡山土木との指導というんですか、それらについてのてんまつが文書で報告されてましたし、改めて、そうしたら郡山土木が知事からの命令を受けて、呼び出したというように理解したらよろしいんですね。

それで現在、操業されているのかどうかは局長としてご存じなのか。それとあの建物に対して、固定資産税はどういう形で、例えば農業倉庫でされているのか、農業倉庫の工場というんですか、そういうものの固定資産のかけ方が違うのかどうかもしりませんが、どういう形で固定資産はかけておられるですか。どういう形でかけるべきなのかということも踏まえて、ちょっとお答えいただきたい。

○森河委員長 植村部長。

○植村総務部長 目的はいろいろあると思いますが、実態に課税するということになりますので、建っている状態でかけさせてもらう。目的は農業倉庫ということでござい

ますけども、その建物の状態を見て、課税をさせていただいております。

○森河委員長 小野委員さん。

○小野委員 当然、確認申請なんかは農業倉庫しかとれないので、農業倉庫ということで申請は上がってたんです。それを目的外ということで、工場で使用しておられるということで、今の問題が派生していますので、当然、固定資産税は準拠主義ですので、現場へ行かれたらあれは農業倉庫とは考えられませんし、工場しか考えられないので、工場にかけておられるんじゃないなと思うんですが、そういうことは行えるものかな、ちょっと不思議なんです。だから、そこがどうか、どうのこうのというのは今後のあれに。なぜ倉庫で課税されるのが適当なのかは、全く私は理解できないんです。

それが工場で課税されてても、私は何も工場として認めたんじゃない。課税しなくてはいけないから工場で課税しているだけで、農地法の方からいえば、そこには工場はありえないですよ。だから、県知事に是正措置をしてくださいということで勧告してるんだし、何もそれが倉庫として課税しているんやったら、県知事も。地元が倉庫というてるのに何でやのということになるしと私は思うんです。

それらについても行政としても、やはりしっかりと農業委員会の問題やというような形で見過ごすというのは、ちょっとおかしいんじゃないかと思います。その農業委員さんの件についても、やはりどういう形かでいろいろ追及していくべきではないかと。同じ、斑鳩町の中での出来事として、しっかりとやっていただきたいというふうに思います。

それに関連して、何年か前に私はそれからずっと西の方で農業倉庫、課税をされてなかった。漏れてたんじゃなくて、私は課税をされてなかったという農業倉庫も最近、増築されて、何かほかのものに利用されているように思われますが、それについて農業委員会事務局長なりは察知されているのかどうか。

それと、農業倉庫がどれだけのことで、どういうぐあいにいろいろ、今の辞職勧告をした農業委員さんもいろいろ話をしておられたんです。斑鳩町に余りにも農業倉庫にとって化けているというんですか、用途を変えておられる物件がたくさんあると、それらを一掃してくださいというような、そういう弁明もされておったんです。そういうことについて、当然、事務局長もそのときにおられたと思いますが、それらについて課税なり、ほかのいろいろな総合的な課で、そういうものの摘発といいますか、調査というのは今後されていこうとするのか、していくべきだと私は思うんですが、されておられる

のか、どうなのでしょう。

○森河委員長 杉本課長。

○杉本観光産業課長 農業用倉庫として転用許可を取られた後、その増築等の関係につきましては、大変申しわけございませんが、実態等把握できておりません。

○森河委員長 小野委員さん。

○小野委員 今後とも、その辞職勧告受けられた方については、なぜ私の分だけがという言い方も、農業委員会ではずっとされとったんです。それと農業委員会の総会で勧告することに反対された委員さんは、そういう理由でほかもあるやんかというような理由で辞職勧告には反対されたんです。

それも、私は一つの見方だと思うんです。だけど、それらの一たん農業倉庫で取られて、そして、用途を変えておられるのにいろんな理由があると思います。今回の場合ははっきり言いまして悪質なんですよ。もう1回も農業用には使っていない。いろんな事情はあると思うんです。最初に農業倉庫で使っておられて、やはりあんまり倉庫が要らなくなったから、ほかのもんにもちょっと一部分を使っているとか、これは私は了とすべきだと思うんです。そこまでシビアに煮詰めていくべきじゃないと思うんです。

今回の場合は、初めから農業用倉庫じゃなくて鉄工所という形きておられたということが全く悪質だと、私は考えたから同じように辞職勧告に賛成したということになります。それらについてもやはり農業倉庫がそういう形で使われているということは、実態は私も何軒かは知っています、はっきり言って。だけど、そういうことについて、やはりどのようにこれから農業施策、道路問題で農地をつぶすということも景観で、松村委員がおっしゃってますが、やはりあの農業倉庫というのも同じことだと思うんです。農業倉庫しか建たへんところへそういう工場があるというのは、やっぱり異常だと私は思いますので、今後よろしく願いしておきます。

それから、ことしは標準小作料の改定時期だということで、昨年、いろいろ小作料についての、農業委員会での対応についても話題ですか、真剣に取り組まれたと思うんですが、この標準小作料の算出方法、私はいろいろ、そのときも勉強させていただいたのは、何か標準小作料だから考えることは要らない要素なんです、やはり当事者にとってみれば一番の要素になる固定資産税という問題があります。

だけど、あくまでも農地の賃貸借ですので、その標準小作料を算定するのに、農作物ができるかできないか、その収益によって小作料というのは算定されると、そのギ

ャップなんです。それらについて、昨年もいろいろ今も係争中だと思うんですが、それらについてもそれらの要素があると思いますので、この標準小作料について、そういう固定資産税、実態に合ったものを加味することはできないものかどうか。意味はわかるとるんですよ、そのあくまでも農地の賃貸借だから、その固定資産税が幾らであるというのは関係ない。その場所から収穫できる農作物が幾ら収益を上げるかによって、よくとれる場所と余りとれない場所、それとか水利のいい場所とかがあると思いますので、その田で米がたくさんとれるところはやはり賃貸料が高くついてもいいんじゃないかと思うんです。

だけど、実態としては地主さんから言い分になれば、固定資産税という問題がありますので、特に市街化区域の農地についてはそれがありますので、これはもう少し、そこから関与できるんじゃないかなと思うんですが、いろんな意味で。そこらについては工夫をしていただきたいと思うんですが、それらについては不可能でしょうか。

○森河委員長 杉本課長。

○杉本観光産業課長 今、おっしゃっていただいています関係でございます。これにつきましても当町の場合、10年度に改定を行っておりますので、13年度はこの小作料の改定に取り組むわけでございます。おっしゃっていただいていますことにつきましても、一度研究はさせていただきたいと思います。

○森河委員長 小野委員さん。

○小野委員 それから、土木費の中でいろいろ出てくると思うんですが、117ページの登記業務等委託料と測量設計委託料ということで、毎回、予算委員会や決算委員会で話題になると思うんですが、私はちょっとお聞きしていきたいなと思いますのは、主に委託料で登記業務と測量設計委託料ということで、同じところに入れておられます。当然委託料ですのでそういう形になるんかと思うんですが、まず、登記というものにどのように認識されているのかお聞きしたいと思うんです。

それは、登記には2つあるんです。表示登記と権利の登記、それらの識別というか、区別、どのように認識されているのか、だれでも結構です。できれば、契約の課の方でもいいのかと思いますので、指名して悪いのですが、池田財政課長をお願いします。

○森河委員長 池田課長。

○池田企画財政課長 登記には表示と権利があると認識しています。それで、表示につきましては、その地番と面積が入ってきておって、また分類したときには新しい表示がで

きますんで、その図面では位置とか、また隣接地との関係が明らかになっていると思います。

それで権利につきましては、所有権の移転と抵当権関係が入ってきたものが権利に関する登記だと考えております。

○森河委員長 小野委員さん。

○小野委員 それでは、専門というんですか、有資格者として表示登記を担当できるもの、業としてできるものと、権利の方については、どういう資格でできるのですか。

○森河委員長 池田課長。

○池田企画財政課長 表示につきましては、土地家屋調査士、権利につきましては、司法書士さんもあるし、また自分でもできると。個人でできるということになっております。

○森河委員長 小野委員さん。

○小野委員 他人で依頼を受けてできるのは、司法書士さんだけですね。それから表示登記については土地家屋調査士さん。その中にもあるように、測量設計委託ということで、それでは測量設計をできるのはどういう資格を取られている方なんですか。

○森河委員長 池田課長。

○池田企画財政課長 測量士の資格を持っておられる方と認識しております。

○森河委員長 小野委員さん。

○小野委員 そういうところで、昨年度から測量設計の方の測量士の方にも用地測量ができるということで、総務委員会でも資料として説明されたと思うんですが、用地測量業務及び登記業務にかかわる考え方についてということで、昨年でしたか総務委員会のごとき、その中で私が物すごく気になる言葉があたったんです。測量業務は本来、測量士のなすべき業務であることから、基本的に用地測量業務と登記業務とを分割して委託する手法で検討を行うことにしたと。

私はこの言葉に対しては、土地家屋調査士は全く何てこと言うねんと。言いたかったのは、測量業務は本来、測量士がなすべき業務である。その言葉も恐らく正しいかもわかりませんが、土地家屋調査士の調査、測量という形で行えるんです。その中で土地家屋調査士のその測量と測量士が行う測量とはおのずとして区別されると、そういうことがあるのに、いきなりこういうぐあいに考えてこられたということに、そのときは反論も何も、私は総務委員会にいてなかったし、そういうことで進めておられることに対しては別段問題はなかったんですが、土地家屋調査士が行う測量と測量士が行う測量との

区別というのをご存じでしょうか。

○森河委員長 池田課長。

○池田企画財政課長 違いと言いますと測量の仕方でしょうか。あと、この図面ができたものの活用という意味で、測量士さんがつくられた図面でもって、そこに例えば印鑑を押して登記はできない。土地家屋さんが用地が測量して印鑑を押して法務局に分筆できるという違いだと認識しています。

○森河委員長 小野委員さん。

○小野委員 ということは、先ほども言ったように、測量業務は本来、土地家屋調査士がすべき業務であることから、基本的に用地測量業務と登記業務と分割して委託する方法で検討を行うとする。当然、これもこんで先ほどからも言うてますが、正しいと私は思っておる。というのは、登記業務の中に測量は入っているということですよね。そういうことで、4つのパターンで12年度は発注をされておりました。

その中で用地測量を測量コンサルにお願いされて、そのあと登記にしていく段になって、どのように違ってきたのか。そういう発注をされて、何件かはされたと思うんですが、試行的に、この中にも書かれていますが、基本的にはパターン1、その用地測量を測量業者に委託してということで、基本的にはパターン1とすることとし、試行的に業務委託を行う手法を取り入れということになっています。これは、測量業者に対しては、入札という競争原理を働かせてますので、それらについてそれらを取り行うということでしたということなんですが、そういうことでされたことに対して、どのような経費が少なくなったのか、いやまたふえたのか、どのように今のところ認識されていますか。

○森河委員長 堤課長。

○堤建設課長 今、ご質問の測量業務等についての関係でございますけど、これにつきましては委員もご承知のとおり、12年度から新たな方法で測量業務等あわせて業務を発注をしております。この内容につきましては、まず、特に私どもが携わっております工事関係に基づいての発注でございます。

そうした中で、まず新設改良として新たに事業を起こしていこうという中で、担当の中でそういった地籍混乱等の問題がなかろうという形のものについて、発注していこうという形でしております。

ただし、その中で一つのパターンの中でも、そういった中で作業する中で、そういった登記業務が必要となってくる場合、特に地籍混乱等が必要となってくると、これは登

記業務に係る問題でありますので、その場合には、それからその作業については公嘱協会の方へお願いしていこうという形です。

ただ、それとあわせて、今費用の関係ということではありませんけども、この事業につきましては、今現在3本の箇所が発注をさせていただいております。今その関係につきましては作業をしているところでありまして、最終段階につきましては、年度末になろうということで、そういった中で我々としても、その作業を進めるべくやっておりますが、その費用の結論的な形のものについては、今後結論もあわせて、その方法についてさらに検討していきたいなと考えております。

○森河委員長 小野委員さん。

○小野委員 さすがに用地測量業務についての考え方の中で、池田課長は測量のことについてお聞きしたら、測量業者がする用地測量と土地家屋調査士がする用地測量とは根本的に違うということをおっしゃってました。そのとおりだと思うんですね。

ただ、今まで斑鳩町においては測量業者にこの用地測量は含めてなかったと思うんです、いろんな話の中で。というのは、土地家屋調査士の測量成果を測量業者が資料提供を受けて、それで設計業務を進めとったんです。それだけはっきりとした、簡単に言えば測量設計業者にとっては別に用地測量の現場、対象になる場所より反対まで測量する必要はないんです。登記では必要なんです。

最終的に登記で、その事業が完結というんですか、監査委員さんもおっしゃってるとおり、財産管理の中での登記ということを心配しておられます。やはり、これは住民の税金での財産ですから、やはり登記というものがきちっとできてなかったら、何してるかわかりませんから必要だと思いますし、こういう形で用地測量を測量業者に発注されたということは、経費の削減を図ろうとされたと思うんですが、その時点でも私はこれは経費の削減には絶対にならない。ふえることもあるだろうということは予測していたんですが、今、2件か3件、件数を上げたら発注しているということですが、それらについては、しっかりと検討を再度加えていただいて、そういうむだのないようにお願いしたいなと思います。

それと、これは昨年9月の決算委員会で委員の方から、これは議事録なんですよ。登記の測量委託ですねと、こういう話で始まっているんですが、どういうことなのかかわかりませんが、協会へ契約していると。協会の配分を受けて登記の仕事はまだ、議員が仕事をしとんのですかねと、その点を確認しておきたいと思います。

この中で、池田企画財政課長はあるかないかであります。まず、ありますというんです。議員は他人の依頼を受けて、議員として用地登記できるんですか、はっきりしておいてください。どうなんですか。

○森河委員長 池田課長。

○池田企画財政課長 議員としての登記はできないということです。

○森河委員長 小野委員さん。

○小野委員 こういうような受け答えをしているから、やはりその何回も質問をされている議員さんが、議員は当然、自治体から仕事を受けたいかんのですよ。同じようにこうして宣伝されているんですよ。誤解されたままです。

また、町長もあれですやん、社員がどうかということもちょっとわかりませんと、どういう意味で言うてはるのかわからんけど。はっきりと公嘱協会の社員が仕事をしているんやったら、社員が仕事をしているということ言うてもらわないかんのですよ。そして、その社員がだれが何ぼしてんのか、それなんかは完全な公嘱協会のプライバシーの問題なんですよ。

そういう質問があつたら、そのとき委員長がとめるべきだと思うし、理事側もはっきりとそれはおかしいん違いますかと、訂正させてから答弁してください。今後、それを気をつけていただきたい。そのことを申し上げておきます。これで登記と測量業務については終わりたいと思います。

次に、119ページの有害鳥獣駆除業務委託料についてなんですが、先ほど松村委員がおっしゃるように、私も身内の近く農地を借りてというんですか、荒らさないように3年ほど前から、ちょっとつくってみたりしてますねけど、ことしは物すごく被害が多いんです。もうこんな食べられへんやろと思ったのもつままれて、もう芽が出てこないんですわ。鳥の、カラスか何かわかりません。朝の早いことですが、私ら全然わかりません。毎年委託料として、何かそういう方に委託されていると思いますが、私はそうして身内の農地を借りてますので、市街化区域の真ただ中ですので、当然猟師が来なくてできません。そういうなんについてどうにかして駆除をしていただきたいなと思うんですが、この委託料は、猟のできる場所で駆除していただいているのかどうなのか、実態をちょっと教えてください。

○森河委員長 杉本課長。

○杉本観光産業課長 これにつきましては、5月から3月までの間に猟友会の方々によっ

て、農作物への被害というふうな中で実施させていただいております。これにつきましては、農地等の関係で民家が周辺に建ち並んでおるといふような箇所では難しいといふふうなところから、ほとんど民家のない地域にて実施させていただいております。

○森河委員長 小野委員さん。

○小野委員 現実にはそうなんですね。ちょっと芽が出てきたのをぱちんとやられてしまってあきらめているというのが、たくさん民家のあるところにも来とるんです。今やったらやっぱりどなたかのおうちに来てなかったと思うんですが、それらについては、いきいきファームなんかにはそういう被害がないんですかね。実態は聞いておられますか。

○森河委員長 杉本課長。

○杉本観光産業課長 いきいきファームの方からはそういった苦情は伺っておりません。

○森河委員長 小野委員さん。

○小野委員 また実際、そういう私らのようなところでやっているものについても、何かいい方法があったら教えていただきたいなと思っております。

○森河委員長 ほかにございませんか。——ないようですので、これをもって第5款、農林水産業費に対する質疑を終結いたします。

次に、第6款、商工費について審査に入ります。

理事者の説明を求めます。清水都市建設部長。

○清水都市建設部長 それでは、第6款、商工費につきましてご説明を申し上げます。

122ページをお開き願います。まず、第1目、商工総務費でございますが、本年度は2,953万3,000円で、前年度に比べ70万7,000円、2.5%の増額となっております。主なものといたしましては、職員に係る人件費及び高齢者の生きがい活動の充実や社会参加、就業機会の拡大を図る雇用対策として斑鳩町シルバー人材センターへの助成金を計上いたしております。

次に、第2目、商工業振興費でございますが、本年度は1,585万4,000円で、前年度に比べ19万2,000円、1.2%の増額となっております。主に商工会、商工業者等への補助金等でございますが、商工業者債務保証料の補給金につきましては、前年度実績を勘案する中で50万円の減額となっております。

なお、新規の取り組みといたしまして、今後の町内商業活動の活性化策を検討するための基礎的な資料として、商業従事者の実態調査に要する経費を計上いたしております。

次に、123ページでございます。第3目、観光費でございますが、本年度は1,078

万3,000円で、前年度に比べ161万6,000円、17.6%の増額となっております。主な増額の原因といたしましては観光協会への補助金180万円増額になったことによるものでございますが、これは従来から近隣市町村と連携して、町が実施しておりました、太子道を歩く歴史探訪ウォークや世界遺産周遊ウォーク、あるいはJR西日本関西支社と共同実施しておりました町内歴史ウォークなどのウォークイベント事業を観光協会へ移管したことによるものでございます。また並びに散策型、回遊型の観光誘導策の推進に向けまして、その受け入れ体制の充実を図るために、観光ボランティアガイドの育成に取り組んでいただくことにより、増額になったものでございます。

なお、歴史ウォークイベントにつきましては、斑鳩造営1400年記念事業の一環として取り組み、町民はもとより町外から来訪者を募り、斑鳩町の町の歴史や自然を身近に感じていただき、聖徳太子ゆかりの町として再認識していただく企画などを考えております。

また、今日まで創意工夫を凝らして実施いただいております「桜まつり」、「もみじ祭り」などの各種観光イベントにつきましても、引き続き実施していただき、観光客の誘導に努めていただけるよう支援してまいります。

そのほか、3月末には大阪市にユニバーサル・スタジオ・ジャパンがオープンされることから、外国人観光客の奈良への訪問の機会が増加することも見込まれますことなど、国際化への対応のできる観光情報提供の充実を図るために、観光パンフレットの外国語版の作成やiセンターに設置しておりますインターネットのホームページの英語版の作成もあわせて行うことといたしております。

続きまして、124ページでございます。第4目、観光会館費でございますが、今年度は42万5,000円、前年度に比べ2万1,000円、4.7%の減額となっております。観光会館の維持経費を計上いたしております。観光会館のあり方につきましては、いろいろとご指摘もいただき、検討をしているところでございますが、第3次総合計画におきまして、当町の観光対策の指針となる観光振興基本計画の策定をすることといたしておりますので、その中で観光拠点施設のあり方もあわせて、議会とも相談させていただきながら、引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、第5目、消費者対策費でございますが、本年度は40万円、前年度に比べ3,000円、0.7%の減額となっております。消費生活相談員の報酬及び研修旅費の経費を計上いたしております。年々相談内容が複雑、多様化していくため、相談員の

研修等にも積極的に参加し、その対応に努めているところでございます。

次に、第6目、歴史街道ネットワーク事業費でございますが、本年度は884万4,000円、前年度に比べ、43万5,000円、4.7%の減額となっております。恒例となっております、「太子ロマン斑鳩の里 観月祭」の開催に要する経費等に加え、広く町民の皆様方がふるさとに対する愛着と誇りを感じ、ふるさとを後世に伝える心がはぐくまれるようにと、斑鳩の里の伝統的な秋祭りを取り入れた新たなイベントとして、昨年実施されました斑鳩の里ふるさと秋まつり開催事業に対する補助金を計上いたしております。

次に、125ページの下段から126ページにかけてでございます。第7目、法隆寺iセンター管理費でございますが、本年度は1,918万4,000円、前年度に比べ24万3,000円、1.3%の増額となっております。主なものといたしまして委託料でございますが、その内訳といたしましては、清掃業務委託料17万4,000円、警備業務委託料47万円、管理・運營業務委託料1,205万7,000円、消防施設その他保守点検委託料201万8,000円となっております。

次に、第8目、緊急地域雇用特別対策事業費でございますが、今年度は469万7,000円、前年度に比べ1,101万7,000円、70.1%の減額となっております。厳しい雇用失業情勢を踏まえ、雇用就業機会の創出を図ることを目的といたしまして、緊急地域雇用特別対策事業として、昨年に引き続き今後需要が見込まれますホームヘルパー養成研修事業委託料を計上いたしております。

また、史跡藤ノ木古墳の調査写真でございますがフジフィルムの劣化を防ぐために、昨年度に引き続き、デジタル情報化を進めるとともに、遺物保存及び整理事業を実施することといたしております。

以上、簡単ではございますが、第6款、商工費の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○森河委員長 第6款、商工費についての説明が終わりました。

これに対する質疑をお受けします。予算に関する説明書の122ページから126ページまででございます。質疑のある方はどうぞ。

松村委員さん。

○松村委員 USJの関係があつて、外国向けの案内書もつくりたいとおっしゃっておられました。あれは急がんと効果が出ないと思います。もう現実にはお客が入っておるん

です。私の家族もきのう行ってきたんです。此花区とか、いろんなどころの人が既に地域で一万か二万入っている。外国のパフレットをせっかくつくるんならば、早くつくったら早く広がる。ああいうものはぱーっとブームになって、恐らく今月末から来月に盛り上がって、その勢いでずっといくと、そんな気がしております。

○森河委員長 小城町長。

○小城町長 確におっしゃるとおりでございますけども、このユニバーサル・スタジオは3月31日からオープンをされるわけですけども、これは早く終わってしまうんじゃないし、これからずっと続いていきますもんですから、今、日本の国では、まさに言われているように歴史街道コースと言われているように、日本のものではないし、すべてディズニーランドもユニバーサル・スタジオもアメリカの関係になってきておるわけで、そういう関係でディズニーさんも、このユニバーサル・スタジオの動向を見ながらコマーシャルでも負けずにやっておられるような状況です。

ただ、今その関係等については入場者は3万人以上は入れないということで進めていくということで、今現在では90日は満杯ということで、7月以降の入場券を発売されているということで、ほとんどが旅行会社が買っておられるという状況でございます。

そこらのところも十分踏まえて、急がんといかんということになっているんです。やはり今このホームページ等、あるいは案内等、ただ問題はできるだけ外国人の誘致を図りたいわけですけども、なかなか3月31日以降、大阪のホテルはすべて満室のようでございます。以降はですね。それぐらいの人気があるようなので、我々としてもできるだけいかにして、奈良、京都へ来ていただくか、そういう努力をしないと、なかなか大阪でとまってしまうという傾向もあるので、その点についても我々は努力しながら、早くホームページ等の開設を行っていきたいと思います。

○森河委員長 松村委員さん。

○松村委員 町長のおっしゃるとおりで、私も遅くしたら効果がないとは申し上げてないんですが、早い方がすごい効果を発揮すると。わーっと評判になっていますから、それに乗った方が効果があると申し上げているんです。確かに持続してますから、遅くなくても効果は出るんですけども

○森河委員長 ほかにございませんか。

喜多委員さん。

○喜多委員 観光会館の活用についてお伺いしますが、まず、観光会館を建てられてから

どのくらいなるか、築年数とその間の活用方法としてはどうであって、成果を上げたのか。

それから、部長の説明の中で、この計画の中で対応していきたいというようなことをおっしゃってたんですが、そういう時期とか、まだ正確ではないと思うんですけども、ただ築年数が大分なってるというふうに私は思っているんですが、その間、どういう活用のされ方をしたのかということをちょっとお伺いさせていただきます。

○森河委員長 小城町長。

○小城町長 観光会館はかなりの年数がいってると思います。ただ、観光会館は県が管理する関係等については、地域の自治会の方の催しとか、そういうものについて使用されてきたと。

ただ、あの観光会館をリニューアルですか、内装等変えて、調度品も変えましたし、それ以後はやっぱりかなりの利用者、割と利用されていると思っています。といいますのは、問題は駐車場がないだけに、利用される方々お困りでございますけども、今場所的にはそういう地域の関係とか、あるいはリニューアルしたりいろんなことで利用は上がっているわけです。

ただ、喜多委員ご指摘のように年数が古いですけども、使い勝手としては、バリアフリー的には階段の上り下りが大変なことであろうと思っています。地域にとっては以前よりも開かれた会館になってきておるなと思っています。

○森河委員長 喜多委員さん。

○喜多委員 地域の集会所のような役目を果たしているように聞いたんですが、本来は観光目的というか、観光効果を上げるといった事業には余り使われてなかったような気がするんです。だから竜田川沿いにあるわけですから、ぜひともやっぱり観光効果を上げるような観光会館というものをつくっていただいた方が私はいいいんじゃないかなと思います。

築年数は町長もおっしゃらなかったから。

○森河委員長 清水部長。

○清水都市建設部長 供用開始につきまして39年1月でございます。

それと利用状況につきましては、今、委員がおっしゃいましたように観光の内容として利用されるよりも、ほとんど地域のコミュニティ的なものとして利用されております。

そして、今後の計画のついていつごろかということですが、この総合計画の

前期の中には入れておるわけですが、実際、地域のコミュニティ的な利用ということで、地域の代表者の方ともお話しさせていただいているんですけども、ただ、それも一つの手法として検討の中で話をさせていただいておりますが、その管理面等でもなかなか合わないところもございまして、それもあわせて、そういう計画を今後つくっていく中で、より一層検討していかないと、一方的に考えるのもという中でしっかりとその計画をつくる中で、位置づけを確定した中でやっていきたいと考えております。

○森河委員長 喜多委員さん。

○喜多委員 地域の皆様にとっては、おっしゃるようなコミュニティの交流を図るための使用方法というの、私はそれを禁止するというか、だめだとは言っていないんですが、やっぱり観光の斑鳩町では法隆寺、竜田川ですから、観光会館をもっと今風に明るくて使いやすいというか、それと外から来られる観光客に対する利用できるような価値のある観光会館というものをつくっていただきたいなというふうに思っておりますので、地域の皆さんのご意向もあるでしょうから、よくご相談されて、両面使っていけるような会館の建設をしていただきたいという要望をしておきます。

○森河委員長 里川委員さん。

○里川委員 予算書123ページにあります商工業実態調査事業委託料ということで上がっているわけなんですけど、これは商工業の実態ということをどういうことを中心に調査をしようとしているのか、そしてまたこの委託についてはどういうところへ委託をされようとしているのかというところを確認させてください。

そして、その下の段にあります商工業者債務保証料補給金というところで、前年度の予算より一応減額された形で予算計上されているんですけども、これについては12年度の実績見込みによるものなのかどうかということもあわせて確認をしておきたいと思います。

それと、125ページにあります斑鳩の里ふるさと秋まつり実行委員会補助金ということで上がっているんですけども、この補助金につきましては、昨年度より増額という形で上がっているわけなんですけども、去年も私も法隆寺地域の人間ですので、法隆寺地域の太鼓台の関係でいろんな方とお話を聞かせていただいていたら、余り盛り上がりがなかったのかなというふうな感があったわけなんですけども、さらに増額をしての計画ということについて、町としての考え方をお尋ねしておきたいと思います。

それと、126ページの緊急地域雇用特別対策事業費でホームヘルパー養成研修事業

、これをここへはめはったということは非常にいいことだと私も思っておるわけなんですけれども、この養成研修の内容ですね、2級とか1級とかヘルパーさんの場合ありますね。そういう2級から1級に上げていこうという考え方なのか、それともこれまでの登録ヘルパーさんなどに2級とかの資格を取っていただくという考え方で行われるのか、この予算の組み方の中に、その辺の考え方をどう持って踏まえているかということをお聞きしておきたいと思うんです。

○森河委員長 杉本課長

○杉本観光産業課長 まず1点目の商工業の実態調査の関係でございます。これにつきましては、町内の小売業、あるいは卸売業、飲食店業と、こうした経営者に自分の店の経営状況と将来経営に対するアンケート調査を実施させていただこうということにしております。そして、この経営実態を把握することによりまして、今後におけます商業活動、あるいは地域経済活性化の支援策等の検討資料という形にさせていただきたいと考えておるところでございます。

また、調査内容につきましては、営業概要という形で業種なり、営業年数、あるいは規模、あるいは生計の主体と、こうしたことについてを考えております。また、営業の動向につきましても、来店者の数、あるいは状況、あるいは売上高の増減と、そうしたことについてもお尋ねしてはどうかというふうな考え方をしておるところでございます。

次の商工債務保証の関係でございますけれども、これは12年度実績に基づきまして、13年度の予算計上をさせていただいたところでございます。

それと、秋まつりの実行委員会の予算の関係でございますけれども、これにつきましても昨年10月に実施させていただきました。5,000人の来場者を迎えたところがございます。これにつきましても、この斑鳩の秋のイベントとして多くの方に親しんでいただき、継承発展していくことを期待しておるところでございます。そうした中で昨年は法隆寺、竜田の太鼓台と一部自治会で所有されておる台がくと申しますか、そういったものの協力を得たところございました。ことしにつきましては、早くこうした計画を練りまして、一つでも多くの団体の参加をお願いしていこうと。そして中身につきましても充実したものにしていこうというところから、若干増額予算とさせていただいておるところでございます。

それと、先ほど商業実態調査の中で委託先ということをお尋ねいただいていたかと思っておりますけれども、これにつきましては、まだどこということは決めておりませんものの

、こうしたことについて南都経済センターというところに問い合わせをした経緯がございます。ですから、ここにこうした形のを委託するかどうかということにつきましては、まだ決まっておられませんので、ご了承を願いたいと思います。

○森河委員長 浦口課長。

○浦口福祉課長 ホームヘルパーの養成研修でございますが、これにつきましては、雇
就業機会を図っていく中、また、4月からの介護保険制度、これから高齢化になってい
くということで、ホームヘルパーさんの需要が大変見込まれるという中で、2級のホー
ムヘルパーさんの養成をさせていただくということで、昨年30名の養成研修をさせて
いただきました。すべて2級の資格を取得していただいたところでございます。

1級につきましては、今後2級の資格を取っていただきましたので、あとは個人で次
のランクに進んでいただくということで、今現在、昨年にヘルパーの資格を取って
いただきました方の中でも、既に社協であるとか、第二慈母園とかの方へ勤務される方もお
られるという状況になっていきますので、本年も引き続き国の緊急雇用対策事業費の中で
同様の養成研修を進めていきたいということで考えておりますので、よろしくお願
いしたいと思います。

○森河委員長 清水部長。

○清水都市建設部長 先ほど債務保証料の減額になった分の、課長の方から12年度の見
込みということでございましたけども、このところ10年度で申し上げますと370
万円で90件、11年度で203万円で60件と、そして12年度の決算見込みと合
わせて、3年を大体平均した額で執行を見てもらっているところでございます。

○森河委員長 里川委員さん。

○里川委員 そしたら、この債務保証料の補給に関しましても、もしもこの枠を超えるよ
うなことがあった場合は、町としては対応していくという考えでおられるのかどうかと
いうことは確認させてください。

○森河委員長 清水部長。

○清水都市建設部長 今の予算をお願いしている範囲内でということで考えておりますが、
そのときの申し込みの状況が、どういった状況か、かなりふえてくるという見込みを立
てた時点で対応するよう話していきたいと思います。

○森河委員長 ほかにございませんか。

小野委員さん。

○小野委員 123 ページ、観光協会補助金が出ていますが、1点だけお願いがてら質問させていただきます。

もみじ祭りのときに出店というんですか、いろんなグループが出店参加していただいております。これについては、以前でしたら1店舗当たり1,000円とかそういうのをいただいていたんですが、それらを無料にしてある。

その中で、昨年あるグループの方の世話をされてる方から相談があったんですが、電源がないということで、電源ぐらい出店していただいている商売人さんじゃないそういうグループ、また特に自家発電機とかを持ってきたりいろいろすることが困難なグループということで、ぜひとも仮設電源を引っ張ることはできないのでしょうかということで、担当さんに会いに行ったら、このことについては観光協会へも委託していると、その中で出店の要項、これはちょっときょうは持ってこなかったんですが、そこらはもう一切それらはしないということで、それで出店募集されて、だからそれらはみんな出店するものが用意せないかん。

残念やけど、そういうことなんですということでしたが、僕は余りにももみじまつり、桜まつりについても、みんな村おこしに、そういうグループが参加しようということなんです。商売じゃなくて、それで参加しようということで盛り上げを図っていただいているんです。場所代を取る、取らんの問題じゃないし、これは露天商の方やったら、そういう設備は自分の商売に経費として持っておられます。その発電機なり、そういうもんがね。物を並べるだけという出店の仕方なのか、いやまた電気が要るようなそのグループというんですか、その方たちはコーヒーを沸かしてみんなに出したいというグループでした。そのグループの方には民生児童委員さんらがバックアップしてくれる。

そういう要項で了解済みやということで、いたし方ないなということで、民生児童委員さんらがいろいろなところで、発電機を借りてこられてされたのかどうか私は現場を見に行かなかったから知らないんですが、ぜひとも仮設電気ぐらいはこちらの経費すべきだと思うんです。それについては、露天商の方にも当然一緒に公平に使っていただいたらよろしいですよ。それらの経費ぐらいは、やっぱりその祭りを活発にしてみようということで、仮設電源はこちらで提供するというふうに要項を変えていただきたいと思いますと思うんですが、この今、予算を組まれた中で、ふえてるんだということでそういうことも考えていただいたんやなと思ったら、いやほかのいろいろなウォークラリーとか、何かおっしゃってたけど、それらがこちらへやっていただくようになったから180万円

増えたということで、その点は不明という感じで聞かさせていただきましたので、その具体的に、もみじまつりに仮設電源を主催者側で提供するということはお考えなのか、いやもうやっぱり今年度と同じように、皆さん出店者に用意してもらってお考えなのかお聞かせ願いたい。

○森河委員長 小城町長。

○小城町長 今、小野委員が申された中で、このままでいくのか、それは電源がつけるのかということは、我々としてはやっぱりできるだけ多くの方に参加していただきたい。そうやってまいりますと電源を引くということになりますと関西電力に申し込んで手続をしていくわけですから、電気料も当然払いますから、無料ということではなしに1店舗1,000円ぐらいはもらっとくということを示していかなと、また、いろいろ住民から仮設電源まで引いて、無料でどうなってるんやということもおっしゃられますから。そういうことも踏まえて、平成13年度はこういう仮設電源を引くとすれば、やっぱり使用料という関係でもらっていく方向で検討をするような感じで申し上げておきたいということで、よろしくをお願いします。

○森河委員長 小野委員さん。

○小野委員 そしたら仮設電気を引っ張って、1日のイベント、何店出店されるかどうか知りませんが、幾らの経費がかかるんですか。試算されたことあるんですか。

○森河委員長 小城町長。

○小城町長 小野委員のように試算とか、そういう問題よりもやっぱり以前も1店舗1,000円ということでやったら経緯もございます。ここ一、二年は無料ということでやっています。いろいろと事情を聞く中ではやっぱり電気代はどうかという問題も、実質的に祭りを盛り上げてやろうという中では、町としても観光協会としても、そういうことも必要であろうと思っております。

○森河委員長 小野委員さん。

○小野委員 私はイベント屋さんじゃないですよと前にも言ったはずなんですよ、観光協会をお願いする前から。町のイベントというのはやはり町民のためにやってるし、町民もそのグループの中でもそういうことに参加することによって、自分たちの社会参加というような物すごい大事な意味を持って参加しておられるんです。

そこへ、そしたら場所代に1,000円というお金でも、やはりそのグループが出していただかないかんような行事なんです。これはもみじまつりというのは、町で村おこ

しでやるんだから、そういうのは予算化してしかるべきだと、私は考えておるんです。だから、それらについて要るんだったら1,000円もらうとか、そういう発想されるんだったら、こんな村おこしのためにみんな参加せん方がましですよんか。それらをしていくのが行政やと思うんですよ。私はそない思うんですよ。

だから、そのほかのことと同じで、この事業に対してマイナスが出ても、皆さん税金からすごい補てんしてでも村おこしをやったり、そういう出店をいろいろな人にたくさん集まってきてもらって、1,000円がもったいないから来られないんじゃないですよ。みんなそこに参加したいんですよ。そしたら、参加するのには便利なようにするのが行政やと私は思うんですよ。それだけのことやけど、もう結構です。

○森河委員長 ほかにございませんか。——ないようですので、これをもって第6款、商工費に対する質疑を終結いたします。

次に、第7款、土木費についての審査に入りたいと思います。

理事者の説明を求めます。清水都市建設部長。

○清水都市建設部長 それでは、第7款、土木費につきましてご説明を申し上げます。

127ページをお開きください。まず第1項、土木管理費、第1目、土木総務費でございしますが、本年度は1億182万1,000円、前年度に比べ74万7,000円、0.7%の増となっております。ここに職員に係る人件費を計上いたしております。

次に、129ページの下段から130ページにかけてでございます。第2項、道路橋りょう費、第1目、道路維持費でございますが、本年度は5,904万7,000円、前年度に比べ2,022万2,000円、52%の増となっております。

安全で快適な道路通行の確保を図るための舗装工事並びに道路肩の草刈りや補修等の維持管理費、また適正な道路財産の管理を行うための未登記処理経費並びに本年度から新たに法定外公共物であります里道、水路の無償譲与を受けるための調査委託費を計上いたしております。

次に、第2目、道路新設改良費でございますが、本年度は2億9,367万円、前年度に比べ2,137万7,000円、7.9%の増となっております。

なお、用地費につきましては、別途公社用先といたしまして1億2,350万円の計上をお願いしております。

道路整備につきましては、住民に密着した生活道路として、また斑鳩の景観にふさわしい道として、ゆとりと潤いのある道路整備に努めているところであります。本年度に

おきましても、道路5カ年計画として12年度完成の3路線を除く10路線につきまして、引き続き整備に取り組むとともに、主要幹線であります6メートル計画道路につきましても進めることといたしております。

また、前年度予算の一部を本年度に繰り越しさせていただいております町道269号線の三井五ヶ村池線、町道407号線の三代川堤防線及び竜田西3丁目地内の土地開発公社開発地道路につきましても、事業効果の早期発現を図ることとして進めてまいりたいと考えております。

次に、131ページでございます。第3目、橋りょう維持費でございますが、本年度は72万7,000円、前年度に比べ63万3,000円、46.5%の減となっております。道路管理とあわせて、橋梁につきましても維持管理費の必要性から、町道438号線にかかります橋梁の高欄取りかえ等の補修を行うものでございます。

続きまして、132ページでございます。第3項、河川費、第1目、河川総務費でございますが、本年度は455万円、前年度に比べ129万3,000円、22.1%の減となっております。主なものといたしましては、地域におきまして河川清掃を実施していただきました土砂等の処理について、適切に対応するための経費でございます。

次に、第2目、河川改良費でございますが、本年度は400万円、前年度に比べ700万円、63.6%の減となっております。浸水の防止と内水排除のための水路改修に係る経費でございます。

次に、第3目、治水対策費でございますが、本年度は5,342万4,000円、前月に比べ810万3,000円、17.9%の増となっております。11年度から貯留浸透事業の新規箇所として進めております瓦塚池の整備につきまして、平成14年度完成に向け、昨年度に引き続き整備することにいたしております。

続きまして、134ページでございます。第4項、都市計画費、第1目、都市計画総務費でございますが、本年度は3億963万3,000円、前年度に比べ9,282万2,000円、42.8%の増となっております。これは主に都市計画道路法隆寺線整備事業に係ります用地取得及び補償費の増によるものでありますが、町公社による先行取得の精算もあわせて行うことといたしております。また、当事業につきまして、前年度予算の一部を本事業に繰り越しさせていただいております。

次に、いかるがパークウェイ事業についてでございます。平成11年度から小吉田地区におけるモデル区間の用地買収が始まりましたが、平成12年度末までにはほぼ終了

すると聞いております。また、発掘調査や地質調査も行われており、事業といたしまして着々と進んでいるところでございます。本年度の事業といたしましては、発掘調査の結果によるところではございますが、当区間の実施設計に係ります地元協議等を経て、工事にかかる予定であると聞いております。なお、施工時期といたしましては、秋ごろにはと要望しているところでございます。

続きまして、J R法隆寺駅周辺整備事業についてでございます。一昨年度から地元において、いろいろと調整をお願いしてきております。残念ながら、いまだ進展を見ることができておりませんが、新家土地区画整理事業とJ R法隆寺駅南口周辺整備事業を一体的に行っていくという基本方針のもとに本年度も引き続き事業の進展が図れるよう努めてまいりたいと考えております。

服部地区区画整備事業につきましては、本年5月に予定されております、いわゆる線引きの見直しの告示により市街化区域に編入されるのを待って、農住組合法によります組合が設立されまして、平成15年度誕生に向け事業が着手されることとなっております。

また、まちづくり、道づくりについて、町民の方々とともに考える機会といたしまして、昨年11月に実施いたしました斑鳩フォーラム2000におきまして、こういった場は1回きりではなく、今後も開催すべきであるとのご意見をいただく中で、本年度も開催すべく、所要額を計上させていただいております。

続きまして、136ページでございます。第2目、公共下水道費でございますが、特別会計への繰出金でございますので、その詳細につきましては、特別会計で説明させていただきます。

次に、第3目の都市下水道費でございますが、本年度は590万円、前年度に比べ、318万9,000円、117.6%、約2倍となっております。内訳といたしましては、浸水対策等工事費といたしまして420万円、都市下水道の機能の維持管理費といたしまして170万円を計上させていただいております。

続きまして、第4目の公園費でございますが、本年度は1,139万5,000円、前年度に比べ2,578万8,000円、69.3%の減となっております。これは平成8年度から進めてまいりました大和川第1緑地整備事業が完了をいたしましたことから、これに係ります工事請負費及び設計委託料の減によるものでございます。

本年度から緑地及び公園の保全や整備等の将来に向けての計画として、緑の基本計画

の策定作業に入ることといたしております。本年度はこれに係ります現況調査及び分析作業を予定しております。

また、児童公園の維持管理委託料といたしましては、各公園の草刈り業務や清掃業務の委託等を計上いたしておりますが、住民の方々に安心してご利用いただけるように、職員による定期的な各公園施設の点検パトロールなど安全管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、137ページの一番下にありますが、第5目、都市計画審議会費でございます。これは都市計画審議会費の運営費といたしまして、委員報酬等96万2,000円を計上いたしております。

続きまして、138ページでございます。第6目、開発指導調整費でございますが、町開発指導要綱に基づきまして、関係諸法令との調整を行いながら、よりよいまちづくりのための指導及び助言となりますよう努めてまいりたいと考えております。

また、昨年度まで単独で目立てしておりました土地利用規制等対策費につきましては、この開発指導調整費に統合いたしまして、より機能的な予算執行を図ることといたしております。これらの事務経費といたしまして53万5,000円を計上いたしております。前年度とほぼ同額となっております。

次に、第7目、景観保全対策事業費でございますが、本年度は6,068万6,000円、前年度に比べ4,170万円、219.6%の増、約3倍の予算となっております。主なものといたしましては、法隆寺周辺地区におきます歴史的地区環境整備街路事業につきまして、本年度から工事着手予定していることから、この所要額として5,550万円計上させていただいております。また、当事業につきまして、昨年度予算の内、電線類の地中化に係ります設計委託料、本年度に500万円繰り越しさせていただいております。

また、従来からより豊かな景観を形成を図るため取り組んでおります花いっぱい運動でございますが、町外からも開花状況についてのお問い合わせも多く、好評を博しているところでございます。本年度も引き続き三塔周辺5地区の皆様のご協力を得ながら実施してまいりたいと考えております。

続きまして、140ページでございます。第5項、住宅費、第1目、住宅管理費でございますが、本年度は459万8,000円、前年度に比べ101万6,000円、28.4%の増となっております。興留団地の老朽化した空き家住宅について解体を進

めるなど適切な維持管理に努めていくことといたしております。

次に、141ページでございます。第2目、住宅整備費でございますが、本年度は2,254万円、前年度に比べ1,954万円、651%の増となっております。町営住宅の整備についてであります。地質調査及び建築実施設計業務等を進めることといたしております。また、前年度予算の一部を本年度に繰り越しのお願いいたしております。土地開発基金所有の第2浄水場跡地の土地購入及び建物解体工事を実施することといたしております。

以上で第7款、土木費の説明とさせていただきます。ご審議のほどをよろしくお願ひ申し上げます。

○森河委員長 第7款の土木費についての説明が終わりました。

これに対する質疑をお受けいたします。

予算に関する説明書の127ページから141ページまででございます。

各委員さんのご協力いただいておりますが、時間延長ということで約20時まで延長するというので、委員さんの皆さんよろしくお願ひいたします。

質疑お受けいたします。里川さん。

○里川委員 そうしましたら、そんなにたくさんはないんです。

予算書の135ページ、この都市計画関係では、12年度でもフォーラムなどを開催したりはしていただいたと思うんです。13年度でもこのフォーラム開催事業ということで上がっているわけなんですけど、このフォーラムというのはどういう考え方をすればいいのか教えていただけますか。

それから、139ページに緑の基本計画策定事前調査業務委託料として予算が上がってるわけなんですけれども、この予算案の概要のところを見させていただくと、緑の基本計画の策定のところには内部調査検討作業と書かれているわけなんです。それで私がこっち見たときの印象と、この調査業務委託料と書かれているのでは、ちょっと私自身疑問を感じているわけなんです。合点がいかないんです。概要に書かれている分と、こっちの予算書の分とどういうふうに理解させていただいたらいいのかということ、教えていただきたいと思ひます。とりあえずその2点をお願いします。

○森河委員長 藤本課長。

○藤本都市整備課長 それではフォーラムの開催についての考え方でございます。昨年開催させていただきました、好評いただきまして、再度という声もいただきました。本年

度、現在小吉田地区でも発掘が進められまして、地元ともその公道についていろいろ協議をしていく段階に来ております。そうしたことで、そういう内容も含めた形で、いろいろ住民の方に知っていただくという場を設定させていただきたいなど。そういう中でフォーラムということで、またそういうトークをしていくということも考えております。

そして緑の基本計画でございます。内部調査検討ということでございますけれども、まず斑鳩町の実態がどうであるか、そういうことについて、調査をさせていただくと。それについて内部で検討も行いまして、きちっとした基本計画をつくっていきたいと考えております。

○森河委員長 里川委員さん。

○里川委員 とりあえず、そしたら事前調査的な形で委託をしておいて、そしてその調査に基づいて、今度は内部で調査検討を進めていくと考えて、そしてその内部での調査検討作業については、これは公園緑地という関係でいえば、都市整備課の方が責任所管という形でもって、全く都市整備課の方でやっってしまうという考え方なのか。それとも一定関係のある機関からも集まって、そういう検討委員会的なものを庁舎内でやっっていくというのか、その辺はどういうような構想になるのでしょうか。

○森河委員長 藤本課長。

○藤本都市整備課長 まず、現況調査等を行いまして、それをもとに当然観光産業課と関係する課とも調整を行いながら、一つの基本計画書にまとめていくということで、今の考えでは3カ年ということでございます。

○森河委員長 ほかにございませんか。

松村委員さん。

○松村委員 今のところからいきます。7番の今出てました景観保全対策事業費、清水部長が言われたと思うんですけども、非常に滑らかで早いんでついていけないんです。このところで、電線の地中化500万円と言われたように思いましたが、そうふうに言われましたか。

○森河委員長 清水部長。

○清水都市建設部長 委員の仰せのとおり500万円ということで、12年度の予算で歴史街道の方で事業をやっておるんですけど、地下埋設について、関電、NTTと協議する中で、今年度中に答えが出せませんでしたので、来年に引き続きその電線の地中化に繰り越しさせていただいて、13年度になるわけですけど、それをやっていきたいとい

うことをございます。

○森河委員長 松村委員さん。

○松村委員 これは場所はどこ。

○森河委員長 藤本課長。

○藤本都市整備課長 今回歴道事業ということで、西里地区で今進めさせていただいております。13年度で一部工事に着手をさせていただく予定をいたしておりますけれども、電線の地中化もその路線で行う予定をいたしております、その地中化については、14、15ぐらいの事業にかかってくる分でございまして、なかなか電線の地中化につきましては難しいところへんもございまして、関電とNTTと十分調整をした形で設計をしていくということにいたしております。

○森河委員長 松村委員さん。

○松村委員 確認ですが西里地区についてですね。

○森河委員長 喜多委員さん。

○喜多委員 138ページ、花いっぱい推進事業の三塔周辺5地区としてありましたので、面積を大体でいいんですけども、地区と面積と花の種類とを教えてください。

○森河委員長 藤本課長。

○藤本都市整備課長 面積的には全体の面積になってくるんですけども、2万から2万5,000平米で考えています。地区的には岡本、三井、東里、西里、幸前この5地域で考えております。ある程度道路から見て景観的な要素があるというところら辺でお願いはしているんですけども、なかなか田んぼの耕作とのかかわりもございまして、その調整は一部難しさも出ているところはあるんですけども、お願いしていつているという状況です。

花の種類については、今現在はコスモスだけということです。

○森河委員長 喜多委員さん。

○喜多委員 三井、岡本、西里と、わからなかったんですけども、早口やったから。

○森河委員長 藤本課長。

○藤本都市整備課長 場所ですけども、岡本地区、東里地区、西里地区、三井地区、幸前地区、この5カ所をお願いしております。

○森河委員長 喜多委員さん。

○喜多委員 それから、先ほど大和川水質汚濁自治体が流域のおっしゃっていたんですが

、またこちらに大和川清流ルネッサンス、団体が違うと思うんですが、ちょっとその性格というか、内容を教えていただけませんか。

○森河委員長 堤課長。

○堤建設課長 これにつきましては清流を戻そうということで、各そういった地方公共団体が集まって、そういった形での協議会ということの関係でございます。

○森河委員長 喜多委員さん。

○喜多委員 やはり先ほどの組織と同じようなものなんですか。民間は入らないんですか。

○森河委員長 堤課長。

○堤建設課長 これについては運動等につきましては、各町民の皆さん等が参加していただく場合もございますけども、これについては組織としては地方公共団体が組織となっております。

○森河委員長 審議途中ですけども、15分まで暫時休憩します。

(午後 4時58分 休憩)

(午後 5時15分 再開)

○森河委員長 再開いたします。

質疑をお受けいたします。

松村委員さん。

○松村委員 129ページの道路維持費で5,904万円、これはいろんなものが入っているんですが、国道25号のものは入っておりますんですか。

○森河委員長 堤課長。

○堤建設課長 ご質問されている国道25号の維持管理ということなんですけども、これは所管は国土交通省になっておりまして、その管理者は国土交通省ですので、そちらの方で全部されてます。この中で予算の計上しているのは、斑鳩町の範囲の中での町道管理等に係るものでございます。

○森河委員長 松村委員さん。

○松村委員 そうすると維持費ですから、国土交通省所管でない道路の整備とか、ちょっとした改修とか、そういうのは全部ここへ入っておるという理解でいいんでしょうか。

○森河委員長 堤課長。

○堤建設課長 先ほども言いましたように、国道なり、また県道もございます、町内には

。そういった関係につきましては、そういった関連につきましては、それぞれの所管で管理されているという形です。

○森河委員長 松村委員さん。

○松村委員 それでは国道と県道関係は除くと、そういうことですか。

2目の道路新設改良費を見ますと、17節のところですが、公有財産購入費、具体的な場所があるんですか。

○森河委員長 堤課長。

○堤建設課長 この新設改良の中の、17節の公有財産購入費でありますけども、これにつきましては、斑鳩町が抱えております道路5カ年新設改良事業というのがございます。また6メートル計画道路というのがございます。そういった中での計画路線に該当する部分であります。この5カ年計画といいますのは、平成11年度からの5カ年ということで現在13路線を決めまして、その中の事業の関係の公有財産購入費という形で来年度につきましては、1億3,700万円という予算の計上をさせていただいております。

○森河委員長 松村委員さん。

○松村委員 そうしますと、13本の道路を対象にしてということですか。その13本というのは新しい道路なんですか、あるいは既にある道路ですか。

○森河委員長 堤課長。

○堤建設課長 この新設改良の5カ年につきましては、既設の道路の拡幅、また新たにつける道路改良という形なので、双方が入っているという形でございます。

○森河委員長 松村委員さん。

○松村委員 これは今でなくていいんですが見せてもらえるんですか。一般道路については。

○森河委員長 堤課長。

○堤建設課長 これについては、各委員の方にもお渡ししてるかと思っておりますけども、なければ再度資料をお渡しさせていただきます、後日。

○松村委員 そうですか。いただいていますか。配られてたんですね。これは別途後で。

それから134ページの都市計画費のところ、パークウェイ、私どもはバイパスと呼んでおりますが、のことを言われたと思うんですが、このように言われたと思ったんですけども正しいでしょうか。

パークウェイについては12年度末に買収はほぼ終わると。発掘調査をやっておると

。発掘調査についてはやっておると言っていたか、次は発掘調査ですと言われたか、ちょっとわからないです。それから、これから実施設計について、施工時期については、秋ごろには初めてほしいと要望してと言われたと聞きましたが、そういうことでよろしいでしょうか。

○森河委員長 清水部長。

○清水都市建設部長 発掘調査については行われており、今現在3月末までということで実施されております。それ以外には今委員がおっしゃったことにつきましては、そのとおりでございます。

○松村委員 そうすると施工時期は秋ごろということは、実際にこれは400メートルのことですね。

○森河委員長 清水部長。

○清水都市建設部長 そうでございます。秋ごろといいますのは、稲刈り等がございますので、その終了後ということでございます。

○森河委員長 松村委員さん。

○松村委員 それでは、従来言っておられたのは、本年度内に買収は終わって、発掘調査というか、埋蔵文化財の調査も終わる予定だと以前から聞いておったと思うんですが、半年ぐらいちょっとおくられているということですね。

○森河委員長 清水部長。

○清水都市建設部長 用地買収につきましては、ほぼ終わりということは……。

○松村委員 予定どおり。

○清水都市建設部長 予定どおりでございます。一部事務处理的といいますか、そのときは道路の問題があって、その手続等が残っているということでございます。それで用地買収としてはほぼ終わりということで。それと秋ごろと、半年というのか、その工事につきましては、先ほど申し上げました現地の地域の事情によりまして、農業されておられますので、そういった期間は除いてするというところでございます。

○森河委員長 松村委員さん。

○松村委員 400メートルの区間について何種類かのサンプルを町民に見せるということで、かねがね言っておられるんですが、これはサンプルと言いましても、道路の基本的なところ、実際に車が走る。車線のところと歩道のところと植樹帯と、その広さを、特に車が走るところの車道の広さ自身を変えるということは、私は難しいように思うん

ですが、したがって、その100メートルずつやるとして4種類とすれば、主として植樹帯と歩道のそれぞれの広さ、どれだけ植樹帯の広さをとるか、歩道をどれだけとるかという幅と、植樹の種類といいますか、木の植え方、それぐらいのものについて4種類つくって見てもらうというふうに思っておるんですが、大体そういうイメージで正しいでしょうか。

○森河委員長 藤本課長。

○藤本都市整備課長 今、委員さんのおっしゃっておられますように、住宅が建っているところについては、やっぱり住宅について影響等を考えた中での歩道整備をどうすればいいか、また農地の中での歩道形態をどうするべきか、そういうようなことについて検討をいたしまして、一つの案というものを提示して地元の方と協議して進めると。先ほど言われた樹種、木の種類によっても、この木についてはやっぱり農地の中では不都合があるとか、いろいろご意見を伺って木の選定もしていきたいと考えています。

○森河委員長 松村委員さん。

○松村委員 そうしますと、そういうのを実際何種類かつくって、見てもらうということですが、それはやっぱりすごいことになるなど。22メートルといたらやっぱりすごいなど。こういうところに植樹帯をいろいろ変えてみても、つくるのはちょっと問題だなという意見が仮に出てきましたら、撤回をされるということはあるんですか。それはあり得ないと考えておられるのですか。

○森河委員長 藤本課長。

○藤本都市整備課長 道路そのものについては、都市計画決定されている道路でありまして、その歩道形態なり、地元の方に受け入れてもらいやすい道路形態にしていこうということでいろいろ見ていただいたらどうかということで、国土交通省の方でも考えていただいているということでございますので、こんな道路要らないということにはならないと思っております。

○森河委員長 松村委員さん。

○松村委員 なるかならないかはやってみないとわからないと思うんです。このことを言っておきたいと思います。

それから道路というのは、この道路はどういう道路かなというときに我々が考えるのは、幅であるとか、木であるとかもちろん重要な要素ですが、最も大きな要素は車はどれだけ走るかという、開通して。それによって道路のイメージというのが決まると思

うのですが。これはごく一部をつくって、一部をつなぐだけですから、でき上がったときの交通量とは全然違うのは当然だと思うのです。その辺がこのやり方の、これは今や国土交通省さんにいうことかもしれませんが、このやり方で意見を聞いて、それでストップなりゴーなりというのは、道路についてはちょっとまずいやり方という気がいたしますが、そういう考えは間違っていますか。

○森河委員長 松村さん。審査の中で、予算の関係上でございますので、松村委員さんもここまでの内容は、都市基盤特別委員会の委員さんでもございますので、そのときにきょうおっしゃられたことを審査していただいたら結構かと思います。内容のところまではいかなくて、要点だけを言っていただきましたらと思いますので、ご了承よろしくお願いいたします。

○松村委員 もう終わります。今の点はいかがでしょう。

○森河委員長 藤本課長。

○藤本都市整備課長 国土交通省の方でもモデル区間の設定についていろいろ考えていただいたと思います。国道から、また県道からということになって、そういう道路ができたことによって、車が進入してくるということになったときに、中の方で車が多くなってくるということにもなりましようし、そういったことで、小吉田とか稲葉とか、そういうところについては、挟あいな町道部分があると、行き違いができないというようなことで、その行き違いをスムーズにできるように、その北側の部分で道路整備をしていこうということで考えてもらったということでございますので、やり方がまずいとは思っておりません。

○森河委員長 松村委員さん。

○松村委員 それは藤本課長の推測であります、別の事態が起こるかもしれませんと私は思います。

それから、内容にはあんまり入るなということで、もう一つだけ言っておきたいのは、反対している住民、あるいは反対して自治会として手続を経ている地域の方がいますので、この前言いましたように六つありますので、そういうところがどういう反応をするか。そういうところに対して、行政としてどういうことをこれからやっていかれるか。もうこれ以上話す必要なしということで突き放されるのか。もう一回話し合いたいと言っていくかと。最初は断るかしらんですが、そうは言っても、そんなにかたくなことばかり言う人の集まりではありませんので、迂回路について話し合うこともできる

と思うんです。その辺をぜひ町としても、もうあいつらは相手にせんということではなくて、やっぱり玄関をたたいていただきたいと思います。

こういうふうに予算で出ますと、私はそういうことを強く思います。住民本位のいろんな知恵があると思います。そう言われればそうだなという国土交通省の方に聞いてもらえるようなアイデアも出るかもしれません。その辺をぜひお願いしたいと思います。

○森河委員長 要望ですね。

○松村委員 要望、それに対する感想を聞かせていただきたい。

○森河委員長 清水部長。

○清水都市建設部長 ただいま委員がおっしゃいましたように、我々としては、国もそうでございますが、モデル区間をつくって住民の理解を得るとともに、また反対されてる方々にも、より一層の理解を得るということが、大きな喜びでございます。

そういった意味で、我々としてはお話が復活できるように、以前特別委員会でもほかの委員の方がおっしゃってましたが、もっと積極的にそういった場を設けられるように行動しなさいということでもございました。そういった意味で、国とも協議はもちろんのことですけれども、そういった地域にできる限りそういった場を持つための対応はしていきたいと考えておまして、わかっただけかどうかわからないところはございますけれども、そういったことには最善の努力はしていきたいと思っております。

○森河委員長 松村委員さん。

○松村委員 ありがとうございます。そういう姿勢でぜひお願いしたいと思います。

私も議員になった以上、今までの住民のその意向だけで行くというのはできないと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。要望して終わります。

○森河委員長 ほかにございませんか。

里川さん。

○里川委員 あともう2点だけ教えていただきたいんですが、予算書の130ページの法定外公共物譲与申請事務委託料ということで、こういうことになって、町の方もこういうふうな予算をつけていかなければならなくなっているんですけれども、ただしこれについては、地方分権の中で進んできたことですが、これは里道なり水路といった、これは国水だと思ってしまうんですけれども、これらが全く町での責任においてということになってくるんだろうと思うんですが、そういうふうに変化したときのメリットやデメリットについては、町の方ではどういうふうにお考えになっているのかという、私も余りこうい

うことには強くないので、ちょっとどういうふうにご考慮されているのか聞いておきたいなと思うんです。

それと137ページにあります公園費の中で、清掃業務などいろいろあると思うんです。この中には多分、上宮公園などのものも入っているのかなと思うんですけれども。以前からいろいろ上宮公園の方、ちょっと夜に集まってきはってごみが多いとか、いろんな問題もありましたけれども、清掃業務などをやっていただく中で、最近の状況はどうなっているのか、その点もあわせてひとつお聞きしておきたいと思います。

○森河委員長 堤課長。

○堤建設課長 この法定外公共物につきましては、12年度から17年3月末までに、この手続をしなければならないということになっています。これにつきましては、いろいろ県なり、また国の指導によって今現在、その状況なりをしております。

メリットとデメリットということなんですけども、今まででしたらこれは国の財産ということでもありますので、斑鳩町の感覚としては近畿財務局の方が管轄しておると。つけがえする場合については、必ず無償でなしに有償で払い下げといったことで、大変手続的にも難しかったということがございます。今度市町村に移譲されますと、この物件につきましては市町村のものとなって、その後地域の状況によって、それは用途廃止されとか、またそういった場合には市町村売却ですね、その費用については市町村の収入になってくるという感じのものがああります。

それとあわせて、この譲与を受けることによって、そういった機能に関してもそうですし、後の維持管理等も町村にかかってくることもあるんですけども、それは今まででしたら、共有等は必要だったものが、町村での判断によって最大限の尊重はされるということは大きなメリットかなと思います。

予算で本年度計上させていただいておりますけども、譲与を受けますと即その後維持管理費がかかってくるということがございます。そうなりますと、その位置の関係とか、そういった今までに明示とかされてる分が、機関委任事務で今までは県でされておりました。そういった書類の整理等も含めまして、いろんなまだまだ難しい問題が山積しておると思うんですけども、そういったことを含めて、本年度からその整理に当たっていきいたいということが、その費用を計上しておる金額であります。それは本年度だけの事業ですから、今年度は全部その費用でできるというものではないと。まだ下準備等もございますし、そういったことで今後していく中で、分割してある程度資料して、それ

を最終的には機械的な管理ということができるような形で持っていきたくないふう
に考えております。

○森河委員長 藤本課長。

○藤本都市整備課長 上宮公園の維持の関係でございますけれども、最近際立った形で落
書きとか、そういうことについては聞いておりません。この上宮公園の維持について、
園内の清掃については2時間程度150日ぐらい行っておりまして、それとまたトイレ
については、1時間ぐらいですけど、240日ぐらい行っておりますんで、そのときに
いろいろ状況を見ていただいて報告も願っております、もし何かあればすぐ対応する
ということにいたしております。

○森河委員長 里川委員さん。

○里川委員 多分気をつけていただいていると思うんですけども、今までいろんなこと
があったりしてましたので、ごみなんかも一緒ですけど、きれいにしてあったら汚しに
くいとかなんか点あると思うんで、維持の方、またご苦労をかけると思うんですけど
、ぜひ努力していただきたいと思います。

水路とか里道の問題なんですけれども、非常に課長から丁寧に説明していただきまし
たのでよくわかりました。今後は町としての責任的なものは重くなってくると思うんで
すけれども、その辺につきましても、より住民本位の運営ができるようになるのではな
いかという期待も持てますので、またそちらの方も努力していただきたいと思います。

○森河委員長 ほかにございませんか。

小野委員さん。

○小野委員 今の里川委員の質問でもう少し聞かせていただきたいんです。法定外公共物
譲与申請に関してですが、私は以前、昔した経緯もありますので。

この委託を、どのような業者に委託されようと考えておられるのか、まず聞かせてい
ただきたいのと。

それと先ほどの里川委員への答弁の中で、今後水路の改修をする場合に、今まででし
たら、地元の水利組合の事業としての60%の補助金ということで、水路の改修工事な
んかを行ってこられたと思うんです。国有財産ということで。だけどこの譲与申請が全
部終われば町有地なんですね。地元の水利組合さんにそれだけの負担をお願いできるの
かなと、ちょっと素朴な疑問がわいてきたんです。以前はそういうことを全然考えてい
なかったんですが、そういうふうなことも踏まえてどのようにお考えなのか。

また今度里道については、町道ということで、全て現在でしたら建設課で明示を確定していかなければならない。そういうことになってきますので、今の人員では、これも一般質問のときに私は心配しているということを申し上げてきましたが、次年度からこのように事務委託もされて、そして受け入れる体制を整えていく段にも、やはり今のメンバーではちょっと少ないんじゃないかなと考えています。

そのような点、どのように考えておられるのかお聞かせ願いたいと思います。

○森河委員長 堤課長。

○堤建設課長 まず今現在、水路なり、里道につきましては、地域の方で機能管理、水利組合なり、また自治会なりしていただいているという状況でございます。そういったことについて、本年度予算化をお願いしておるんですけども、その中でやはり調査として、我々としては公の関係の機関なりの調査もありますし、また地域へ入っての確認調査も必要になってこようと思います。そういったことも含めて、本年度からその整理を行っていきたいということがあります。

その中で職員の人員関係ということがあるんですけども、これは業者の方へ委託をしていこうということを基本に考えています。それがあくまで、公の機関なりの調査が主になっていかないと、まず基本的な調査をしていかないといけないということがございますので、そういったことを含めて行っていきたいということでもありますので、職員関係については、その中でのそういった受けてからのことについては、まだまだちょっと今のところはどういう形で町が管理していくのかということもありますけども、そういったことも最終含めた中で、このあと残りの期間の中で、そういったこともまとめていかなければならないし、今現時点では、そこまでの形のことについては、まだ考えておりません。ですけども、質問者が申されているように、管理上の問題がきますので、そういったことも含めて、この中で考えていきたいなと思っております。

○森河委員長 小野委員さん。

○小野委員 どのような業者に委託されるのか。それは入札にかけられるのか、随意契約なのか、それらについてどのように考えておられるのか。

○森河委員長 堤課長。

○堤建設課長 担当といたしましては、一つは最終でき上がる形としては、書類だけでやればあとの町担当として管理するのなかなか難しいと。範囲も斑鳩町全域というぐあいになってきます。ですから、それをあくまで機械化に持っていこうとすれば、そういっ

た資料として、最初からそういう形での業務調査をしていかなければならないということがありますので、これにつきましては我々としては、そういった専門業者の方に委託をしていこうということで考えております。

○森河委員長 小野委員さん。

○小野委員 専門業者というのはいてないんですよ、残念ながら。こういう法定外公共物譲与申請という手続は、専門業者というのは多分いてないです。全国的にも初めてやることですから。

だから各自治体はいろんな業種の方が、この譲与申請をするにつけて、いろんな方がいろんなやり方、いろんなどういふことをやっていかなければいけないかという形でまずやっただけで、だから、いきなり譲与申請事務委託料ということで、今予算を組んでおられるので、私としてはそういうことは全部精査されて、どういふ業種の人、またいろんな業種でも入札にかけられるのか、そういうことがもう終わってるんかと思ったんですが、その専門の業種を具体的に何なんですか。測量コンサルなのか、行政書士のそういう方なのか、申請ということに関しての事務をやっている中に、税理士なのか、弁護士なのか、どういふ業種と考えるおられるんですか。

○森河委員長 堤課長。

○堤建設課長 業種としては、一応我々はコンサル業者いうんですか、そういった形で考えております。

○森河委員長 小野委員。

○小野委員 ということは、コンサル業者でしたら入札をしていかれると、そのように考えていてよろしいですか。

○森河委員長 堤課長。

○堤建設課長 基本的に入札という形で考えております。

○森河委員長 小野委員さん。

○小野委員 先ほどから課長の答弁では、私は全く失礼な言い方かもしれませんが、この譲与申請の内容というのは、把握されてないんじゃないかと。その仕事自体の内容もはっきりいって、これは課長だけじゃないと思います。いろんなこのことに携わっていく者は、まだどういふ申請をしたらいいのか、どういふ調査をしたらいいのか、どういふことによって、この譲与を受けられるのか、まだマニュアルはいろんなところから来ていると思います。それも、これが正解やというのではないんです。それらの研究をまださ

れていないと思いますし、私はそのコンサルにそういうことも、コンサルは当然自分らの仕事だということで営業に歩いていることは事実だと思うんです。それが確実にできるか、できないかというのはまだ未定だと私は考えています。

だからそれらについて、もう少し先ほどの述べさせていただいたとおり、登記業務と測量業務の履き違いというんですか、重なりのことでの認識が少し不足していたように思うことで、やはり経費的高なっているということも考えられますので、そこは十分必要なことを、ほかの自治体、またそれらを先進的に研究しているところへ問い合わせをされてから、先ほどおっしゃったような、この1年だけじゃないというのは当然そうだと思うんです。その研究重ねるのもいいと思います。それを申し上げておきます。

それから急ぐ中で、先ほども触れましたが、登記業務について昨年奈良市で監査請求がありました。近隣の三郷町でも監査請求、不正契約があったとかというのがありましたけど、それらの結果についてどういうふうに承知されておりますか。監査事務局の方でも結構ですが、お願いします。

そしたら、奈良市の登記業務に対しての随意契約とか、三郷町での登記業務での随意契約に監査請求されたということをご存じですか、職員の方。

○森河委員長 堤課長。

○堤建設課長 今ご質問いただいております奈良市の監査請求の関係については、最終の中での資料をいただいております。また先ほど言われました三郷町の関係についても、資料としていただいておりますが、これについても双方ともにその規格をされているというのが実態です。

以上です。

○森河委員長 小野委員さん。

○小野委員 同じ行政をあずかっておられる方で、そういうことでちゃんと資料としてお持ちということで安心しております。

次に、132ページの負担金補助及び交付金、河川総務費の予算なんですけれども、この中で難しい問題じゃないんです。説明の中で蛾瀬井堰という字と、それからの参考資料の16ページの蛾瀬井堰と、先日的一般質問でも同僚の議員が話されたのもこれかなと思うんですが、これはどちらでもいいんですかね、虫へんであろうが、山へんであろうが。それはどうなんですかね。

○森河委員長 植村部長。

- 植村総務部長 正式には山へんでございますんで、これは間違いでございます。ご訂正
よろしく願い申し上げます。申しわけございません。
- 森河委員長 小野委員さん。
- 小野委員 ということは、どこかにこの管理組合の名前とかがきちっと登録されておる
んですか。住民登録のように、山へんできちっと書いてあって、こういう問題が発生す
るのかなど。私らも今までから虫へんで書いてあったところがあったように、例えばP
T Aのところ蛾瀬ネオポリスという地区名を、一緒に書いたような記憶もあるし、山へ
んにしてたんかなという余りこだわらなかつたと思いますが、固有名であつてどこか登
録してますの。
- 森河委員長 堤課長。
- 堤建設課長 今の部長の方から答弁があつたんですけども、これにつきましては管理組
合の規定がございます。ですから、それについて再度確認させていただきますので、よ
ろしく願いしたいと思います。
- 森河委員長 小野委員さん。
- 小野委員 138ページの開発指導調整費、その中で19節に郡山土木事務所管内建
築・開発行政連絡会負担金、私が先ほど農業委員会のことでいろいろ話をしました。そ
の中でも、この都市整備課の担当の方でも、このように連絡会をされていると思うん
です。郡山土木といういろんな連絡を密にされていると思いますので、先ほど農業委員
会のことで話させてもらった。やはり建物、違法建築というものについては、連絡を密に
して、いろいろ助成していつていただきたいと思いますと思いますが、この建築・開発行政連絡会
というのは、どのようなこととお話されているのか、問題があつた場合にされているの
か、ちょっと教えてもらいたい。
- 森河委員長 藤本課長。
- 藤本都市整備課長 この開発に係る協議会については、郡も担当者として会議を持
っておりまして、今回の場合だったら、既存宅地制度の改正とか、都市計画法の改正と
か、いろいろそういう問題が生じてきております。そうした改正内容についての研修会
とか、そういうことについて郡山土木管内の各首長、そうしてまた郡で協議をさせて
いただいていると。今後、今ご指摘の事項等についての取り扱いについても、そういう場
で議論していきたいと思つています。
- 森河委員長 小野委員さん。

○小野委員 最後に141ページの住宅整備費のうちの公営住宅建設実施設計委託料なんです、この委託方法、コンペではないと思いますし、設計委託料の入札をされるのですか、随意契約なんです、その辺はどうなんです。

○森河委員長 堤課長。

○堤建設課長 委託料の入札か随契かということなんですけども、これは入札という形で考えております。

それと先ほどの蛾瀬井堰の管理組合の規定につきましては、管理規定の中では虫へんを使っておりますので報告させていただきます。

○森河委員長 ほかにございませんか。

松村委員さん。

○松村委員 一言だけ大事なことなのですが。

私は先ほどのように言いましたが、現在の路線のバイパスには反対しております。それから、きょうの資料で補足したいのは、景観保全対策事業、景観と緑を大事にするという見出しだと思いますが、その哲学とバイパスをそこへ通すという哲学とは、相矛盾していると思っています。それだけをつけ加えておきます。

○森河委員長 ほかにございませんか。——ないようでございますので、これをもって第7款、土木費に対する質疑を終結いたします。

次に第8款、消防費についての審査に入りたいと思います。

理事者の説明を求めます。

植村総務部長。

○植村総務部長 それでは第8款の消防費につきましてご説明申し上げます。

予算書の142ページをごらんいただきたいと思います。初めに第1目の常備消防費についてでございますが、西和消防組合経費の負担といたしまして、前年度とほぼ同額の2億7,233万9,000円を計上いたしております。

次に、第2目の非常備消防費についてでございますが、日ごろから町民の安心と安全、生命、財産を守っていただいている消防団の活動等に要します経費と、地域において初期消火活動における消防力の充実を目指し、自主防災組織の育成を図るための経費を主としておまして2,243万2,000円を計上いたしております。

次に、144ページをお願いいたします。第3目の消防施設費でございます。消防施設、消火栓や消防コミュニティセンターの維持管理に要する経費といたしまして

1, 003万3, 000円を計上いたしております。

次、第4目の水防費でございます。これにつきましては、水防警戒に要します経費といたしまして16万5, 000円を計上いたしております。

次に145ページに移ります。第5目の災害対策費についてであります。本年度は333万3, 000円を計上いたしております。前年度と比較いたしまして1, 467万2, 000円、81.5%の減となっております。まず災害用の備蓄についてであります。人口の1割を避難者として想定をする中、年次計画に基づきまして本年度は食料1, 000食、毛布100枚を追加で備蓄してまいりたいと考えております。

また、平成9年度から3カ年間実施してまいりました小学校区別防災訓練、また前年度は町内全域を対象といたしました総合防災訓練を、本年度は郡総合防災訓練といたしまして位置づけいたしました。効率的な連携強化と地域住民の防災意識の高揚を図ってまいりたいと考えております。また、災害等による非常緊急時に住民への情報伝達手段として整備を図ってまいりました音声遠隔制御システムの制御卓上盤の整備、携帯用町防災無線機の増設の経費といたしまして260万円を計上いたしております。

次に、第6目でございます。消防第2分団詰所建設事業費についてでございます。安全で快適なまちづくりに向け、法隆寺地域の消防・防災活動の拠点にふさわしい施設といたしまして、消防第2分団詰所の移転整備に取り組むため、その整備事業費8, 800万円を計上いたしております。

以上、第8款の消防費についての説明とさせていただきます。よろしくご審議の方お願い申し上げます。

○森河委員長 第8款、消防費についての説明が終わりました。

それに対する質疑をお受けいたします。予算に関する説明書の142ページから146ページまでです。質疑のある方はどうぞ。

里川委員さん。

○里川委員 予算書145ページの消防第2分団詰所建設事業費のところにかかわって、確認をさせていただきたいと思うんです。今までの契約と今度、定期借地つきという形の契約になるというふうに聞き及んでいるところなんですけれども、契約の形態というんですか、その以前の契約と今回の契約とでは新たに取り決めが変わってくるのであろうかなと思うんですが、一般的な場合の定借の契約というのは私も知っているんですけれども、そうすると一定の保証金なども差し出したりとか、また第三者が入ったりする

ような形で、1対1だけで契約をしていないというような状況があったりとか、いろいろ個人がする場合はいろいろあるんですけども、行政が定借をする場合のこの契約の形態というんですか、私は全くそれがわからないので、それをちょっと教えていただけたらと思うんですが。

○森河委員長 西本課長。

○西本総務課長 土地の賃貸借契約でございます。町といたしましても、この長期間にわたります土地賃貸借契約につきましては初めてなもので、私どもも土地賃貸借契約書という形で弁護士さんにご相談申し上げまして、土地賃貸借契約書というものを用地の借地につきまして締結していきたいと思っております。

ただ、先ほど申されました保証金の関係、こういったものについては今回の場合には含んでおりません。保証金はなし。それから三者の契約になるのかということですけども、当事者と役場との二者契約というふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○森河委員長 小野委員さん。

○小野委員 今の課長の揚げ足を取るような質問になってしまうかも知れませんが、今度賃貸借契約書を作成するのが初めてというような言い方なんですけど、ということは、今までそういう賃貸借でしてるものはないのかなというふうに素朴に思いましたんですけど、ちょっとそれはどうなんかな。

○森河委員長 西本課長。

○西本総務課長 このように長期に、賃貸借契約書、50年というように考えております。それで長期にわたる契約ということで、例がないということをお願いしましたので、短期的には多々いろいろあると思っております。

○森河委員長 小野委員。

○小野委員 ということは、今まであの場所については駐車場用地として、これも66万円という賃貸借ですね、使用貸借じゃないから、契約はなかったと考えてよろしいですか。

○森河委員長 植村部長。

○植村総務部長 それにつきましては、前にも申し上げましたように、農地に一時転用の中でお借りしているということで契約書は結んでおります。そういった中で、たしか3年間の規定の中でやってたと思っておりますけども、そういった中で契約等をいたしております

す。

○森河委員長 小野委員さん。

○小野委員 それはどちらにしても、農地の賃貸借じゃなくて、賃貸借契約で駐車場に使うというような形であったんだと思います。

今回は弁護士さんに相談されて、そこまでして賃貸借契約を結ばなくてはならないというのが、私はちょっと腑に落ちないんですが、先日の一般質問で同僚議員が質問された中で、内容的にはいろいろわかっております。このことで私は少し説明をしていただきたい。ほかの視点からの説明をしていただきたいと思うんですが、この場所が、3月31日まで供用していく参道西駐車場ということで、そこへ建設されるということについて、まず参道西を閉鎖するについての、町のいつそういうぐあいに閉鎖を内部で検討されて、決定されて、委員会とかに報告していただいたのかと。それと並行して、この第2分団詰所の建てかえ、どこから文書でどういう形で要望があつて、また去年の6月には、きょう傍聴においでの方の浅井議員がそういう要望、一般質問して、これは資料があります。これ以外でいつの総務常任委員会でそういうことを提案されたのか。また内部的にいつ協議されたのか。それと賃貸借の契約について、地主との交渉はいつどのような形でどちらが言ってなったのか。この契約については、3月31日までは有効だったと思いますので、それらをちょっと控えさせていただきたいので、ゆっくりと言ってもらいたいと思います。

○森河委員長 西本課長。

○西本総務課長 消防第2分団の移転の経緯でございます。

まず消防団の方から、1分団の消防コミュニティセンター整備後に、3分団、1分団と消防団の方で整備をしてまいりましたので、次は2分団の整備かなという流れの中で、平成8年以降年末警戒におきまして、町長、議員さんに消防団が要望をされていたように聞いております。またその際には、やはり場所は法隆寺の門前がふさわしいということで、そういう要望もあわせてあったように聞いております。

それから、その後町としても用地の確保に努力するかたわら、消防団におきまして、地元であるということで用地の確保の協力もお願いしてきた、また情報の提供もお願いしてきた経緯がございます。

それから、先ほど質問者が申されますように、平成12年6月議会で、2分団の整備について一般質問がなされました。その中で、今後担当常任委員会や消防団とも、十分

な意見を賜りながら検討していく旨の答弁したところでございます。

また、同じく平成12年6月の消防運営委員会におきましても、消防団第2分団の整備について意見が出され、この中で早急に法隆寺参道付近で場所の選定を行い、建築をしていきたいという理事者側の答弁をしております。

それから、参道西駐車場の廃止につきましては、平成12年9月の決算審査特別委員会で、そういう質問が出てまいりまして、参道西駐車場を廃止する方向で考えていきたいという理事者側の答弁がありました。それを受けまして、現在参道西側駐車場の所有者に対しまして、もし廃止するとすれば、来年度第2分団の詰所として場所の用地の提供、基本的には購入を考えて、町の方が話に行ったところでございます。これが10月ごろであったと思います。

それから、二、三回事務所の方にお話をする中で、やっぱり売ることはだめだと、今西参道駐車場として貸しているけども、貸すのであれば考えてみようということのお返事をいただき、そして借りるのであれば、どのぐらいの費用が適切なのかということの検討する中で、再度交渉に行った経緯がございます。

そして11月ごろには、一定の先ほど来から申しております定期借地権付きの近隣の住宅の賃貸価格を参考に、所有者の方にある程度のご了解を得てきたところでございます。それを受けまして、平成12年11月24日の総務常任委員会におきまして、消防第2分団詰所を、法隆寺西参道駐車場の跡地に建てていきたいという意向を述べたところでございます。その際には土地は借地で年額税金を含んでですけども、270万円程度となる旨もご報告をさせていただいたところでございます。

その際に委員さんからは方針としては理解できると。ただ具体的な施設整備に当たっては、法隆寺周辺地区整備事業計画との兼ね合いに十分配慮しながら対応をしていただきたいという旨のご意見も出されたところでございます。

次に、平成12年11月28日の建設水道委員会で、参道西側駐車場の廃止に伴い、2分団詰所を予定している旨の報告がされたと聞いております。その際地代については賃貸で270万円である旨も報告されたと聞いております。

それから、次に平成12年12月13日の建設水道委員会で、委員から参道西側駐車場の閉鎖は慎重にさせていただきたいという意見が出されたと聞いております。それに対しまして、現2分団の詰所につきましては、民家と隣接していて苦情もある。また消防団から前々からの要望もある。また消防団員の士気の関係等を考慮して、参道西側駐車

場の跡地に移転整備するのが、一番よいという理事者側の答弁をいたしております。

次に、平成12年12月15日の消防運営委員会を開催いたしております。この場におきましては、総務常任委員会の委員さん方と消防団本団7名の役員さんが一緒になってこの運営委員会を行っておりますが、この中で消防団第2分団詰所移転についての経過と移転場所、そして基本的な移転方針について説明をさせていただいております。この場におきましても委員から地元消防団の意見も十分反映させるようにという要望もされたところでございます。

次に、ことしになりまして、2月19日の建設水道委員会におきまして、委員から駐車場廃止後の跡地利用についての質問がされ、歴史的街路整備事業の基点としてふさわしい整備、そういったことを踏まえながら全体計画を進めているものの理事者側の答弁を行っております。またその中でも借地は避け買収すべきであり、借地と購入でどちらが得か、また用地の大きさについては広すぎるのではないかという意見が出されたと聞いております。

そしてその明くる日の2月20日総務常任委員会で、第2分団移転建築概要及び平面図等を資料として委員会に提出し、ご意見を賜ったところでございます。

それから、せんだっての3月6日の議員さんの一般質問で、この第2分団の整備計画について借地面積、分団としての必要面積、必要駐車場面積、借地契約期間と料金、なぜ購入しないのか、急を要すると思えないが待てないのかという質問に対して、一定の答弁をさせていただいたところでございます。

以上が今日までの経緯でございます。

○森河委員長 小野委員さん。

○小野委員 詳細にわたり説明していただいております。二、三ちょっと聞きとれてなくて、また変な質問になるかもわかりませんが、要は1分団が消防コミュニティセンターに移転した。その後、平成8年に、そういった年末警戒なんかで激励というんですか、お邪魔しているときにいろいろ消防団員の方から、口頭で要望があったと。1分団がきれいになったんやから、2分団もというような話だったと思うんですが、したら、私は1分団に所属していましたんで、旧の詰所というのはいろんな意味で内容を知っています。確かに夜警に行ったときにもものすごい入団当初の消防団員としてはひがんでいたんですよ。その2分団とか、前の3分団の詰所なんか立派で、当時から見ると。私が消防団に入った時分には、1分団はそれらに比べれば、隣の花が赤いとかとい

うんじゃないくて、格段の差があった。例えば、畳の枚数といったら半分ぐらいしかないんです。それで土間があって、寒いときにみんなそこにいてるんですよ。当然なんでこんな2分団や3分団は、畳の部屋も持って暖かいストーブもあるしということで、当然言いますわね。そしたら、先輩の人がこれは水防のときの用意もあるんだと。ぬれて帰ったとき、畳の部屋ばかりやったらどうするんやということで納得したんですよ。だからまことに申しわけないんだけど、詰所というのはそこでずっと待機しているところではないんです。そこで着がえたり何やかんやする休憩する場所なんです。だから何も畳の、今度は手狭やとかいうような話もありますねんけど、そういうことはさておいて、そしたら前の1分団の詰所は何年に建て、その今消防コミセンは何年8年ぐらいに向こうへ移動できた。何年間あそこにあっただんかちょっとわかりますか。

○森河委員長 西本課長。

○西本総務課長 1分団の方ですね、今手元に資料がございませんので、後ほどお答えしたいと思います。ご了承いただきますようお願いいたします。

○森河委員長 小野委員さん。

○小野委員 いや、もういいです。

まず消防団の詰所で、1分団がああいうぐあいに消防コミセンという形になったから、3分団が安堵王寺斑鳩線ですか、その用地の方でのということで、今のところに引越したと。そういうので、2分団もというのはこれはわかるんです、意味は。だけど今そしたら何でこの前の同僚議員が一般質問されておる中の通告書の中に、財政難のとき第2分団にお願いしてきたんやから、もう少し待っていただけないのかと。そういう話はやっぱりどうしてもできないんですか。

○森河委員長 小城町長。

○小城町長 待っていただけないかというよりも、やっぱり6月議会でも一般質問されますように、ずっと消防団を務めてこられた中で、やっぱり私の願いとしては第2分団を早く移転をしてやってほしいということをご要望されています。ただ第2分団を見ますと、いつも年末警戒でも、あるいはそういう何かあるときに行きますと、隣の民家の応接間が見えるということで、それは大分回りの方に、いろいろと怒られているという言い方は語弊がありますが、かなり問題が、まだ残っているという感じがあります。ある意味で快くなかなかその方が対応してくれない。いろいろな関係で町としてもお願いするわけです。

そういうことを踏まえました中で、あの階段も考えますと、非常に急な階段であります。年末水をまいたら周りが凍結してすべってしまうと、そういうこともございますし、やっぱりそういう事を踏まえた中で、待ってくれということをやっぱり言えればそれが一番いいですけども、みんなが少なくともボランティア的な気持ちで、みんなの生命財産を守ってやろうという気概の中で、私はそれにおこたえするべきであろうということで、私としてはそういう気持ちでいます。

○森河委員長 小野委員さん。

○小野委員 そしたらその隣接の方の家は何年に建築されたんですか。たしか消防の詰所ができて、その後だと思えるんですよ。あそこへ建築されたのは。そのように思えるんですが、そういう隣接の方からの苦情もいつごろから、どれぐらいの範囲で、どういうぐあいに、町へとか消防団へあったんですか。

それと私はあそこにずっと詰所があるということはいいことではないということとはわかるんです。トイレもないから。最近だと思えるんですよ、簡易トイレをあそこ置いたと思います。確かに昔は1分団のトイレかてもう難儀するようなところで、いろいろ夜警で行っている場合、私らは確かに難儀したんは事実です。だけど、隣接の民家が言われるということで、はよ出やならんということもわかっています。ただ、先ほど西本課長から説明していただいた中で、私は建設委員会に所属していますので、建設委員会での流れというのはつかんでいます。私の認識では、決算特別委員会は知らなかったし、どういう質問の中で廃止する方向で考えていくことをいただいたのか、これはちょっと資料に載っていないので、また後で議事録を見ておきますが、その質問はどのような意味で質問されたのか。どのような質問内容だったのか、今手持ちだったらちょっと教えてほしい。

○森河委員長 小城町長。

○小城町長 私の記憶では、その質問された方は参道西駐車場がシーズン通してそんなに車も入っておらない。そういう状況で今後進めていくのかというふうな質問であったと思います。その答弁としては、13年度は廃止したいという答弁をしたと思います。

○森河委員長 小野委員さん。

○小野委員 町長の違っている。議事録、だれか持ってないんですか。後でそれは聞きます。それで十分調べます。

それで、たしか私の記憶では、9月決算特別委員会の後、建設水道常任委員会で、私

が委員長を務めてますので、町営駐車場特別会計の補正予算を上程したときに、説明後委員さんから何ら質問はなかった。それで審議を終結集結して終わろうとしたときに、町長がこの参道西駐車場を廃止する傾向ですということで、私は初めて聞いたんです、そのときに。決算委員会を傍聴してなかったから、わからなかったのは悪いんですが、初めて聞いたんです。

それについても、すぐにその日に私は助役室に行っただけです。そしたらちょうど助役室に、助役と総務部長がおられて、あそこを廃止して何か町長考えておられるのか聞いたら、はっきり申し上げて助役とも打ち合わせはしておられなかったみたいです。その中で第2分団の建てかえも、町長の頭の中にはあるんじゃないかなというようなことは聞かしていただきました。

その足で今度は清水部長のところへ行きました。担当の部長ですので、その廃止について部長は何か聞いていたのか。何も聞いていない。そのような状態で、そのときにも言ったんですよ、あそこを廃止するということと、その後の分団の詰所を建てるということは、今までの賃貸契約の中で聞かせていただいたのは、建物とか構造物、構造物といっても経費節減のために人件費を節減するために、自動の遮断機みたいなのを、あれらを設置したら人件費も助かるから、結果的に11年度の決算では、あの駐車場は40万円ほどの赤字出てたらしいんですよ。そしたら、そういうものに変えていけば、それもクリアできるかと違いますかという議員さんからもそういうの出たら、建物そういう物すら建てることは賃貸借契約にうたっていないと、だからできないんだと、そういうことだったんです。

それが、10月ごろ地主さんところに行かれたと。これは11月ごろに地主のところへ廃止するということで行かれたのか、あそこへ建てさせていただきたいということで行かれたのか。この担当者は名前は結構ですが、都市建設部の者なのか、総務部の者なのかどちらの方が、10月ごろ地主に初めてあの物件を変更したいということをお願いに行かれたのですか。

○森河委員長 植村部長。

○植村総務部長 総務の私が担当課長と一緒に参りました。先ほどの決算委員会の関係でございますけども、これにつきまして私が持っております議事録の写しでございますけども、9月12日でございます。委員さんからの質問の中で、ちょっと朗読させていただきますが、「年々ピーク時に比べて少なくなっている中で、例えば法隆寺観光自動車

駐車場のそばにある参道西観光自動車駐車場、あるいは三井の駐車場ということの中で、今後やはりずっと少なくなっても維持していこうとされるのか。それとも民間が駐車場をやっていく中では、例えば参道西駐車場はもう閉鎖するとか、そういうような形での検討をされていくのかどうか。考え方があったらちょっと教えていただきたいと思います。」という質問に対しまして、町長の方から「今定期的に参道西の関係等については、市の許可の関係等整理をしておりますけれども、実質1日二、三台で人件費が6,000円ほどかかるということになれば、そういう問題等考えますと廃止の方向に考えていきたい。あの場所等についてはまた所有者と話し合う中で、一つの何らかの方策を考えてまいりたいということで、廃止の方向に進めていきたいと思っています。」という答弁をされています。

○森河委員長 小野委員さん。

○小野委員 今その中には、その廃止ということを決算委員会でおっしゃっているということでしたら、それまでの建設水道常務委員会で、歴道のことについてもなぜあの位置が参道西駐車場だと。そういうことであれが基点となって、藤ノ木にへと行かれる。そういうもので廃止という言葉が、そうして安易に出るということに対して、私はおかしいと思います。片方の常任委員会では、13年度から始めていきます歴道の整備、その出発点、そこから散策していただこうと。藤ノ木という立派な遺跡があって、これを整備していく上で、その出発点はどこなのか。参道西駐車場だと、そのように明確に建設水道常備委員会では、その前の、一回議事録を調べてみてもいいと思いますけど、それまではそういう答弁しておられるんですよ。その1カ月も2カ月もしないうちに、それを廃止するんだと、決算委員会やいうことでそんなことの話がされるということなんですか。そんな思いつきだけで、行政やっておられるんですか。

今のその質問者は、三井についても、どういう考えやということ聞いておられるんです。三井についてはいろいろな理由もつけておられるんです。参道西についても、当然私は建設水道常任委員会で、その歴道の整備について、いろいろこれから計画していると。公園用地も買うということで、みんなそれを了承してきているんです。その出発点、基地やということ建設水道常任委員会ではっきりと明言していて、その9月の決算委員会と考えると、少なくとも6月議会では、そこを出発点とするということ言うてるはずですよ。そんな大事なことを欠落させて、そしてどんどん違う総務常任委員会で、消防団のためやと当たり前の話をそうして進めておられるということには、

私は憤りを感じておるんですよ。

そしたら仮に、参道西駐車場が廃止できなかつたら、どないしようと思ってたんですか。そしたら、これらの件については、私はもう全く思いつきでこういうことをしておられるということで、今年度のいつものそうですよ。12年6月議会で同僚議員が質問されている中で、同僚議員は財政の苦しい中大変申しわけないんですけどと言って質問されている。また、一定答弁があった後、町の財政も苦しい中お願いしますと言うている。議員さんも、そしてみんな苦しいということは認識しているんですよ。

そしたらこの第2分団の詰所が立派なものができたら、住民はどういう見方すると思っはりますの。当然予算の大前提で、安定な財政運営が行えるよう住民生活の視点に立った予算となるように、そういうことです。分団の方に対して、物すごく住民からの見方が変わるんじゃないかなと、それを心配しているんですよ。何で絶対にこれが今実行されたら、ほかの住民から2分団って物すごく財政がいいねんと言われるのはもう必至ですよ。

やっぱり一般質問でされた合併浄化槽の件、これなんか全くあと4年待っていただければ、この費用は要らないんです。それらのことがあって、私は予算のことですから、別に予算を組むことに対しては、私は2分団のために予算を組んでおるということは別に異存はないです。ただ、それを執行するにつけての、先ほどの話も同じことですが、執行するにつけては慎重にいていただきたいと言っておきます。

そして145ページの実施設計委託料ということで282万円を委託料ということでされておりますが、先日の2月20日の総務委員会に、平面図とかきれいな、それを総務委員会に提出されました。私19日にできたらあるんやったらほしいけどというような委員長からのお願いをしたんですが、やはりそれは総務委員会に対して失礼だという気持ちがあったので、後でいいわと。総務委員会が終わった後、資料として私も見てびっくりしたんです。そのときに初めて気がついたんです。合併浄化槽、トイレの大きい。それが先ほど西本課長さんがおっしゃった歴道とか、そういうようなことに関連しての、建設水道常任委員会からの要望だと、やはりそれを基地にしているんです。だけど、この一般質問の中で33台の駐車場、それは団員が33名おられるから33台要るのかどうか知らないけど、緊急性がある人らの車置き場所、もし観光客がそこへとめていたらどうするんですか。それと、とめられないから、出口を防ぐような形で消防自動車が出てしもうて、そしたら観光客が帰ってきたら出られない。そんな事態が想定される

んですよ。私は基本的には、消防コミセンのああいう複合施設はよくないということは、あれができた時点でも一般質問でもしました。消防の詰所というのは、緊急性があるんです。消防署の前にそういう集合できるようなものがあつたらどうするんですか。全くこの計画というのは、思いつきで何を考えているのかということでは理解できません。

そのことで、この実施設計委託料という、今から実施設計されるんですか。もうできているんですかどちらなんですか。

○森河委員長 西本課長。

○西本総務課長 まだ実施設計の方はできておりません。この予算が通りまして、新年度になりますと、すぐ実施設計の業者の入札を行い、この実施設計に取りかかる予定でございます。

○森河委員長 小野委員さん。

○小野委員 そしたら、2月20日に総務委員会で提出されたあのきれいな図面、あれはあの経費はどこから出されたんですか。

○森河委員長 西本課長。

○西本総務課長 この経費につきましては無料でございます。費用はかかっておりません。

○森河委員長 小野委員さん。

○小野委員 費用がかかっていないというのは、職員さんでかかれたり、設計されてかかれたと理解してよろしんですか。

○森河委員長 西本課長。

○西本総務課長 これにつきましてはこの図面をかいていただく方に協力いただいたというふうにご理解いただきたいと思います。

○森河委員長 小野委員さん。

○小野委員 奉仕していただいたと。業者ですね。その人にかいていただいたと。全くの無料だということは、ただより安いものはないんですよ。そのことだけは言うておきます。この第2分団詰所建てかえ費用については、そういうことで終わっておきます。

それともう1点。145ページの工事請負費、音声遠隔制御システム卓上板増設工事、これは俗に有線のことだと思うんですが、それでよろしいんですか。

○森河委員長 西本課長。

○西本総務課長 音声サイレン遠隔装置のことでございます。

○森河委員長 小野委員さん。

○小野委員 昨年の7月6日でしたか、富雄川溢水災害で一番住民にとって意味がわからなかったというて、苦情が来て、私も一般質問しました。同僚も議員もたくさん質問しました。そのサイレンが何やったかわからなかったと。これは災害対策には私は余り効果はない、むしろ邪魔なもんやと考えております。

そういう意味で9月議会で、私はFMの河合町、上牧町、それから王寺町が契約しているそれらはどうですかということで質問したと思うんです。そのときは検討しておくということでしたが、今回それらは多分組んでおられないと思うんですが、わずかな費用ですということも言うてました。それらについてどのような検討をされて予算に組んでおられなかったのか。やっぱり財政が苦しかったか、教えてください。

○森河委員長 植村部長。

○植村総務部長 この関係につきましては、広域圏の中で、既に100万円の中で金を出しておられたということでございます。そういった分の見直しをする中で、今回各1町20万円という積算で100万円を140万円という形の中で、業務をしていこうというような方向で進んでおります。

○森河委員長 小野委員さん。

○小野委員 広域圏の7町で、一括で契約するということがあると理解したらよろしいんですか。

○森河委員長 小城町長。

○小城町長 これは私が広域圏の会長のときにご依頼を受けて、私自身も斑鳩町で100万円という契約をさせていただいたわけでございます。その中でいろいろと費用が足らんというご要望等が出てまいりまして、その中で広域の7ヶ町、今河合町長ですけども、100万円という中で、一応1町20万円ということで、もうこれをお願いできないかということで、おっしゃってご了解を得たということです。

小野委員おっしゃっている関係の形は、北堯の3町につきましては、王寺も領域の中に加わってますから、河合、上牧は一応させていただくと、生駒郡の関係等については、それに加わらないということで来ておりますので、そこらの関係等を、郡の関係もございしますが、一応今の状況では、将来的に私はやっぱり奈良テレビと一緒にですけども、やっぱり債券を出している市町村が協力をしていくのだったら将来的には。それを毎年140万円ずっといったら、かなり大きな関係になってまいりますから、その辺のところをもう一遍整理をしていかなければならないと、一応広域圏の中でことしは20万円

という形で組ましていただいていますけども、やっぱりその辺の整理をしていかなと、メディアという関係等についてそれがいいのか、悪いのかということを考えなかったら、ニュースソースがあつて放送するわけですから、ただ私はその費用が足らんというのは、スポンサー、広告代がいろいろな問題が出てきている。私ども広域がスポンサーになっているのかということになってまいりますから、それがずっとこのまま続くというのがいいのか悪いのか、これもやっぱり情報公開等関係も出てこようかと思えますから、弁護士とも相談申し上げんと、私が会長のときにそういうことを創設してしまつて、こういうのはどうかと思えますけれども、とりあえず平成13年度は140万円と一町20万円ということで予算を組ましていただいています。

その中で小野委員ご指摘の関係については上牧、河合、王寺については、こういう関係については参加しておりますけれども、生駒郡、我々としては西和消防の関係もございまして、そういうことを踏まえる中で、今もそのような参加をしないということで、今現在こういう状況でさせていただいているということです。

○森河委員長 小野委員。

○小野委員 ちょっとこれはもう後で結構ですけど、たしかいろんな金額の差、緊急放送をかけるにつけて、営業にきていた分に2種類あつたと思うんです。ちょっと今記憶していないから。それを7町が入るから、広域圏で100万円ぐらいに値切つていただいたんやったら、それだけの範囲がクリアできてあるんやったら、それにこしたことはないと思うし、そういうものが、広域圏の負担金か何かで20万円予算を組んでおられるのがあるということで、契約は4月1日からできるですか。

○森河委員長 小城町長。

○小城町長 当初からFM西大和が開設されるときに私の方に来られて、何とかならないかということで、広域の7ヶ町として、100万円で契約をさしていただいた。そして今また、予算的にもう少し考えてもらえないかということで、そしたら一応13年度からは、一応20万円ということで、広域圏協議会の中の予算の中で、140万円を出していこうと。あとの関係等については、王寺、上牧、河合はその緊急放送とか、あるいは自分とこの番組等については放送する場合は自分のところの予算から出される。生駒郡としてはそれは入らないということで、させていただいたということです。

○森河委員長 小野委員さん。

○小野委員 私はそういう緊急連絡ができる状態にさせていただいているかどうか、してい

ただくんかということだけはわかったようです。

一般質問させてもろたときに、河合町、上牧、王寺が、こういう災害の緊急時のそういうことに、だから何か年度途中で、多分補助予算組んで契約をしたんだと。そういう緊急連絡できるようなシステムというんですか、それらをFM西大和としたということで、私は質問させていただいたんです。それから斑鳩町では、いろいろなこともありますので、検討していくという答弁は9月議会にいただいています。年度初めにまたそういうものを検討していただいて、予算に乗せてくるのかと思っていたら、町長から広域圏で契約したんだと、その費用は140万円だったとか、費用がどうのこうのやなく、契約、同じようなサービスを受けられる状態になるんですか。それだけ聞かしてください。

○森河委員長 小城町長。

○小城町長 それは王寺、上牧、河合とは別でございまして、それは恐らく便宜上はしないとします。

ただ私どもは、小野委員もおっしゃっているように、緊急事態にそういうものについては、メディアが媒介するというのは、これはもう建前でございまして、私としては生駒郡4町についてもそういう議論がありますから、やはりなぜお金を払わなければいけないかという問題になってこようと。当然事が起こったことが、速やかに新聞社にも事故があったら報告してくれと、一報くださいということによって、マスメディアというのはなされていくわけですから、それらの事を考えていかなかつたら、私どもの消防団である西和消防も広域7町で2億七千何ぼというお金を出しながら運営をしているわけですから、当然西和消防、あるいは消防の関係もございまして、また斑鳩町としても当然仮に防災時においても、必ず住民から通報がある。あるいは我々がどう速やかに行うかということが、危機管理の問題等が問われている状況だと私は思っていますし、できたら放送がメディアを通じて媒介された。そしたらそれを我々としてはどうあるべきかということ、当然もう報道は本部設置をして、当然対策にかかるということは当然のことですから、その辺のところをいろいろ議論させていただいて、そういう中では生駒郡4町としては参加してないということです。

○森河委員長 小野委員さん。

○小野委員 いろいろ140万円、100万円、20万円とかいろいろ数字言われたけど、結局河合、上牧がしているそういう契約はしなかったということで、検討したら要ら

ないと、危機管理についても要らないと町長が考えられたということによろしいんですね。そういうことですね。

○森河委員長 小城町長。

○小城町長 私は危機管理は当然やるべきことであると。ただ要らないというよりも、そういうことの判断の中で、郡で議論をしたら生駒郡としては、一応参加をしない。当然河合、上牧よりはちゃんと町として対応されていると。

○森河委員長 小野委員さん。

○小野委員 同じことばかり言っても、実質的には、それは要らないということですね。河合や上牧、それから王寺は補正予算まで組んで、それをしたんだと思うんですけど、年度途中やから。推測で物を言うたらいかんのかもわからんけど、契約した時点が年度初めやなかったという事実が、去年の途中でしておられると。やはり敏感に、たかだか四、五十万円、このように7, 370万円まで借金して、消防詰所建てるのは、これは何らいとわずに、みんなの住民のための、緊急の、そのことによって、もし災害が起きた場合に助かっておられるかわからん。そういうものもさえ見ないという考えだと、私はもう町長はそういう人だということでおしまます。

○森河委員長 喜多委員さん。

○喜多委員 災害対策で、もう一つ聞かせていただきたいんですが、防災会議の委員3名おられるということですがけれども、定期的になさるのか、突発的に事故が起きたときにぱっと開かれるのか、その辺ちょっとわからないので、防災会議委員さんのお名前と定期的に開かれるのかどうなのか。

○森河委員長 西本課長。

○西本総務課長 今現行防災会議の委員さんは定数15名おられます。まず、上から役職名を申し上げていきます。まず、会長は斑鳩町長でございます。それからあと郡山土木事務所、それから郡山保健所、西和警察署 ——西和警察署は所長と地域課長お2人が参画させていただいてます。それから斑鳩町の助役、斑鳩町の総務部長、住民生活部長、都市建設部長、上下水道部長、教育長、そして西和消防組合、それから斑鳩町消防団団長、それからNTT王寺営業所所長、そして関西電力王寺営業所の所長、以上15名でございます。

ただ今回3月議会で、この防災会議の委員について、郵便局と総合援助協定を締結いたしておりますので、郵便局の方についても、この委員に参画していただく旨の定数の

改正をお願いしているところでございます。申し添えておきます。

そのうちの3名は消防団団長とNTT王寺営業所、関西電力王寺営業所、この3名の方に報酬を払う予定でございます。あの方につきましては、公務員でございますので、重複給与となりますので報酬は計上いたしておりません。

それと防災会議につきまして定期的やっていくようになっております。

○森河委員長 喜多委員さん。

○喜多委員 年間に何回ですか。

○西本総務課長 年1回はやる予定でございますけども、平成10年の地域防災計画策定のときにやった後、まだ開いておりません。

○森河委員長 ほかにございませんか。——ないようですので、これをもって第8款、消防費に対する質疑を終結いたします。

10分間休憩します。

(午後 6時54分 休憩)

(午後 7時04分 再開)

○森河委員長 再開いたします。

第9款、教育費についての審査に入りたいと思います。

理事者の説明を受けます。

栗本教育長。

○栗本教育長 教育費の方の説明をさせていただきます。

平成13年度におけます施政について初日に述べられたところでございます。特に目標を達成すべく教育行政の方針並びに予算の概要についてご説明を申し上げたいと思います。

教育委員会におきましては、これまで日本国憲法、教育基本法、あるいは奈良県、または斑鳩町の教育方針に基づきまして、その目標の具体化に努めてまいったところでございます。幕があげました21世紀の教育は、高度情報化、国際化、少子・高齢化等が進展する中で、次世代の人間を育てるという大きな課題を背負っているところでございます。そこでこれまで以上に、学校、家庭、地域社会が、それぞれの役割を果たしつつ、手を携え力を合わせて、子どもたちの教育を進めていくことが大切だと思っております。

本町の教育におきましては、斑鳩町総合計画であります歴史と文化が暮らしの中に息づく新斑鳩の里を基本理念に置きまして、斑鳩町の教育方針の精神に沿った教育を推進していく上で、教育、文化、学術、スポーツの果たす役割は極めて大きいと考えております。このことを自覚しながら、人間性豊かな町民の育成と町民の期待に応ずるべき努力をしまいたいと考えております。

教育目標達成に当たりまして、各分野の方針の要点をいろいろ述べさせていただきたいと思っております。

まず第1に学校・園教育の充実でございます。新学習指導要領によりまして、平成12年度より幼稚園で実施し、小・中学校では14年度より実施されますが、その中でも一人一人の子どもたちが、ゆとりの中で発達段階に応じた基礎、基本を機軸として、生きる力を育成することを基本的な視点として強調されております。その趣旨を具体化するものとして、総合的な学習の時間が新設されているところでございます。

総合的な学習の時間では、国際理解、情報、環境、福祉、健康等に関する事項など複数の教科等で身につけた知識や技能を、相互に関連づけながら学習を深め、総合的に働かせる力を子供たちの興味や関心、または各学校の地域の実態に応じた学習に創意工夫を生かした教育活動の展開が求められています。

14年度からの実施に向けまして、斑鳩教育委員会の指導で各学校では、移行準備のため調査研究に取り組んでいます。特に東小学校では、平成12年、13年度県指定研究校として実践を積み、その成果を参考にして、より充実した総合的な学習の時間となるよう指導してまいりたいと考えてございます。

各学校では、新学習指導要領の内容の理解、あるいは認識については校内研修、郡教育研修会等で研修を重ね、その実態地域の実情把握の中で、子供たちが楽しく学べ、生きる力を育てることができる学校に、郡教育委員会としても支援してまいりたいと考えております。

次に、総合的な情報化の推進を図りますために、小・中学校におきましては、各教科や総合的な学習の時間の学習に、コンピューターを活用し、情報活用の実践力など情報化社会に対応した人材育成に努めてまいりたいと考えております。

また、学校における児童・生徒の問題行動の現状を見ますとき、不登校やいじめ等の問題、また心の問題に適切に対応するために、本年度もスクールカウンセラー事業を町単独で、また両中学校に心の教室相談員を、3小学校にふれあいフレンドをそれぞれ配

置いたしまして、児童・生徒の心身ともに健全育成に努めてまいりたいと考えております。

また、人的な教育条件の整備といたしまして、直接の担い手であります教職員の資質、力量の向上を図るとともに、教育活動を円滑に行うために、教科補充、障害児教育の充実などに対応するため、定数外において町費講師の配置を行い、学校教育の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、幼稚園教育についてでございますが、幼児を取り巻く状況の変化、また人間形成の基礎であることから、保護者と地域のニーズの多様化等に対応するため、幼児教育の専門施設であります幼稚園を中核に、家庭、地域社会における幼児の教育をも視野に入れつつ、小学校との連携や保育園との連携を図りつつ、幼児教育の全体についての施策を総合的に展開することが必要であることから、その実現に向けて取り組んでまいりたいと考えています。

続きまして、第2に生涯学習体制の整備でございます。

成長型社会から成熟型社会への変化、物の豊かさから心の豊かさを求める社会に変わりつつある現代、生涯学習の推進は真の豊かさを住民の中に現実化していくためのものであり、すべての住民はみずから選択によって、いつでもどこでも必要に応じて学べる条件づくりに努めていくことが大切であると考えています。まなびのまち斑鳩の実現に向け、総合的体系的に推進するための諸施策の実現に努めてまいりたいと考えているところでございます。

まず、開館5年目を迎えました町立図書館でございますが、1日の平均利用者数が平成11年度は728人、12年度は12月末現在870人、また町内在住者の登録率も47%と、多くの方々に利用いただいているところでございます。今後も引き続き、図書館運営の充実を努めてまいりたいと考えているところでございます。

また、学習活動支援設立整備事業につきましては、補正予算の専決をさせていただき、平成12年度に機器の設備整理を行い、13年度に情報通信技術講習会事業、いわゆるIT講習会を開催いたします。年間50回の講習会を開催いたしまして、1,000名の方々に受講していただき、情報時代の中でコンピューターを使い、より充実した社会生活を送れるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、公民館活動についてでございますが、地域社会の形勢や生涯学習の基礎を学んでいくために、主催事業の積極的な開催、また自主的な学習活動の推進、援助をすると

ともに、公民館教室等を開催いたしまして、学習機会の提供に努めてまいりたいと考えております。

次に、人権教室の推進でございますが、人権教室のための国連10年の斑鳩町行動計画の策定について、今日まで行政全体の取り組みとしての幹事会の具体的なことを検討して、ワーキンググループ、またその内容についてご意見をいただきます懇話会等を開催いたしまして、その取りまとめを行っております。また年間を通して、人権教育研修会の開催等、同和教育推進協議会、また同和教育啓発活動推進本部等との連携を図りながら、差別のないまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、スポーツの振興でございます。町民のだれもがそれぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じまして、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツの推進に努めてまいりたいと考えております。そのため、スポーツ指導者の養成、確保、スポーツ施設の充実、また住民のニーズに応じた情報の提供等の整備を図るため、本町のスポーツ振興計画を策定することといたしております。この本年度の作成に向けた調査、研究を行うことといたしております。

次に、青少年健全育成についてでございます。次代を担う青少年の育成は、本町におきましても極めて重要な課題であると認識しているところでございます。青少年が社会とのかかわりを自覚しつつ、自立心を発揮し、みずから目標を設定し、その実現に向けた活動を進めていくことができるよう、社会全体を挙げた取り組みが求められているところであります。家庭、学校、幼稚園、青少年団体、地域等と連携し、青少年の健全育成の取り組みを、青少年問題協議会、また生活安全協議会等とともに、その推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、国際性の豊かな人づくりの推進についてであります。国際化時代に対応できる教育を推進するために、ことしも学校教育や社会教育の場において、児童・生徒などヒアリング能力を高めるとともに、英語や異文化に対する興味、関心を高めるため、外国青年招致事業を実施してまいりたいと考えております。また、平成7年から、毎年実施してまいりました生徒の海外派遣事業につきましては、対象者や派遣先等、事業全体を見直し検討するため、本年度は一時中止してまいりたいと考えております。

次に、文化財保護についてでございます。

懸案の藤ノ木古墳の公有化事業につきましては、史跡指定区域内の買収が完了したことによりまして、本年度はその整備計画の見直しを行うこととしております。また、石

室保護のための各種の調査も引き続き実施してまいりたいと考えております。

史跡中宮寺跡の追加指定につきましては、所有者の理解、協力をいただいた中で、国、県との協議も整い、本年度史跡指定認可を受けるため、諸手続を今進めているところでございます。

また、学術調査として、駒塚古墳、調子丸古墳の調査につきまして、現在墳丘の範囲を確認するための周辺調査を実施しているところでございます。なお、仏塚古墳の見学者のための通路等の整備を考えておりまして、今後も文化財の保護に努めてまいりたいと考えているところでございます。

それでは予算の概要についてご説明を申し上げます。

平成13年度の教育予算は9億2,399万2,000円を計上させていただきました。前年度と比較いたしますと、情報化の推進に伴い、小、中学校情報教育推進事業3,065万9,000円、社会教育費の情報通信技術講習推進事業1,005万円、地域福祉の充実に、中学校施設の階段手すりの取り付け費及び中央公民館のいす式階段昇降費269万8,000円、歴史、文化の保存といたしまして、仏塚古墳整備事業170万円、生涯学習・スポーツ施設の充実にいたしまして、天満グラウンド及びテニスコート等の改修費用950万円が増額となっております。藤ノ木古墳公有化用地や石室保存修理の完了等による減額もありまして、差し引きいたしますと1億9,346万5,000円の減となっております。

それでは、教育総務費並びに学校関係に係る事項別明細の説明をいたします。

まず147ページ、第1目、教育委員会費でございますが、200万6,000円を計上いたしました。前年度より19万6,000円の増でございます。増の主なものは予算科目の組み替えでございます。郡地教委連絡協議会負担金によるものでございます。

21世紀に向けた新しい地方教育行政を担う教育委員会の役割は、ますますその重要性を増してきております。そのためより一層のその施策に創意工夫を凝らすとともに、体質の改善や効率化についての努力を続け、住民の期待にこたえる教育行政を展開していくことが必要であると考えております。

そうした中で、教育委員会を月1回定例に開催したいと考えております。そのための委員報酬146万6,000円でございます。また委員みずからの資質の向上と、教育委員会が一層の活性化を図るための必要な経費でございます。

次に、第2目、事務局費でございますが、9,886万3,000円を計上いたしました。前年度より545万4,000円の増となっております。増の主なものは、小学校事務員廃止に伴います事務局職員1人増による人件費でございます。

初めに報酬費でございますが、253万1,000円を計上いたしました。学校教育の充実振興を図るため、学校教育指導主事の配置を本年度も引き続き行いたいと考えております。そのための経費でございます。

次に148ページでございます。賃金2,142万3,000円を計上いたしました。本来教員の配置はその配置期限によりまして、県教育委員会より配置されるものでございますが、どうしても不足する教科補充や障害児教育の充実、また同和教育推進並びに学校図書館運営の充実などに町費負担講師を配置いたしまして、学校教育活動を円滑に行うため、人的条件整備の費用を計上させていただきました。

またことしも子ども模擬議会の開催を考えておりまして、子供たちの自由な発想を伸ばし、我が町への愛着を高めるとともに、地域社会の一員としての自覚を養うため開催いたしたいと考えております。議場の使用も含めまして議会のご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、149ページでございます。委託料209万5,000円を計上いたしました。教職員の定期健康診断及び成人病健診の実施し、健康管理や健康指導に要する費用が主なものです。

次に、負担金補助及び交付金の110万1,000円を計上でございます。中学校の夜間学級開設設置の負担金でございます。

次に、第3目、私立学校振興費、830万円計上いたしております。私立幼稚園就園奨励費補助金につきまして、来年度も引き続き実施し、保護者の負担軽減を図ってまいりたいと考えております。

次に、第4目、外国青年招致事業費でございます。546万3,000円を計上いたしております。国際化時代の教育の推進を図るために、本年度も引き続き、外国青年招致事業を実施してまいりたいと思います。また、毎週木曜日につきましては、幼稚園、小学校にも派遣いたしまして、外国との文化に興味、関心を高めていただくように配置し、実施してまいりたいと思います。

次に、第5目のスクールカウンセラー事業費でございます。401万1,000円を計上いたしました。今のいじめ、不登校といった問題は、極めて深刻かつ重大な教育課

題であることから、本年度も引き続き臨床心理士、スクールカウンセラーとして配置を
してまいりたいと思っております。

そのほか、両中学校には心の教室相談員、また3小学校にはふれあいフレンドを配置
いたしまして、子供たちの悩みや心のゆとりについて気軽に相談に乗っていただき、
そして適切な対応ができるように実施してまいります。この相談指導員等の賃金を計上
させていただきます。

それから、生徒海外派遣事業につきましては、先ほど当初に申しあげましたように、
本年度は検討期間ということで、13年度は中止をすることといたしております。

次に152ページでございます。小学校費についてでございますが、1目の学校管理
費、1億2,864万3,000円を計上いたしております。前年度より884万円の
減となっております。減の主なものにつきましては、用務員、給食調理員の減による人
件費関係でございます。

需用費につきましては3,343万3,000円を計上いたしました。3小学校にお
きます学校管理上、ぜひ必要な事務用品、学校管理消耗品及び光熱水費が主なもので
ございます。

次に153ページでございます。委託料、751万1,000円計上いたしてありま
す。警備保障の委託、消火器設備等の点検委託料及び学校用務員が1人が、平成12年
度末をもって退職することから欠員を生じますので、その補充のため業務委託を行う
ことといたしておるところでございます。

次に、工事請負費でございますが、520万円を計上いたしてあります。西小学校の
体育館の床の補修、東小学校のプールの補修、また各小学校のトイレの傷みが目立って
きたことから、より快適な教育環境の充実に図るために改修を予定しております。

次に154ページでございます。負担金補助及び交付金123万9,000円を計上
いたしてあります。教職員は幅広い人間性、教科、教職に必要とされる実践的指導の基
盤を確実に取得されることが重要でありますことから、より深い学識を備えた専門職と
しての資質の向上を図るための教職員研修費用として69万1,000円を計上いたし
ました。人権教育の推進は学校教育の重要な柱であります。教職員の研修は必要不可欠
なものであると考えておりますので、その研修費用45万8,000円を計上いたしま
す。

次に、教育振興費についてでございますが、2,622万4,000円を計上いたし

ております。前年度より801万3,000円の減となっております。その減の主なものは小学校情報教育の推進に伴うコンピューター教室整備の完了に伴いますものでございます。

初めに、需用費474万6,000円を計上いたしました。これは教材や教科用消耗品の購入、また教材の修繕に要する経費であります。

次に、使用料及び賃借料でございますが、1,086万8,000円を計上いたしました。主なものはコンピューター機器のリース料でございます。

次に155ページ、備品購入費64万5,000円、これは教科用備品や障害児教育の充実を図るための必要な備品購入でございます。

負担金補助及び交付金につきましては、208万9,000円を計上いたしました。昨年度に引き続き文化活動、クラブ活動等に補助助成を行うとともに、平成14度より実施される学習指導要領に新設されました総合的な学習の時間の学習の内容や、指導方法の研究のために助成を行うことといたしております。

次に扶助費740万9,000円を計上いたしました。義務教育の円滑な充実を図るために、経済的理由によって就学困難な児童の保護者に対しまして、今年度も就学援助を実施してまいりたいと考えております。

次に第3目、保健体育費でございます。3,181万7,000円を計上いたしております。前年度より243万2,000円の増となっております。増の主なものにつきましては、給食調理員の欠員補充のための臨時職員2名等に係る賃金でございます。

まず、賃金では643万円を計上いたしました。これは先ほども申し上げました給食調理員の欠員補充のための臨時職員6人に要する賃金でございます。

報償費の318万6,000円を計上いたしました。これは学校医及びの学校薬剤師の委嘱に伴う費用でございます。

次に156ページ、工事請負費500万円を計上いたしております。斑鳩東小学校のプールの水槽に腐食が発生し、漏水が生じたために、プール全体をシート防水によりまして補修をするものでございます。

負担金補助及び交付金でございますが、658万9,000円を計上いたしております。学校給食の振興充実を図ることを目的として、給食に対します補助を行い、保護者の負担軽減を行う給食補助金が主なものでございます。

次に157ページでございます。中学校について説明させていただきます。第1目、

学校管理費 7, 883万8, 000円を計上いたしております。前年度より589万7, 000円の減となっております。減の主なものにつきましては、職員数の減による人件費関係でございます。この費目は中学校費におきまして、小学校費と同様、中学校における学校管理運営上必要な費用でございます。

賃金につきましては、624万5, 000円を計上いたしました。本年度も両中学校の学校用務員2人、また職員2人について臨時職員を雇用いたしまして、それに当たってまいりたいという形であります。

次に158ページ、工事請負費でございます。960万円を計上いたしております。両中学校のトイレの改修工事、斑鳩中学校の浄化槽の改修工事、南中学校の給食棟屋根塗装工事、階段手すり設置工事等を行う学校環境の整備を行うことといたしております。

159ページ、第2目、教育振興費でございます。3, 369万8, 000円を計上いたしました。1, 857万8, 000円の増となっております。増の主なものにつきましては、パソコン教室のパソコンの更新に係る費用でございます。

次に、使用料及び賃借料でございます。1, 771万3, 000円を計上いたしております。先ほどもご説明申し上げましたパソコン教室のパソコンの更新によりますリース料に係る費用が主なものでございます。また、インターネット等を通じて、情報教育を推進するための整備を行うものでございます。

次に160ページ、負担金補助及び交付金でございます。376万8, 000円を計上いたしました。クラブ活動時間外指導助成金を廃止いたしました。また学習指導要領の改定に伴う総合的な学習の新設に伴い、小学校同様に助成金を計上いたしております。

第3目、保健体育費でございます。1, 600万8, 000円を計上いたしました。307万6, 000円の増となっております。学校給食に係るものが主なものでございます。

初めに、賃金378万8, 000円を計上いたしました。給食調理員4人の欠員補充と、臨時職員を補充するための費用でございます。

報償費165万2, 000円につきましては、小学校と同様、学校医の委嘱に伴うものでございます。

161ページの負担金補助及び交付金308万4, 000円を計上いたしております。主なものは小学校同様、給食補助金の増でございます。

続きまして、162ページでございます。第1目の幼稚園費、1億5, 865万円を

計上いたしました。前年度より239万7,000円の増でございます。職員人件費の増が主なものでございます。

初めに賃金1,667万1,000円を計上いたしております。昨年同様、3歳児保育の充実を図りますために、複数担任制の実施等に係ります臨時講師6人分の賃金が主なものでございます。

次に報償費122万2,000円を計上いたしております。小、中学校同様、学校医等の委嘱に要する費用でございます。

委託料149万2,000円につきましては、警備業務や消防設備等の保守点検、または園児の健康診断に係る委託料でございます。

使用料及び賃借料につきましては、63万9,000円を計上いたしました。事務用機器のリースが主なものでございます。

次に、社会教育費の関係でございます。165ページをごらんいただきたいと思いません。第1目の社会教育総務費でございます。4,878万4,000円の計上をさせていただきます。

まず報酬費でございますが、440万9,000円の計上でございます。社会教育指導員、社会教育委員等の報酬でございます。社会教育を推進していく上で、専門的な助言と指導を行っていくこととし、各種の教養講座、教育相談、人権教育の推進に努めてまいりたいと考えております。

167ページの負担金補助及び交付金でございます。306万4,000円の計上をさせていただきます。生涯学習の必要性、重要性を認識する中で、その活動の基盤の一つとなります社会教育関係団体への支援及び助成が主なものでございます。

続きまして、公民館費でございます。7,775万4,000円を計上させていただきます。社会教育の拠点施設として、また学校完全週5日制の投入を踏まえまして、青少年の地域活動、また生涯学習の拠点として、その役割、機能が十分発揮できるよう努めてまいりたいと考えております。

まず報酬費でございますが、413万2,000円の計上でございます。公民館長と公民館におけます学習活動に対しまして、指導助言や教育相談に従事する社会教育指導員に係ります報酬でございます。

需用費についてでございますが、1,511万4,000円を計上させていただきます。中央公民館を利用していただく障害者の方々が、より安全に自由に大ホール

の舞台に上り下りできるよういす式階段昇降機を舞台北側そでに設置し、バリアフリー化を図ることといたしております。この費用といたしまして70万円と、公民館管理運営に要する費用と光熱水費が主なものございます。

次に、170ページの第3の文化祭費でございます。127万4,000円の計上でございます。文化祭と美術展覧会を開催するための費用でございます。

第4目、文化財保存費でございますが、2,312万8,000円を計上いたしました。史跡藤ノ木古墳の整備でございますが、残ります1件の所有者との契約も済み、13年度は平成8年度に策定いたしました整備計画を、藤ノ木古墳整備検討委員会で見直しを含め検討し、整備に向け積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、史跡中宮寺跡の整備でございます。追加指定の協議も整い、本年度指定を受ける努力を行っているところでございます。

なお、県史跡仏塚古墳の見学者への利便を図りますために、周辺用地の公有化として131万円を計上させていただいております。

次に172ページでございます。第5目、青少年野外活動センター管理運営費でございます。152万円の計上でございます。例年7月から9月までの3カ月間の施設運営に要します費用でございます。

続きまして、173ページでございますが、第6目図書館運営費でございます。

賃金でございますが、館長及び臨時職員に係ります費用でございます。

次に、需用費でございますが、2,575万7,000円でございます。図書館利用者のニーズにこたえるべく、蔵書の新鮮化、豊富化を図りますための図書購入費が主なものでございます。本年度は、当町に関する図書で一般に流通している図書の可能なものすべての収集に努めること、また利用者からの調査、相談に必要な参考図書の充実に力を入れていきたいと考えております。行事につきましては、平成12年度に好評を得ましたおはなしフェスティバルを継続実施するなど、子供対象の行事を豊富に展開していきたいと考えております。

委託費につきましては、2,327万2,000円でございます。図書館施設管理委託といたしまして、いわゆるかかるがホールと図書館費用を面積案分いたしまして、算出された1,638万8,000円が主なものでございます。

次に175ページでございます。第7目の情報通信技術講習推進事業費でございます。1,005万円を計上いたしております。情報通信技術、いわゆるIT基礎学習の早

期普及を図りますために、全国で約550万人程度が受講できる情報通信技術講習特例交付金が創設されたところがございます。本町におきましても、年間50回の講習会を中央公民館で開催いたしまして、1,000人の方々に受講していただくことといたしております。前期の講習会として4月から6月までの3カ月間に18講座、360人の募集を3月広報によって行っているところがございます。なお中期の7月から9月、後期の10月から12月につきましても、引き続き広報で募集していく考えでございます。

次に、177ページの第6項、保健体育費でございます。2,943万3,000円を計上いたしております。生涯スポーツの推進を図りますために、各種のスポーツ教室の開催、競技大会の実施、またスポーツクラブの育成等を行っていくことといたしております。本年度も体育協会に230万円、いかるがの里・法隆寺マラソン、三塔健康走ろう会実行委員会に対しまして300万円の補助金を助成してまいりたいと考えております。

179ページの第2目、町民体育大会費でございますが、128万1,000円を計上いたしております。そのうち地区対抗綱引き大会につきましては、平成12年度は試行的に子供の部を設け実施し、多くの子供たちの参加を得たところがございます。本年度も趣向を凝らし、多くの住民も参加し、楽しんでいただける大会にしてまいりたいと考えております。

180ページでございます。第3目の健民運動場費でございます。645万5,000円を計上いたしております。天満グラウンドのトイレ及び駐車場の整備に係る費用400万円と夜間照明に伴います光熱水費が主なものでございます。

次に181ページ、第4目の町民プール運営費でございます。718万8,000円を計上いたしております。施設管理・運営業務委託料及び光熱水費が主なものでございます。

次に第5目の生涯スポーツ推進事業費でございます。45万5,000円を計上いたしております。スポーツ教室の開催に伴います費用でございます。

第6目すこやか斑鳩・スポーツセンター運営費でございます。3,469万3,000円を計上いたしております。本町のスポーツ活動の拠点として、住民の健康、体力づくり、レクリエーション活動の場として、また町民相互の交流の場として、常に良好な状況で利用していただけるよう適切な管理に努めてまいりたいと考えておりまして、今回テニスコート改修に係ります費用550万円、体育館アリーナのフロア改修に伴います

費用156万円及びトレーニング室の機器充実のための費用100万円を計上いたしております。

以上簡単でございますが、教育費についての予算の概要説明にかえさせていただきます。何とぞご審議いただきますようお願い申し上げます。

○森河委員長 第9款、教育費についての説明が終わりました。

これに対する質疑をお受けしたいところでございますが、時間がまいりましたので、ここでお諮りしておきます。委員皆様方、ここで質疑はあすということで、これで終わってよろしいございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森河委員長 本当に長時間ありがとうございました。本当に理事者の皆さんもご苦労さんでした。本日はこれをもって散会します。明日また9時からよろしく願いいたします。

(午後 7時38分 散会)